

327

250

第四卷

表彰産業組合

全



始



327

250

第 四 次

表 彰 産 業 組 合 全

產業組合中央會編



產業組合

全



東京 產業組合中央會

例言

一、本書ハ各府縣ノ申告ニ基ツキ本會調査委員ノ詮衡
ヲ經第八回全國産業組合大會ニ於テ表彰シタル三十
十組合ノ事績ヲ調査輯録シタルモノナリ
一、本書ハ此等組合ノ理事者ガ組合經營ノ爲メニセル
苦心經營ノ狀況及其ノ効果ヲ詳細ニ記述シタルヲ
以テ組合研究者實地經營者ニ對シ絶好ノ參考資料
タルベキハ本會ノ信ジテ疑ハザル所ナリ
一、本會ハ既ニ第一次第二次及第三次表彰組合ヲ發行
セリ本書ヲ讀ム者亦之ヲ參照セラル、ノ要アルベ
シ

大正二年五月十七日

産業組合中央會

第四次表彰產業組合目次

東京府	有限責任玉川村信用組合……………	一頁
京都府	有限責任伏見信用組合……………	八
大阪府	無限責任西郷信用購買組合……………	一五
神奈川縣	有限責任長浦購買組合……………	二六
兵庫縣	無限責任下三方信用購買販賣組合……………	三〇
長崎縣	無限責任長田村信用購買販賣組合……………	三七
新潟縣	有限責任上關信用組合……………	四二
埼玉縣	有限責任平村信用組合……………	五二
茨城縣	無限責任中里信用購買販賣組合……………	六二
三重縣	有限責任豐地信用販賣購買組合……………	七〇
愛知縣	有限責任小針信用購買生產販賣組合……………	八三
靜岡縣	無限責任仁科報德信用組合……………	九五
滋賀縣	無限責任山内村戰役紀念信用販賣購買組合……………	一〇四
岐阜縣	有限責任加子母信用購買組合……………	一一一

長野縣	有限責任大出信用購買組合	一一八
福島縣	無限責任福田信用組合	一三一
岩手縣	無限責任湯本信用購買販賣組合	一三八
青森縣	有限責任相坂信用組合	一四四
富山縣	有限責任水橋賣藥信用組合	一五二
島根縣	無限責任多根鍋山信用組合	一六一
廣島縣	有限責任官內信用販賣購買生產組合	一六九
同	有限責任久友信用販賣購買生產組合	一七七
同	有限責任小奴可信用組合	一八三
山口縣	無限責任右田信用購買販賣組合	一八九
同	無限責任牟禮信用組合	一九四
同	有限責任高森信用購買販賣生產組合	二〇一
福岡縣	無限責任蔭內信用購買組合	二一〇
福岡縣	無限責任南畑信用組合	二一九
佐賀縣	有限責任古枝村信用組合	二二六
宮崎縣	有限責任向江馬場信用組合	二三二

神奈川縣長浦組合長 大谷潤君



大阪府西郷組合長 小山定治郎君



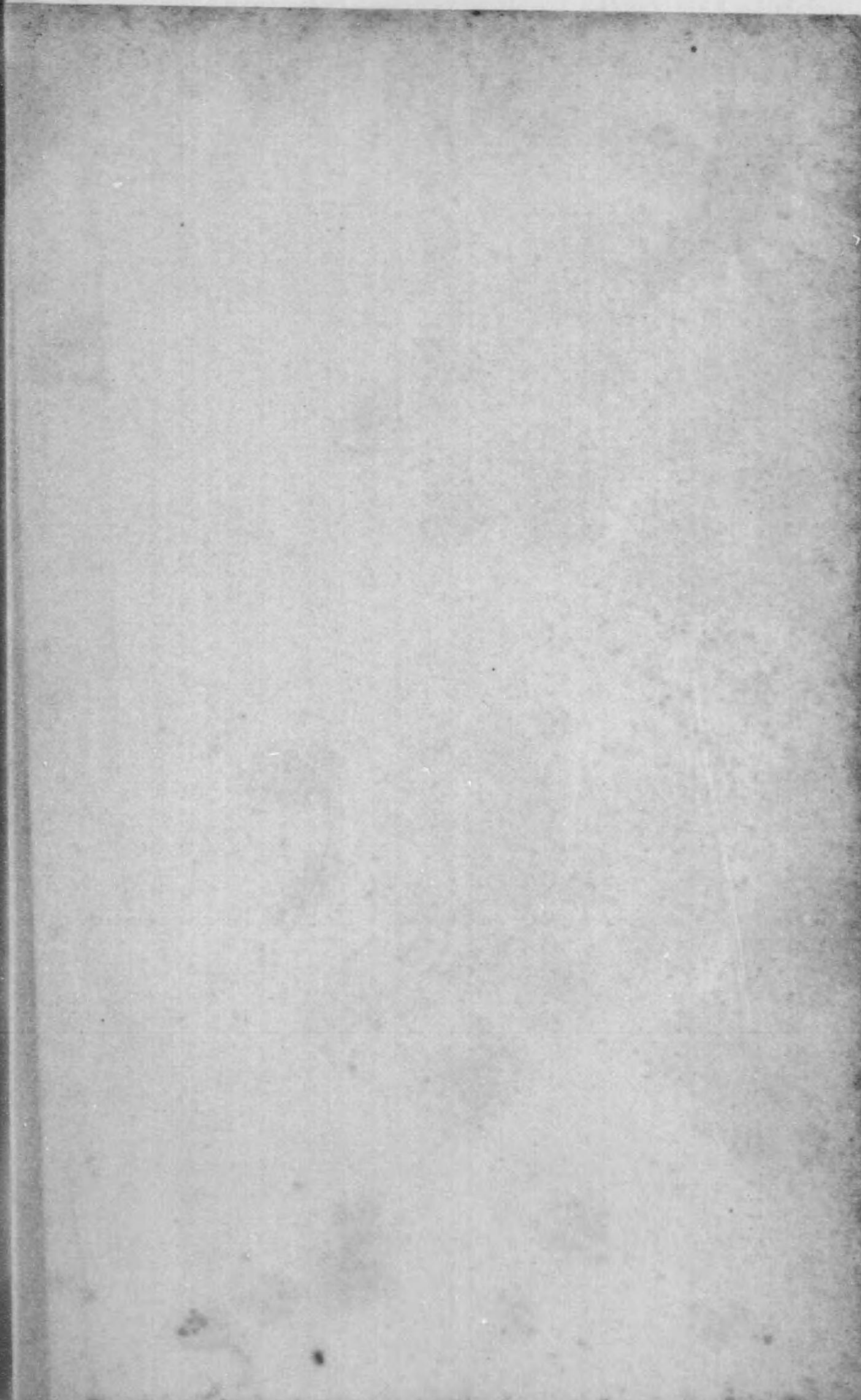
埼玉縣平村組合長 峰岸信作君



新潟縣上関組合長 小野塚藏之助君



兵庫縣下三方組合長 田路兼藏君



長野縣大出組合長 丸山友彌君



岐阜縣加子母組合長 內木又六君



三重縣豐地組合長 宮村勇三郎君



茨城縣中里組合長 大部式藏君



富山縣水橋組合長 押田喜訓君



青森縣相坂組合長 江波又六君



滋賀縣山内組合長 馬場多助君



愛知縣小針組合長 大野松藏君



福島縣田組合理事 (左) 荒一君 (右) 吉慶君



靜岡縣仁科報德信用組合

山口縣高森組合長 三 戸 熊 大君



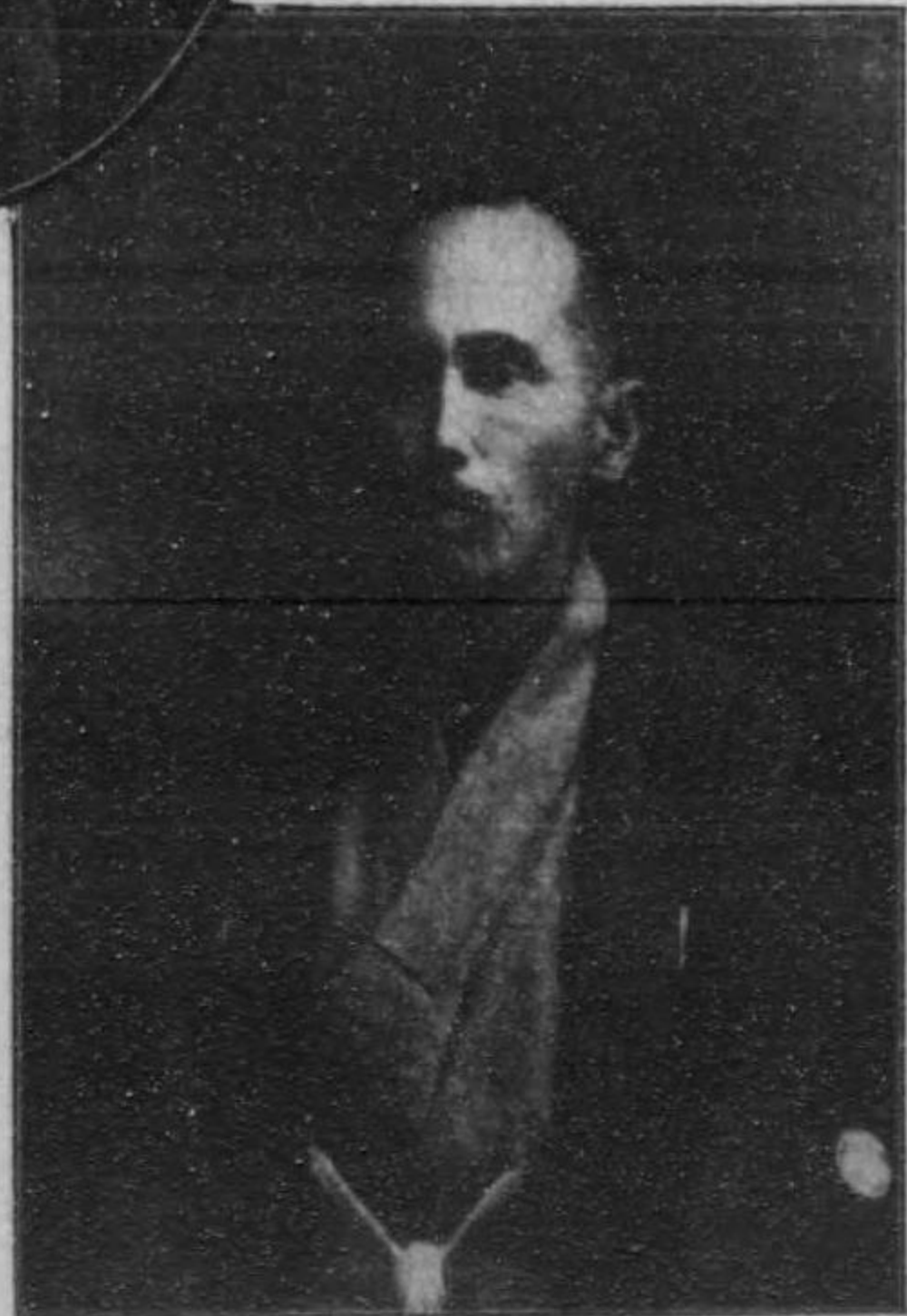
山口縣李禮組合長 鹽 田 一 郎君



佐賀縣古枝組合長 小野原 虎 吉君



福岡縣南畑組合長 池 田 知 三 郎君



長合組內蓬縣岡福 君一長村吉

島根縣多根鍋山組合長 原 秀 君



廣島縣宮内組合長 川 北 良 太 郎君



廣島縣小奴可組合長 山 名 克 治君



山口縣右田組合長 大 村 敏 尾君



長合組友久縣島廣 君雄一橋高

第四次表彰産業組合

有限責任玉川村信用組合

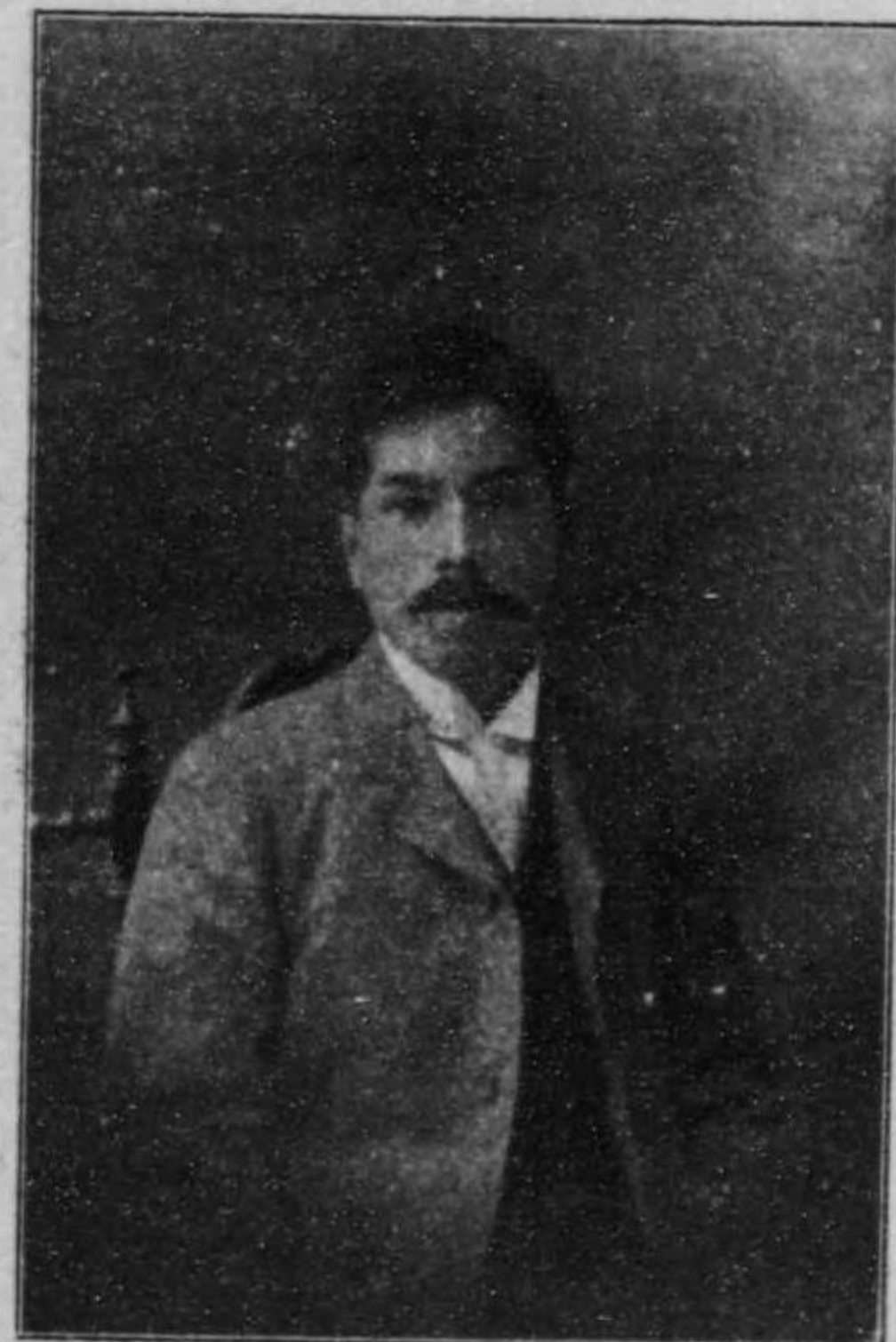
東京府荏原郡玉川村大字等々力一八八一
明治三十八年二月二十日設立

▲組合設立事情 組合區域たる荏原郡玉川村は東京市を距ること僅かに二里の所に在り、戸數八百九十戸大都會に近接せる關係よりして農村に在りながら、其經濟情勢は全く異り殊に玉川電車開通と共に村内の經濟事情自ら一變せり。

近來本村の人口年毎に増加し而して生産力は依然として進歩せず、明治三十五年の調査に依るに一戸平均負債金額百圓に達し、最近十箇年間に他町村へ賣却したる土地已に十三町七反に及べり。富者は年毎に滋、富めども、貧者は日に愈、窮し、竟に農耕を廢めて都市に出稼する者、勞働者の群に投ずる者前後相踵ぐの狀況となれり。

今や中産以下の者の信用は日に増、薄く五圓の債務にさへ登記を強ひられ元費徒らに嵩みて利率は懸

宮崎縣向江馬場組合長 押川兼利君



東京府玉川村組合長 千野要之助君



(明石町公會堂)

第四次表彰式

第四次表彰産業組合

有限責任玉川村信用組合

東京府荏原郡玉川村大字等々力一八八一

明治三十八年二月二十日設立

▲組合設立事情

組合區域たる荏原郡玉川村は東京市を距ること僅かに二里の所に在り、戸數八百九十戸大都會に近接せる關係よりして農村に在りながら、其經濟情勢は全く異り殊に玉川電車開通と共に村内の經濟事情自ら一變せり。

近來本村の人口年毎に増加し而して生産力は依然として進歩せず、明治三十五年の調査に依るに一戸平均負債金額百圓に達し、最近十箇年間に他町村へ賣却したる土地已に十三町七反に及べり。富者は年毎に滋、富めども、貧者は日に愈、窮し、竟に農耕を廢めて都市に出稼する者、勞働者の群に投ずる者前後相踵ぐの狀況となれり。

今や中産以下の者の信用は日に増、薄く五圓の債務にさへ登記を強ひられ元費徒らに嵩みて利率は懸

宮崎縣向江馬場組合長 押川兼利君



東京府玉川村組合長 千野要之助君



第四次表彰式

(明石町公會堂)

て二割にも達せんとし、起業心の阻喪は寧ろ當然の結果とも見るべき有様なり。村内に銀行支店あれども中産以下の者には其用を爲さず、郵便貯金扱所三箇所あれども之亦更に金融の便宜を與へず、唯舊來よりの質店ありて聊か細民の金融を資けたりしが、之生産的資金を調達する機關にあらず、中小産者に産業資金を供給すべき機關は玉川村に永く缺除せる所なりき。

此の如き事情の下に久しく不振を歎ちたりし折柄日露開戦のことあり、千古の國難に遭遇して國民覺醒の秋來り、豊田周作、千野要之助、其他數氏相謀りて信用組合設立の議を立て、百方勸誘して出資四百五十口加入者百五十名を得、明治三十八年三月、日露の戦酣なる時茲に有限責任玉川村信用組合の設立を見たり。

▲事業の状況 設立以來各年度末の状況左の如し。

年次	組合員數	拂込資金	準備金	借入金	貯金	貸付金
明治三八年	二二八	一、五七九	八	—	二、四四三	三、九九六
同 三九年	三〇七	三、六七九	六五	—	九、五八一	一〇、〇〇七
同 四〇年	三七六	六、二九七	一六五	一、〇〇〇	一五、八九四	二〇、五四〇
同 四一年	三八九	八、五七九	三九二	三五〇	一〇、九二四	一八、五三二
同 四二年	四一一	九、九九三	八四〇	—	二二、八三二	一九、八四六

同 四三年	四二一	一〇、七二五	九八五	—	二二、六四二	二二、八四三
同 四四年	四二二	一一、一〇六	一、三四〇	—	一七、二七九	二二、六六四
大正元年	四二九	一一、三七八	一、七三二	—	二二、四九三	二八、二九五

利率は普通貸付年一割、貯金は同五分、貸付の種類及貯金の種類に依りて高下あり。

▲經營方法

事務所を村の中央部に設置し別に便宜上支部を二箇所置く。支部と云ふも假扱所たるに過ぎず、支部に於ては出資金、利息又は貯金の拂込を受け、一箇月三回づゝ支部の日計出納を事務所に報告せしむ。從來比較的遠隔の地に在る組合員は不便の爲め組合利用の志薄く、偶々借入を求むるに過ぎず、貯金の念も甚だ乏しき様感じたりしが、支部の設ありて以來一變して組合事業漸く普及せり。

貯金は各部落に貯蓄組合を設けて之を奨励す。婦人會にも、同窓會にも、青年會にも、戸主會にも乃至農産物共同販賣組合にも、皆齊く貯蓄を爲さしめ、集金人を廻して集むる者、組合員輪番にて集むる者等其便宜に任せ、期限は當座あり、定期あり、無期限あり、曾て懸賞の法に依り又利率割増の方法に依て、其奨励を爲せしが、結局手近に取扱所を設けて、預入れの便宜を得しむるを以て最も効果あるを見たり。

貸付は一人最高金五百圓を限度とし、擔保を提供するときは更に金二百圓を加ふる迄の貸付を行ふ。農村の常として出納甚だ偏重し、八九月の交には金庫内頗る餘裕を見るも、四月に及びて多くは不足を告げ來り、屢々資金逼迫して借入金を爲す必要あり、然れども已むを得ざる場合の外は力めて借入金を

避くるの方針を採り、低利資金の借入をさへ敢て爲さず、専ら組合の基礎の鞏固ならんことを圖る。

貸付金の返済期を怠るの弊を矯めんとて期限後の利率を高めたるが、目ざましき効果を見ず、怠る者は矢張之を怠る。依て組合より事務員を廻して親切に且不倦督促するに如かずとなし、今日此方針を以て進みつゝあり。

利子拂込の場合にも只組合員の徳義心に一任するのみにては、畢竟滞納の本たるべきを察し、催促と注意とを怠らず、漸次組合員の信用の高まらんことを期待せり。尙貸付金返済期限に及びて、半額を拂込まざれば證書の書換を許さずとの規定を設けたるに、反つて放漫の弊を生じたる傾向なきにあらざりき。

▲組合員 金五圓以下の小口貸付は如何に金融逼迫に臨むも其貸出を制限することなければ、安じて來り組合役員に相談せられよと、豫て組合員に洽く告知したり。従來農村に於て肥料殊に米糠の購入は、十二月を以て最も有利の時と稱す、而も中農以下にして、能く購入の餘資を有するもの殆んど稀なり、當組合は其資金の需に應じて貸出を辭せざるが故に、組合員の經濟好調を得て、漸次共同購入等行はれ、産業の發達を促したること尠からず。

本村に耕地整理の企劃あるや其年晩春大雹害あり、其餘を受けて、工費の負擔に堪えざらんことを虞れたりしが、當組合が一切經理の任に當り、綽々として資金を辨じれば、其事業の成功を容易なら

しむることを得たるのみならず、之が爲めに災後の人に職を與へ、其饑渴を免れしむることを得たるは豫期以上の幸福なりき。又本村の購買組合の如きは、全々當組合に倚て其經營を完ふすることを得、又小商工業者が時に臨みて仕入をあやまらざるも組合あるが爲なりとて、組合員各喜びの色を以て組合事務所に出入せり。

▲組合員の産業及經濟上に現れたる組合の効果 組合員は何時にても便宜低利の資金を借入るゝことを得べしとの信頼あるが故に、相場低落の時に方り生産物を投資するの不利益を除きたること、適當の委節に於て恰好なる肥料の購入をあやまらず、以て農作物の生育を全からしむること、共同心の發作に依りて、肥料其他日用生計品の共同購入廣く行はるゝに至れること、及生産品の共同販賣行はるゝに隨ひ、其作付反別の増加、品種の改良、種子の共同購入及其栽培法に於て急激の進歩をなし、組合の力に依りて改善されたる組合員の經濟は、近年銀行又は附近の金貸業者に走る窮餘の借金を殆んど不必要はらしめたること等、産業、經濟の上に及ぼしたる影響尠からず。之を貯蓄思想に見るに、設立前の狀況を以て今日に比するときは、顯著なる差異を示せり。従來銀行預金を有する者は極めて少なく、單に中産以上の者の少數に止まり、夫れ以下にありては殆んど絶無の姿にて、隨て郵便貯金の成績の如きも亦甚振はざりき。然るに、今日は組合員一人平均、通帳三冊以上を有し、戸主、婦人、老幼、各種社交團體、各講社に至る迄、皆競ふて貯金をなす有様となりたり。茲に至りて人々の思想は、

周囲の事情如何に依り容易に誘導せらるゝものなることを明にし、役員一同の私かに喜びとする所なり。

補習夜學の獎勵教育功勞者に對する施設として謝恩會、高齢者優遇の爲めにする尙齒會、教育資金造成共進會、圖書閱覽所、衛生教育幻燈會、善行者表彰、組合互助救濟等直接間接に自治訓練に良好なる影響を及ぼし、民風改善の實漸く揚り來れるものは、之皆組合の效果として見るべきものなり。

左に最近の狀況を示すべく、大正元年度末貸借對照表及損益計算を示さん。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	七二・四五二	出資金	一一一〇・〇〇〇
貸付金	二八・二九五・八七五	貯金	一三、四九三・四〇〇
預金	八二〇〇・六二〇	準備金	一一六二・〇三七
聯合會出資金	五〇〇・〇〇〇	特別積立金	四六九・七〇九
什器	二一九・五五三	聯合會未拂込出資金	二五〇・〇〇〇
現金	七九八・七三〇	剩餘金	一一六一・〇八四
合計	三八、七三六・二三〇	合計	三八、七三六・二三〇

損益計算 (大正元年度)

利益		損失	
貸付金利息	二、七四四・二三九	貯金利息	一、七〇二・八九一
預金利息	二六九・四四〇	產業組合費	二・四〇〇
		中央會給	六九・〇二五
		印刷費	一三・〇〇〇
		消耗品費	六・〇一九
		通信費	二〇〇
		雜費	四九・〇五〇
合計	三、〇一三・六六九	合計	一、八五二・四三九

差引剩餘金千百六十一圓八錢四厘

有限責任伏見信用組合

京都府紀伊郡伏見町字上南部六八

明治三十八年五月二十五日設立

▲設立 往時に於ける伏見町の盛況は普く世人の知れるところにして、京都市に入るの關門を爲し、商業も繁盛なりしが、廢藩後時代の推移に遭ひて頓に衰へ、又昔日の觀なく、殊に鐵道の便開くるや、當地と大阪との交通繁かりし淀川の運送業は、忽ち鐵道の壓迫を受け、商業振はず工業起らず、町民益悲境に沈淪し、遂に中産以下の産業者は高利貸輩の食餌となり、枯木の風に倒るゝが如く破産者の續出せん形勢となりたり。此の時にあたり、大に勤儉貯蓄を勧め、伏見町勢挽回の氣運を開かんと企てたるものに、青年霸氣に富める貯蓄實行の一團たる伏見十六會あり。明治二十七八年戰役前の十六會は、會員數僅かに二百名を數ふるに過ぎざりしも、戰後俄然一千名を超え、社會の信用益加はり、會員は日を追て其數を加へたり。然れども元來十六會の貯金部の事業は、會員をして一定の期間に於て一定の貯金を爲さしめ、毎年抽籤を以て金額を授受するものにして、恰も賴母子講の少しく進化したるものに過ぎず、勤儉貯蓄の目的に對しては間然するところなれども、進んで其貯金を最有利に放散して、町内繁盛の原動たらしむるの機能を缺き、識者をして焦慮措く能はざらしめたり。然るに一日京都帝國大學田島教

授の講話を聞き、信用組合の制度を知り依て直に組合設立の議を起し、明治三十八年五月伏見信用組合を設立したり。

▲事業經營 明治四十四年度末組合員職業別を見るに商業者三四三、工業者八八、農業者五一、雜業三一、合計五二三、本組合は即ち商工業者の信用組合にして、彼の農村に於ける信用組合とは大に其趣を異にする處あり。而して向上の氣象全身に漲る中等階級の商工業者に對し如何にして満足する程の資金を供給すべきか、又組合員をして各自の事業に蹉躓なからしめんこそば如何にすべきか、之等は本組合役員の最も苦心せし處なり。されば町内住民の經濟を獨立せしめ其向上發展を期せしめ、組合の基礎を確立せしめんには、先づ以て組合員の貯蓄心を涵養し、以て信用組合の妙用を發揮せしむるに如くはなしとなし、依て組合經營の方針として、出資拂込の如きは之を重要視せず、第一回拂込以後は、組合に於て必要と認めたるるとき理事會の決議を以て拂込ましめ、年々剩餘金より拂込ましむるものを、漸次に拂込を了せんとし、現在出資總額二萬七千圓の内、約一萬七千圓の拂込を了りたるに止まる。

普通貸付及貸越は日歩三錢月賦貸付は月利九十錢の利率を以てし、貸付總額の約七割は土地、建物、公債、社債券等の擔保を徵し、其餘は無擔保貸なり。

貯金は本組合の最も意を用ひたる處にして貯蓄金、定期貯金、十年据置貯金、特別預金等の種類ありて

金額十三萬を算するに至れり。尙特別預金は商工業者の爲めに當座預金取引の便宜を興へたるものなり。組合が貯金を吸収せんとせば一家の主婦が筐底に死藏する臍繰金、青年、兒童の零碎なる所持金を吐出さしめざるべからずとなし、所謂家族貯金、雇人貯金を組合員の名を以て通帳に符號を付して之を取扱ひたり、然るに其結果は貯金の秘密を必要とする主婦の希望と一致せず、自我心名譽心の盛なる青年子弟の名義を通帳に用ひざりし缺點あり、或は、雇人が主人の名義を以て貯金をするこの裏面に、僻根性を逞うする等、豫期せざりし種々の事情を發見したれば、之等の關係を圓滿ならしめんため、伏見勤儉貯蓄會を設け、家族貯金を獨立せしめたり。

伏見勤儉貯蓄會規約摘要

第三條 本會ハ勤儉貯蓄ヲ獎勵シ之カ實行ヲ規定シ他日會員ヲシテ各自ノ志業ニ資セシムルヲ以テ目的トス

第五條 貯金ハ毎月集金係ニ於テ取纏メ會長ノ名義ヲ以テ有限責任伏見信用組合ヘ預入ル、モノトス

第七條 本會ニ加入セントスルモノハ有限責任伏見信用組合員ノ家族又ハ雇人ニ限ル但シ以上ノ家族又ハ雇人外ト雖モ有限責任伏見信用組合ヘ加入セントスル者ハ特ニ加入スルコトヲ得

第八條 會員ハ堅ク本規約ヲ守リ左ノ各項ヲ承認スヘシ

一 勤儉貯蓄ノ主旨ヲ體認シ品行方正ニシテ各自ノ業務ニ勵精タルコト

二 會員カ貯金引出ノ際會長又ハ理事ヨリ使用ノ用途ヲ問合サル、場合ニハ必ス詳細ニ其用途ニ就キ答フルノ義務アルモノトス

三 貯金ハ本會々長ニ於テ事情已ムヲ得サルモノト認メラレサルトキハ強テ引出ヲ要求セサルコト

四 丁年未滿ノ會員ハ貯金ノ引出ニ際シ豫テ差出置キタル印鑑ノ外更ニ父兄若クハ監督者ノ承認證ヲ添付セシムル事

五 貯金ノ利率ハ有限責任伏見信用組合ノ利率ト同一タル事

六 利息ハ毎年六月、十二月兩度ニ計算シ元金ニ繰入ル、モノトス

七 第七條但シ書ニ依ル會員ハ有限責任伏見信用組合現在出資拂込ニ充ツヘキ貯金額ニ滿チタルトキハ該貯金ヲ以テ直ニ同組合ノ出資トナスヘキ事

第十三條 本會ノ經費ハ有限責任伏見信用組合ノ補助金又ハ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 本會ハ有限責任伏見信用組合營業期間滿了ノ日ヲ以テ解散ス

右の規約に依り蓄積したる家族及雇人の貯金は、四十年末千三百餘圓なりしが、四十四年末に至りては、約一萬八千圓に及べり。

紀念貯金 戊申詔書拜受紀念事業として、併せて伏見信用組合が創立五週年の紀念として、紀念貯金なるものを創め、其當日金拾錢を記入したる紀念貯金通帳を組合員及伏見勤儉貯蓄會員に贈りたるに、之

を受けたる者は、子弟の教育の爲めに教育貯金と爲すあり、兵役の義務を全ふせむとして徴兵貯金と爲すあり、或は結婚貯金となすあり、養老貯金となすあり、思ひ々の方面に他日の幸福を購ふべく零碎の財貨を蓄積せむとし、日々一千有餘の通帳が交るゝ事務所の窓口に投込まるゝ光景は、組合役員の實に愉快に感ずる處なり。紀念貯金の如きは、組合より強ひて奨励を加へざるも、其總額既に一萬貳千六百餘圓に達せり。

十年据置貯金 戰捷國の國民か、戦後に於ける當然の務たる殖産興業、國力充實の事に向つては産業組合員の最も能く實行し來りたる處なるが、伏見信用組合員は尙治に於て亂を忘れず明治四十年六月、十年据置貯金を創設して、國家非常の場合に於ける國民の義務を全うせむことを企劃せり。此貯金は、以後十箇年を経る迄繼續貯蓄し、若し不幸にして一朝國家に事あり、非常國債の募集に際しては、直に之に應ずべき主旨に出でたるものにして、現在に於て此貯金額凡一萬圓に達せり。

▲事業の状況

本組合設立以來各年度末の状況左の如し。

組合員數	出資拂込額	準備金	特別積立金	貸付金	貯金
明治三八年	二二七	一〇八〇 ^四	二二〇 ^四	一三一九 ^四	九四六 ^四
同 三九年	三九八	三、九七八	九五五	一八、九六五	一九、二〇四
同 四〇年	四一八	二、四七八	一、二二六	四九五	五三、二五九
					四三、四九七

同 四一年	同 四二年	同 四三年	同 四四年
四四六	五〇八	五〇八	五二三
一三、三〇〇	一四、七九五	一五、七九五	一八、〇九〇
二、三四七	二、九二九	四、二九三	四、八五八
五〇五	一、一四九	一、六八九	一、八九一
六九、七六三	八三、二六七	二二、四五八	一三、九三四
六五、〇二一	八九、七四六	一三三、七九五	一三二、三〇七

貸借對照表

(大正元年度末)

貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
七、七八三・八〇〇	二二、八六〇・〇〇〇
貸付金	貯金
二二、四六〇・三三八	一三、一〇九三・四五五
預ヶ金	準備金
二、四六九・一一〇	五、〇九八・二二七
什器	特別積立金
一、四四八・六五〇	一、六七一・七八三
地所	剩餘金
三〇〇・〇〇〇	一、四七五・二六二
建物	
三、八九八・九一〇	
現金	
二、五一七・九一九	
合計	合計
一六三、一九八・七二七	一六三、一九八・七二七

損益計算

(大正元年度)

利	利息	一五、一七九・五七五	支拂利息	九、〇二六・八五七
雜	益	五、四〇五	諸給料	二、七六一・七六六
			諸稅	三、二八〇
			消耗品費	一、七六五・二三五
			通信費	五六・九〇〇
			旅費	九五・六九〇
合	計	一五、一八四・九八〇	合	計
				一三、七〇九・七一八

差引剩餘金千四百七十五圓二十六錢二厘

▲組合の效果 ● 組合設立當時は世人より頗る誤解を受け其維持發展を危ぶまれましたが、創立者人見喜三郎氏（現組合長）以下の役員堅忍能く献身的に其任務に當り、孜孜として奮勵したる結果、組合員の漸次増加せること前表に示すが如く、今日に於ては町内商工業者の金融機關なる地位を確實ならしめたり。組合員の富力亦漸次増加しつゝあることは、前表貯金額増加の狀況に依りて明かなり、組合設立當年に於ては貯金人員八十一名、其貯金額九百四十六圓九十錢九厘一人平均十一圓八十一錢二厘のみなりしが、四十四年末に於ては、貯金人員四百九十名、其金額十三萬一千三百七圓六十八錢五厘の巨額となり、一人平均二百六十五圓七十錢に當る。而して此貯金は、

都會地に於ける商工業者の組合として以上の成績を挙げたる本組合は、年々三百餘名の視察員を迎へ能く親切に組合經營の事を教へ、殊に五月の交には特に一名の應接係を置き、一々綿密に組合狀況を示さしめ、他の範となり斯界を裨益したること多し、本組合は更に一層我産業組合界の爲めに貢献せんとし、特に寄宿舎を設けて、視察員の滞在調査に便し、懇篤至らざるなしと云ふ。

無限責任西郷信用購買組合

大阪府豊能郡西郷村大字宿野五五
明治三十七年二月六日設立

▲設立事情 ● 西郷村は大阪府の極北に位し、四面山を以て圍まれ、交通頗る不便の地なれば、隠然別天地の如く。内に田百八十町歩、畑十五町歩、山林原野五百四町歩を有し、現住戸數三百七十三戸、人口二千二百二十人の小村なり。古來風習素朴敦厚にして克く其業に勵み、家々給し、人々足り稍富裕なる生活を營み來りしが、明治維新後奢侈の風は此山間の小村にも容捨なく浸入し來たり、人々漸く勞を厭ひて遊惰となりたれば、次に來るべきものは生活難ならざるを得ず、頼母子講、無盡講を興して一時を

糊塗せしも、當時の救済方法としては、頼母子講も無盡講も其効を奏せず、尙一層の困難を加ふるのみ、明治の聖代、殖産興業の術備り、國民泰平を謳歌し、國勢日に月に隆々たる明治二十年頃悲しむべし、本村民の間には已に貧富の懸隔増々甚だしく、種々の問題簇生して、遂に村治にも悪影響を及ぼすに至りたり。

志ある者は痛嘆し村民を糾合して儉約を期せしめ、種々の規約を定めて實行し、同時に一方には貯蓄奨励をなし、最寄の郵便局及日本貯蓄銀行池田出張所に交渉して、月一回一定の日を期して、局員又は店員の出張を請ひ、貯蓄の便宜を圖り、勤勞貯蓄の美風勸奨に力めたり。然しながら此出張員は拂戻事務を扱はざりし爲め、其拂戻には殊更遠く數里を通ふ不便ありて面白からず、豫期の効果を收むること能はざりき。

儉約一方のみにては俄かに暮しよくなるものにあらず、勤勞の結果事業資金は自ら欠乏を感ずるに至りたれども、其の融通を受くるの途は、土地の資産家に絶るより外なく、常々低頭平身し再三の哀願を用ゐて漸く借り得たる若干の金圓は、一割五分乃至二割五分の高率に加ふるに天引又は歩引と稱して手数料さへ差引かるゝことを甘せざるべからず、爲めに産業も遂巡進まず、商機を逸すること頻々現れ來り。

降て明治三十年九月株式會社北攝銀行が兵庫縣川邊郡東谷村(三里)に設けられ、次で同支店の枳根莊

村(一里)に設けらるゝに及び之に依りて貯蓄及資金融通に多少の便宜を得たりしも、中小業者は尙之をも利用する能はざりき。四圍の事情右の如くにして、中小業者の不便不利擧げて數ふべからず、村内の經濟状態は益不安の念にかられ、金融の途杜塞の有様なりしかば、有志は起ちて自ら勤儉貯蓄の便を開き資金融通の途を講じ、延いて民風の改善を圖らんと欲し、小山定次郎氏(現組合長)外十六名相寄り議を凝して、若し村内に一小銀行を設立せば彼此多大の便宜あるべしとなし、收支の成算も立ちて愈銀行設立の事に決せんとせし折柄、適、明治三十五年隣村歌垣村に無限責任歌垣信用組合の設立あり、其成績目を遂て良好に赴き、村民の受くる利益頗る大なることを聞知し、實地視察の上、極めて時勢に適する良法なることを確め得たれば乃ち範を歌垣信用組合に取りて信用組合を設立することに一決せり。然るに、當時村内の有力者間に、政治上或は感情上の融合を欠き、一致の行動をなす能はざりしと、組合の精神を了解する者少なかりしと、且又銀行業者の機に乗じて浮言中傷せしとに依り、同志者を得ること甚だ困難なりき。是に於て、小山定次郎氏は、若し加入者に寸毫の損失を被らしむることあらば、自ら全責任を以て之を辨償すべしと誓ひ、二三の同志と熱心勸誘の結果、全村に涉りてやうやく百六十五人の加入者を得たれば、明治三十七年二月六日設立の許可を得て、無限責任西郷信用組合を設立せり。

▲設立後の経過

組合設立當時にありては、組合員總數百六十五人、此の出資口數四百二十七口(一口

三十圓)なり、當時事業資金としては、僅に第一回出資拂込金千二百八十一圓(一口三圓)の少額に止まり、事務所は本村大字宿野廿番地辻喜右衛門氏(現専務理事)の別荘を無償借受け茲に事務を開始したりしが幸なる哉事業開始當日より數日を出でずして貯金高五六千圓に達したれば、役員の喜び非常にして、他の順調なる組合が、其發會式に數百金を費し設立の舉を盛ならしむるもの、比にあらず、兎も角組合設立の日を見たるを喜びたり、爾來一二箇月間は貯金の預け入れ相踵ぐも、貸出は絶無なりしかば、餘裕金のみ増大し之が運用に苦心しつゝありしが、同年五月頃より形勢全く一變して、借入請求頻々現はれ、僅々數十日間に組合資金の全部を貸出し、金庫は空虚となり、八月の盆節季を控へて經營難の幕は開かれたり、創立日淺く且組合員にすら未だ組合の趣旨充分行き届り居らざるに、地方銀行業者が組合に對し資金の融通を爲す筈なく、息むなく大阪農工銀行に借入を申込みたりしも、同行亦言を左右に托して應ずる色なかりしかば、役員は百方組合の苦境を述べ、「創立匆匆資金欠乏の爲め仕拂を停止し、又は資金貸付の請求を謝絶するが如きことあらば、忽ち社會の信用を失墜し、折角の事業も一敗地に塗るゝに至らん、然らば、一村の爲め終生の恨事とする所なり」と、愁訴哀願頗る力めたり。時に組合に於ては、已に流通資金の全部を貸出し釐毫の餘裕なきのみならず、豫て取引を契約せし銀行よりは、千圓の過振契約中已に九百五十圓を引出し、餘す所僅かに五十圓、組合長其他の理事は相見て言なく、苦心焦慮施すべき術なき折柄幸にも大阪農工銀行よりの貸付通知に接したれば、組合長は即時大阪農工に出張して、三

箇年定期償還の契約にて二千圓を借受け、急ぎ歸村し危急の場合を切り抜けたり。其後組合の狀況は舊に復し續々貯金者を見るに至り、曩の過振金九百五十圓を償還せしのみならず、尙五百圓を預け入れ、且組合にも亦六百餘圓の餘裕金を生ずるに至り、一同苦心の空しからざりしを喜びたり。かゝる經營難は畢竟地方の事情を熟知せざりしに基因するも、此間に處して役員の得たる智識と經驗は少なからざりしなり。

同年八月十五日出資第二回の拂込をなしたるに之又豫期に反し出資拂込金を貸付金に振替ゆるの已を得ざる始末なりしが、暮れの節季には前回の失敗に鑑み、貸出を充分警戒し、一方組合の精神の普及を圖り、勤儉貯蓄の必要を鼓吹して大に貯金を奨励せしを以て、幸に事なきを得たれども、超えて、三十八年八月盆節季には、又々資金欠乏し急を救はんがため、役員六名個人名義を以て連帯して三千圓を借入れ、組合資金に運用せり。

斯の如き困難を経來りたる本組合は雨降つて地固まり、役員の決心は増、鞏く、經費は出來得る限りの節約を行ひ、貯金、貸付の利率は主として組合員の利益を主とし利便を圖りし結果、逐年信用高まり基礎亦稍鞏固なるに至りたれば、三十九年五月理事會に於て決議し理事六名私財を以て組合事務所を新築し、竣工の際若し組合に於て之を否認したらんには、無償にて組合へ貸與せん覺悟を以て、家屋建築を斷行したり。工成つて、四十年一月通常總會に於て満場一致を以て事務所買收の議を決せり。是現今の

組合事務所にして、價格四百七十圓なりき。

組合員の産業の進歩と組合事業の發展に伴ひ信用組合事業以外に購買事業を兼營するの必要を認め四十年一月の通常總會の決議を以て實行することとなり。土地の小賣業者は曰く、「山高帽の紳士が争でか京阪地方の商人よりも廉價に物品の供給を爲し得べきぞ、羽織袴の組合役員が如何にして商機を知るべき機会を有するや」と、一應尤もの事なり。組合員中には此等の言を信じ、購買事業の取消を請求するものあり、或は取引を躊躇するものあり、果せるかな食鹽を購入して一大失敗を演出せり。當初思ひらく、組合員一戸一ヶ年平均六十斤を消費するものとして、約一萬斤、之を專賣局より直接購入するときは多大の利益あるべしと、即ち之を購入したりしが、組合員の平常消費しつつあるものよりは、品質稍上等にして價格亦從て高かりしかば、組合員は其品質の良否は措いて問はず、只高價の非のみを鳴らして引取りを肯せざる者多く、且つ當時倉庫の設備未だ整はざりし爲め、貯藏中の食鹽は漸次潮解目減りして、買入より賣上に至る迄規定の利子を支拂ふときは、多大の損失となる計算となりたり。されども、其品質の善良なると、重量の確實なるとに依りて得たる組合員の利益は、組合の損失を償ふて餘りあること明らかなり。食鹽の失敗に鑑み、購買事業は漸進主義を取りて、嚴格に見込數量を豫定し着々擴張の方針をこれり。

前述せる如く年々少々ながら成績を擧げつゝ、あるにも係はらず組合員數の増加鈍きは甚遺憾に堪えざ

る所にして、極力勸誘に力め居れり。未だ加入せざる者は曰く「中産以上の者と共に組合に加入せば村の等級を進められ、負擔を重くせらるゝの恐れあり」或は曰く「組合は長者講なれば我々貧者の加入すべき所にあらず」或は曰く「出資拂込は多額に失するが故に加入困難なり」と、依て此等の誤認と不便を除く爲めに、組合の趣旨の普及を圖ると同時に、四十三年七月定款を變更して、加入豫約の途を開きたる結果、漸く十五名の豫約加入者を得るに至れり。

▲組合經營の方法並に執務狀況

(イ)貯金は定期貯金、小口當座貯金、貯金、据置貯金の四種となし、定期貯金は定期貯金証書を用ひ、小口當座貯金及貯金は通帳を以て受拂を爲し、六月、十二月に利子を計算して、元金に組入ること、せり。組合創立の際は、定期は年九歩貯金は日歩一錢五厘、小口當座は同一錢六厘なりしも、現時は貯金及小口當座は日歩一錢六厘、定期貯金は年利七分に預り、普通銀行の預金の利子よりも、一分若くは一厘方高分なれば、組合員の遊金は殆んど全部組合に集まり、四十四年度の取扱高は、受入十萬二千圓、拂戻し七萬九千圓、年度末五萬二千餘圓にして、設立以來各年度末の狀況は左の如し、

貯金	明治三七年	同 三八年	同 四三年	同 四四年	大正 元年
金	六、二〇七 ^円	一、一三〇 ^九	三〇、三〇六 ^円	五二、七三六 ^円	五七、三七四 ^円

(ロ)貸付は組合員の請求に應じ、其用途を詳細に調査して、信用程度表に基づく貸付限度以内の貸付を

爲せども、資金に餘裕あるときは、信用程度以上尙擔保貸の途を開けり。四十三年十二月迄は信用程度表は極めて簡單にして、只組合員の人格と其財産との二種に依りて作成したりしが、四十四年一月より評定標準を對人信用、組合員の事業及對物信用の三項目を立て、詳細なる採點法に依ることとせり。貸付利子は漸次引下の方針を取り、現時にありては、開墾、山林苗木の植付、肥料等に要する資金は年七分八厘とし、舊債償還、商工業其他の資金は年利九分とし、日歩は百圓に付三錢、本郡中の最低分なりと云ふ。

各年度末貸付金高左の如し。

	明治三十七年	同 三十八年	同 四十三年	同 四十四年	大正 元年
貸 付 金	六、五九五 ^円	一三、八二六 ^円	四三、八五五 ^円	三五、六八一 ^円	四〇、四七三 ^円

(一)購買事業 は明治四十一年より殆め、肥料、鹽、日用品、兒童學用品を取扱ひ、原價に一分乃至五分の割増價格を以て賣却し、延賣は半年期勘定とし、規定の利子を附加せり。而して賣却高は一ケ年一千圓内外なり。

(二)執務狀況 理事は、毎月一日(午後〇時より)を例會日と定め、事務所に参加し、事務執行上に就き協議をなし、又緊急を要するときは、組合長臨時に理事會を招集することあり、組合長は一週一回若くは二回事務所に出席し、専務理事と協議の上、定款、總會又は理事會の決議事項を執行し、總ての文

書類及收支計算等を點檢處理す。専務理事は書記を督勵して、祝祭日及日曜日を除く外、毎日午前九時より午後三時迄事務所へ出勤し、諸般の事務を執行す。

信用評定委員會は、毎年一月七月の二期に開會して、信用程度表を作成して理事に差出すものとす。

▲組合の效果

一、弊風矯正 本村は歳豊なるときは一部の青年相集りて一團となり、二十日乃至三十日間稽古の後、素人芝居若くは素人角力等を催し、或は藝人を雇ひ來りて興行し、近親よりは花又は寄附として金錢物品等を贈る舊習ありしが爲めに、附近より無賴の徒多く集り來りて、酒食に耽り賭博をなして盛に風俗を亂し、之が爲め財を失ふ者、年々其の數を加へ、加之農村の美風は亡び滔々相率ゐて驕奢遊惰を事とするに至りしが、組合役員は此間に處して、村役場員及學校教員等と俱に力を戮せ一方には組合員と相謀りて、其家族に至る迄止むを得ざる場合の外は常に綿服を用ひ、冗費を省きて一致協力已が業務に奮勵し、戊申詔書の御趣旨に違はざらんことを誓はしめたりしかば、惡風は漸次改まり、一般經濟思想の進むに従ひて勤儉の大切なる事を覺り、道德の重んずべきを知り、健實なる氣風を生じ、一時の政争も聲をひそめ、神社会併の如きも容易に落着し、平和なる農村を現出したり。

二、利率の低下 組合設立以前、地方利率は年一割二分乃至一割五分、月利にて一分五厘の高歩なりしが、組合設立以來一般に金利は低落して、月一分三厘より八厘五毛となり、年利一割三厘見當となれり。

合	計	六、五七四・三二七	合	雜	賞	七〇・〇〇〇
			計	費	與	二四六・五三五
差引剩餘金千二百九十七圓三十六錢四厘						五二七六・九六三

二六

有限責任長浦購買組合

神奈川縣三浦郡浦鄉村田浦七八

明治三十七年一月十九日設立

▲設立事情 有限責任長浦購買組合の所在地たる三浦郡浦鄉村田浦は、横須賀市を距る西北約一里半、山間の一寒村にして、戸數僅に二十三戸、一面海に瀕し三面に山を負ひ、交通最も不便の地なり。而して此地の一部を、明治十六年海軍省用地に買上げられ、山を切開き田圃を埋立て、十八年に至り海軍水雷局、水雷營、水雷修理工場等の建設ありたり。當時其工場には職工僅かに六七十人に過ぎざりしも年を逐ふて増加し、隨て村内の戸數も漸次増加して、日用品の需用を増したれば、當地の小商人は、此地が交通不便なるを藉りて暴利を貪り、物價甚高騰し、薄給の職工等は生活難に追はれて永住せず、浮

浪者の出入多くして風紀紊れ、良民は次第に驅逐せらるゝの狀況となれり。されば、有志の者相謀り之が救済の第一着として、明治二十九年職工當座組合（當時職工二三百名）を設立し、東京横濱等より日常生計用品を廉價に購求し、當座組合員の必要に應じ實價を以て供給することとせり。然るに、田浦の地勢は前述せる如く、交通運輸の極めて不便なるが爲め、多額の運搬費を要するを以て充分の目的を達すること能はず、依て官に請ふて御用使小蒸汽船の補助を仰ぎ、横須賀より田浦迄當座組合用物品運搬上の便宜を與へらるゝこととなりたれば、是より廉價に消費物品の供給を受け得ることとなりて、組合員一同稍喜びの色ありき。然るに、明治三十五年當座組合に對して多額の税金を賦課せられ、從來の如く廉價の供給不可能となり、當座組合に一頓挫を來し、奈何ともすべからざる境遇に際會せり。然りと雖も、今日に至りて當座組合の事業を廢さば、市場は再び奸商の手に歸して、物價は急ち高騰し職工の多くは遂に轉亡の已むなきに至るべし、此の如くんば、單に職工輩のみの不幸にあらざること明かなり。是に於て此場合の救済策として、更に産業組合法に基き組織を變更して購買組合となし、確實なる基礎の上に立ちて所期の目的を達せんとして、乃ち明治三十六年十二月組合設立準備に着手し、翌三十七年一月十九日設立の許可を得たり。

▲設立後の事業 明治三十七年一月より現組合の事業を開始し、物品仕入先は東京、横濱の大市場とし、横須賀田浦間の運搬には尙従前の如く官船利用の便を得て、大に發展することを得たり。而して

三十八年田浦驛開始せられ鐵道の便開くるに至り購買上更に一段の便利を増し、是より組合事業益隆盛に向はんとするに際し、明治四十年十二月二十三日、不幸火災の厄に遭ひ年末仕入の多額の物品を悉く焼失し、二千餘圓の損失を被り、再度大頓挫を來し、非常の困難に陥りしが、苦心經營の結果四十二年に至り遂に其損失を償却して全く舊に復し、其後順潮の發達を遂げて今日に至れり。

▲組合事務 組合事務は、設立當時は書記一名配達人一名を以て、毎日午前六時より午後十時迄、組合長及理事監督の下に處辨したりしが、組合員の増加に伴ひ事務繁多となりたる爲め、三十九年に配達掛一名増員し、尙四十四年二月以降一名を増加し、都合四名の掛員を以て事務所に常住せしめ、毎月十五日の休業日の外、晝夜を分たず其事務を扱へり。大正元年度に於ては、購買品の主たる米の價格騰貴の爲め、一ケ年の賣却高四萬四千三百七十圓に上れり。組合事業窮地に陥りたること前後數回に及びたるも毎々其難關を切り抜け組合をして今日の狀況に進ましめたるものは、組合長大谷潤氏外役員の功勞と、書記水上氏の熱心に依ると云ふも過言にあらざるべし。左に大正元年度末の貸借對照表及損益計算を掲げん。

貸借對照表 (大正元年度末)

預金	八四五・八四〇	出資金	一、四四〇・〇〇〇
貸方		借方	

購買品現在高	一、九六二・八一〇	準備金	五五六・〇六〇
物品代取立未済金	四〇三・九一〇	特別積立金	二八九・七八〇
什器	二二六・二四〇	借入金	八四五・八四〇
現金	五八四・四一〇	剩餘金	九〇一・五五〇
合計	四、〇三三・二三〇	合計	四、〇三三・二三〇

損益計算 (大正元年度)

利益		損益	
購買物品収益	二、四三五・七七〇	運搬賃及雜費	三三九・〇〇〇
分配品代貸越及預金利息	七八・一二〇	諸税金及印紙	一三・九〇〇
雜收	六九・五七〇	諸帳簿及印刷費	四六・三〇〇
		借入金利息	七九・四七〇
		消耗品費	一〇四・九五〇
		諸給料	六六九・三〇〇
		家賃	一八〇・〇〇〇
		旅費	三三・九九〇

役員報酬
合 計 二五八三・四六八

三〇

差引剩餘金九百一圓五十五錢

一六八一・九一〇

無限責任下三方信用購買販賣組合

兵庫縣宍粟郡下三方村役場内

明治三十九年八月二十二日設立

▲設立事情

下三方村は宍粟郡の東北部に位し、戸數四百十二戸、人口二千三百五十九人、田百十九町八反歩、畑二十四町五反歩、宅地十三町三反歩、山林二千三百九十一町歩、宍粟郡内に於ける貧村として目されたる村落なり。明治三十六年村勢を調査したるに、其結果年々村民の總収入と總支出との較差實に一萬二千六百餘圓にして、一戸當り三十五圓餘の支出超過なることを發見したり。されば、三十八年村是を定め、殖林の經營、農事改良、蠶業の奨励、産業組合設立、荒蕪地調査果樹栽植、婦女子の副業奨励、畜産の奨励、勤儉貯蓄の八項目を立て、大に業を進め勤儉を行ひ、八綱領の實行に力めたり。産業組合の設立は、其中尤も急務として目され居り、其設立を急ぎたれども、揖保、赤穂、佐用、神崎等

の近郡には、未だ組合の設立せられたるものなく、全く産業組合の名稱を知るのみなりしかば、村長橋本龜太郎氏は、加古郡二見信用組合を視察して、之に範を求め、村内有力者田路、築谷、上田の數氏と協議談合の上、明治三十九年八月組合設立事業に着手したり。然るに、未だ其附近に産業組合なるものを見ず、全く新規の事業なりしかば、苦情百出して容易に纏らず、急に設立の運に至らざりしかば、橋本村長をはじめ數名の者は、當時の村勢の頗る非なるを説き、家毎に勧誘して漸く豫定の加入者を得、直に設立許可の申請をなし、三十九年十一月十六日其筋の許可を受くるに至れり。

▲設立後の経過 出資金は一口二十圓、第一回拂込金一口に付金二圓とし、明治三十九年度末に於ては組合員數百七人、拂込濟出資金僅に三百圓、貯金三十五圓のみなりしが、組合事業の基礎は此三四ヶ月間の經營の中に築上げられたり。組合設立當初より田路兼藏氏組合長となり、下三方村役場に於て事務を取扱ひ、役場事務の傍ら献身的に組合事業の發達を圖り、村治と相俟て諸般の産業開發に力を盡し、明治四十年三月購買販賣事業をも兼營せり。茲に至りて、組合事務稍繁多となりたれば、四十一年七月書記一名を選任して事務を扱はしめ、超えて四十二年八月、一家屋を借入れて、役場内の事務所を此處に移し、田路組合長は村長の職を辭して専ら組合の事に當り、村勢挽回の爲めに盡瘁せり。大正元年末には組合員數三百八十六人となり、區域内總戸數の九割強の加入者を見るに至れり。設立以來各年度末の狀況左に示すが如し。

組合員數	出資金	準備金	貯金	借入金	貸付金	年度内	
						販賣高	購買高
明治三九年	一〇七 ^円	三〇八 ^円	—	三五 ^円	一、一五二 ^円	一、三六一 ^円	—
同 四〇年	二四一	一、二四六	—	六六	一三、三九九	一三、七六七	—
同 四一年	二五七	二、二〇七	一六二	一、〇六六	二二、五五七	一五、〇六九	—
同 四二年	二六三	三、一八〇	二六七	三、六三二	二二、九三九	一八、九二八	—
同 四三年	二七一	四、一〇五	六〇五	一、四四五	七、〇三〇	二四、五三六	—
同 四四年	三三九	六、四六三	一、三二六	一、八三三〇	九、五五〇	三四、八八三	—
大正元年	三八六	七、八九七	二、〇七七	二、九五七四	八、一五〇	四四、八三一	—

貸付利率 同 一割
 貯金利率 同 七分二厘
 日歩三錢五厘
 日歩一錢七厘

主なる販賣品 炭俵、繩、竹ノ皮、
 主なる購買品 肥料、石油、食鹽、
 大正二年度より店舗を設く依て日用品全部を取扱ふ。

貸・借 對 照 表 (大正元年度末)

貸 方		借 方	
拂込未済出資金	八、三〇二・五〇〇 ^円	出 資 金	一六、二〇〇・〇〇〇 ^円
貸 付 金	四四、八三一・〇一五	貯 金	二九、五七四・二七二
土 地	一二五・〇〇〇	豫約者貯金	二五・六三五
建 物	七五五・〇〇〇	借 入 金	八、一五〇・〇〇〇
什 器	一三四・七五〇	準 備 金	一、三三五・三五〇
購買販賣現在品	一、一五六・八七〇	特別積立金	八四二・〇一一
購買販賣未收入金	三七一・四二五	本年度剩餘金	一、三二八・五〇一
現 金	一、五七九・二〇九	合 計	五七、二五五・七六九
合 計	五七、二五五・七六九	合 計	五七、二五五・七六九
損 益 計 算 (大正元年度)		損 失	
貸付金利息	四、〇二二・三三〇 ^円	貯金利息	一、五二八・八三三 ^円
購買利益	七四・八六四	借入金利息	八一三・五七〇

販賣歩合金

一八・九六五

三四

諸給料	二〇八・六〇〇
旅費	四〇・六五〇
通信運搬費	二・一〇〇
登録税及収入印紙	九・九〇〇
建物修繕費	六一・一五〇
會議費	五・二五〇
貯金獎勵費	一一・一〇〇
事務所家賃	五・〇〇〇
同敷地年貢	七・二〇〇
小使賃	一二・六七〇
賞與	七〇・〇〇〇
諸用紙	五七・七六五
事務所用薪炭	一二・八八〇
雜誌及新聞紙	八・四二〇
雜品買入	一三・一一〇

合

計

四一〇六・一四九

雜費

二八七七・六四八

九・四五〇

差引剩餘金千二百二十八圓五十錢一厘

組合經營の状況を見るときは頗る苦心の後を認めしむるなり。即ち第二年度に於て二萬三千圓の貸出ありたるは、全く組合員の産業資金涸渴の時に際し、一時に組合より資金を融通したるに依るものにして、其貸付資金は主として借入金に仰ぎ、同年度末に尙一萬三千餘圓の借入金を存せり。爾來貯金額の次第に大なるに至りて借入金は年々償却され、貯金之に代り、大正元年度末に於ては貯金二萬九千餘圓借入金八千五百圓となり、稍順潮に進みたれども、萬一貸付金固定の恐あらんか、組合資金は再び其大部分を借入金に俟たざるべからざるべし。當組合の經營振の如きは、疲弊せる農村挽回策として、當然執らざるを得ざる所なるが、亦頗る危険を伴ふ場合も少しとせず、幸なる哉、組合員は能く組合の精神を了解して、役員を信頼し、着々村是の實行中にあるが故に、將來益健全なる組合經營に進むものと認めらるれども、尙組合員は一層の努力を以て、現在の借入金を貯金を以て償却し終り、資本の獨立を速かならしむることに意を用ゆる必要あるなり。

貯金は普通貯金の外寄々の貯金組合ありて、取集め組合へ貯金し、尙明治五十年が紀元二千五百七十七年に相當するに依り、五十年の大典を紀念すべく、二五七七會を起し、諸般の改善を行ひ、毎戸初穂

貯金を勵行し來りしも、明治四十五年七月 先帝崩御あらせられ、村民悲痛の間に二五七七會は解散したり。然れども、蓄積したる貯金は之を分配せず、其處分に付きては目下講究中に在り。

組合の貸付利率は普通年一割二分、貯金同七分二厘なり。貸付利率の一割二分は少しく高き感なきにあらざれども、當組合の狀況として當分已を得ざる所なり。將來組合の資金關係一層良好なるに至らば、利率の向下は勿論、新規産業も必ず起り來るべきものと思はる。

購買販賣の事業は未だ著しきものあらずして僅に肥料、蠶具を購買し、菓細工品の販賣を爲するに過ぎず、之又資金の關係と組合事業漸進の方針を採りつゝあるこの結果なりとす。

▲組合より得たる好影響 貯金一萬八千圓は組合員三百七名の貯金にして、之全く組合の設立に依りて造られたる下三方村の富なり。貸付四萬四千餘圓は八百七十六件に分割せられ、中小産者の産業の發展を助長しつゝあり。會て他村の銀行の爲めに吸収せられたる利益は、幸にして四十年以來村内に留め、組合の運用に依りて組合員の事業資金となり、それが事實は各年度末組合資金の數字に依りて明かに示さるゝ所なりとす。

養蠶の副業を有する本村民は、從來借金に狙れ遂には桑園を有せずして徒らに蠶種の掃立枚数を増加し、醇朴なる農家の經濟として好ましからざる企業的蠶業を營む者多々ありしが、近來は漸次穩健なる業態に進み、僅かの不作に遭ひて狼狽し、破産の悲境に陥るが如き者を出さざるは、村是八項目の勵行に依

る効果に相違なきも、就中信用組合に依りて導かれたる好影響なること、蓋し疑を容れざる所なり。

無限責任長田村信用購買販賣組合

長崎縣北高來郡長田村役場内

明治四十年一月十一日設立

▲組合設立の動機 本組合の所在地たる北高來郡長田村は、同郡諫早町を距る東方一里の所にあり、戸數八百六十戸を有する農村にして、郡内に於て敢て劣等なる村落と云ふにはあらざれども、小作農業大部分を占め、肥料の購入其他農業資金を要すること多きに拘らず、村内に金融の機關なく、隨て從來餘儀なく貸金業者に就て高利の貸金を仰ぎつゝありしが、赤貧者にありては尙高利の借金をさへ爲す能はず、爲めに秋收意の如くならざること尠からず、一方商人は農家の資金融通の途なきに乗じ不正の利を貪り、或は生産物の買倒しを爲すあり、農家の經濟に不利益を及ぼすこと多大なりしを以て、當時の村長は之が救済方法研究中、恰も北高來郡長の産業組合設立獎勵の切なるに遭ひ、茲に於て村長は意を決して設立に着手し、村内を奔走して加入勧誘に盡瘁し同意者を求め、明治三十九年十二月十日、設立許可の申請をなし、同四十年一月十一日許可を得たり。

▲事業經營の方法 組合區域は北高來郡長田村の一圓にして、組合設立當時に於ては二百六十七人なりしが、漸次増加して大正元年度末四百五十九人となれり。貸付は全部無擔保にして利率年一割二分、大正元年度貸出總額三萬三千四百九十圓、件數五百六十件なり、用途は開墾、牧畜資金、農舍建築資金、家畜、肥料、土地等の買入資金及商業者の營業資金にして、同年度償還三萬一千六百九十八圓、貸付回收の狀況概して良好なり。

貯金は組合設立以來大に意を用ゐて獎勵したる所にして大正元年度受入金額七萬一千九百三十五圓、同拂戻六萬百七圓年度末三萬三千二百五圓あり、同年度末貸付殘高を越ゆること三千餘圓となりて本組合は最早獨立の經營に堪ゆべき信用を得たるも、役員は尙増々貯蓄を獎勵して將來一層の進歩を期し、定期貯金年利九分、當座貯金日歩一錢八厘の高利を與へて益吸收しつゝあり。

購買部に於ては肥料の外、石油、綿類、鹽、其他日用雜貨を取扱ひ、大正元年度購買高七千二百四十七圓に上れり。販賣部事業は未だ開始せず、

信用購買の事業に付き、組合設立初年度より以後各年度末の狀況を示せば左の如し。

組合員數	出資金	別積立金	貯金	借入金	貸付金	年度内購買額	剩餘金
明治四〇年	二六七	八〇五	—	一八一	五五九	六六〇	二八二
同 四一年	四三九	一、八五八	五八	五四〇	九八九	一五〇	六五八

同 四二年	四四四	二、三三九	四三七	八〇二	一一、六一七	二〇、三三五	六六一〇
同 四三年	四四九	二、二六五	七四二	一〇、〇一三	一一、一〇〇	二一、七九九	五、三三八
同 四四年	四四六	二、二七六	九四九	二一、三七七	六、五〇〇	二八、二〇八	六、二二五
大正元年	四五九	二、三五六	一、六〇二	三三、二一五	三、六三八	三〇、〇〇〇	七、二四七

尙大正元年度末貸借對照表及損益計算を掲げん。

貸借對照表 (大正元年度)

貸方		借方	
未拂込出資金	四四・〇〇〇	出資金	二四〇〇・〇〇〇
貸付金	三〇、〇〇〇・五二〇	借入金	三、六三八・五八〇
備品	一一九・三五〇	貯金	三三、二〇五・〇〇八
未賣却物品代	二、五二二・六六五	未拂利息	七六三・二八〇
未收入利息	一四四・四五〇	準備金	七五五・四八六
預金	六、六二〇・〇〇〇	特別積立金	八四七・〇二二
建物	一、六三八・三六七	剩餘金	八九〇・九七七
現金	一、四二一・〇〇〇		

合	損益計算 (大正元年度末)	四二五〇〇・三五二	合	計	四〇
利益	貸付金利息	三・八四九・五四一	損失	貯金利息	二〇〇四・一四六
	預金利息	一六・六五〇		借入金利息	六〇三・五九〇
	商品賣買益	三〇三・三六二		諸給料	三三九・二五〇
	雑収入	一六・四〇五		旅費	三九・〇八〇
	未収入利息	一四四・四五〇		賞與金	一四九・五三〇
				消耗品費	四二・五一五
				登録税	二・一〇〇
				通信費	二・三〇〇
				備品減損額	九・一五〇
				運賃	五八・二〇二
				雑費	五四・五二七
				營業耗品費	一一五・〇四一

合	借地料	二〇・〇〇〇
計	合	計
	四三三〇・四〇八	三四三九・四三二

差引剩餘金八百九十圓九十七錢七厘

▲組合の效果 本組合設立以來組合員の事業は大に進歩し、各自相争ふて産業上の改善に努め、濕田の排水、耕地整理及原野の開墾を爲し、從來の一毛作を二毛作に變し、大に土地の利用を増進せしめ、副業たる養蠶、果樹及蔬菜等の栽培年々進歩せり。

組合員の富力に就きては著しき増進を認めざれども年々産業上に諸般の改良行はれ農産物の增收副産物の利益等注目すべきものあり、且組合員は競ふて貯金を爲し、其額漸々増加し納税に滞納なきが如きは稍富力の増進せるを證するに足る。

組合の事業に依り組合員の經濟向上しつゝある其反面に於て、地方風教上に至大の好影響を及ぼし、徳義の上進せること、是又組合の效果として見るべきものなり。

有限責任上關信用組合

四二

新潟縣南魚沼郡石打村大字關山

明治三十八年十二月十五日設立

▲組合設立前の状況

本組合は南魚沼郡石打村に在り、其區域元と上關村に屬する關、關山、上野の三大字より成り、郡の南端に位し四面山嶽を以て圍繞し、只僅かに三國街道と稱して越後より關東方面に通ずる唯一の縣道を以て貫通するところの一寒村にして、大字關は其宿驛たりしなり、舊時は旅客の往來、貨物の運搬等に依り其生業を維持するに足りしと雖も、一たび北越、信越兩線の鐵道全通するや、爾來交通殆んど斷絶の状態にあり、村勢年を逐ふて衰頽し、人情日に輕薄に流れ、共同の美風地を拂ふて去り、村民業を失なひ適從するところを知らず、或は養蠶を營むあり、製絲を創むるあり、機業に従ふあり、其他種々の雜業に服するありと雖も、必要なる金融機關の備はる無きを以て、資金を得んとすれば數里を離れたる他町村に赴き擔保を供し非常の高利を拂ふて僅かに其融通を受くるが如き状態なりしを以て、生産上の利益は皆他町村人の爲に吸収せられ、失敗、破産、相踵ぐに至りしこそ是非なく、大字關の如きは其地價三分の二以上は或は他郡他町村の者に賣却するに至れり、之を見ても其經濟状態の如何に困憊を極めしかを察するに足るべし。

▲素封家の奮起

大字關山の素封家小野塚藏之助氏は、青年の身を以て熟々村勢の日に非なるを認め座視するに忍びず、之れが救濟の策としては第一着に産業組合法に依り、信用組合を設立するを以て最緊急なりとし、卒先企劃し同志と謀り之れが設立の申請を爲したるは明治三十八年八月にして、其許可を得たるは同年十二月十五日なり、是れ實に本組合の起原たり。

▲組合設立後經過の大要

本組合は斯の如き動機に依り、其設立を見たれども、設立當時の組合員は僅かに九名に過ぎず、百方勸誘を重ねて漸く其數を加へ、翌三十九年一日より業務を開始せり、事務所を組合長小野塚藏之助氏の宅に置き、一切の事務は組合長一家を擧げて執行の任に當り、事務費は悉皆其自辨するところにして、復た一厘だも報償を求むるなし、故を以て組合員も深く組合長を信賴し、組合の事業着々發展の域に進み、創立以來六年を経過せる四十四年十二月末に於て百二十五名、拂込濟出資金額四千三百二十六圓出資口數四百五十四、(一口金額十圓)、準備金及積立金二千二百四十二圓八錢五厘(四十四年度剩餘金處分高を含む)、貯金五千九百三十六圓六十九錢四厘を示せり、殊に準備金及積立金額の大なるは創立以來其剩餘金の全部を積立て、少しも配當を爲さざりしが故なり。

▲貯金の奨励

貯金の奨励は、本組合設立以來最深く留意せるところにして、勸誘奨励悉さざるは無し、普通貯金、定期貯金、紀念貯金、義務貯金、契約貯金等各其宜しきに從ひ、且貯金の成績の良好なる組合員には、毎年總會の席上に於て賞品を與へ、表彰を行ひ、又學校兒童に對しては、毎年始業式の際

に筆紙其他の學用品を贈與し、婦女子に對しては臨時恰好の物品を贈與したれば、(之等賞與物品は凡て小野塚氏の寄贈)其効果空しからずして、今は組合員は勿論其家族に至るまで、貯金を有せざる者無きに至れり。

今義務貯金、契約貯金につき左に大要を記載すべし、

(一)義務貯金 組合員にして金五十圓以上を組合より借用したる時は、其組合に支拂ふべき利子の二分を義務貯金として毎回貯蓄せしむるものなり。組合の貸付金利率が、他の一般利子に比し、二分以上低利なるを以て夫れだけ貯金として預入せしむるは決して困難ならず、喜んで其實行に努めつゝあり。

(二)契約貯金 本組合が一昨年六月産業組合中央會新潟支會より優良組合として表彰を受けたる紀念として、制定したる方法にして、各契約期間中毎日所定の金額を貯蓄せしめ、満期後契約金額を拂戻すに在り。目下契約金高六千圓有餘に過ぎずと雖も、他日該貯金の發達すべきを信ず。

表彰紀念契約貯金規定

第一條 本組合ハ組合員ノ産業資金、教育資金、養老金等ニ充ツル目的ヲ以テ若干年限引續キ一定ノ貯金ヲナシタル人ニ對シ複利法ヲ以テ満期後豫定ノ元利金ヲ一時ニ仕拂フコトヲ約束ス

第二條 積立法ハ毎月掛、半箇年掛、一箇年掛ノ三種トス

積立ノ都度貯金通帳ニ領收ノ證印ヲナスベシ

各積立率ハ別表ノ如シ

第三條 積立ヲ延滞シタル時ハ百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ申受クベシ
但六十日以上遅延シタル時ハ解約ト見做ス

第四條 積立ノ中止又ハ解約ヲナシタル時ハ左ノ通り利率ヲ變更シテ元利金ノ拂戻ヲナス

一、契約年限ノ三分ノ一ヲ經過シテ解約シタル時 年利四分
一、全上二分ノ一ヲ經過シテ解約シタル時 年利五分

第五條 疾病死亡轉籍其他常務協議會ニ於テ已ヲ得ズト認メシ事情ノ爲メ解約セシ時ハ本契約ノ利率ヲ以テ元利金ノ拂戻ヲナスコトアルヘシ

第六條 貯金者ハ豫メ貯金受取人ヲ指定シ置クコトヲ得

第七條 貯金者又ハ受取人死亡シタル時ハ繼承ノ權利アルモノハ戸籍謄本ヲ添付シ名義書換ノ手續セラ
ル可シ

第八條 満期ノ時ハ契約貯金通帳ト印鑑トヲ持參ス可シ即時通帳引換ニ現金ヲ拂戻スヘシ
但シ満期後ハ貯金者ノ希望ニヨリ其儘預リ置キ所定ノ利子ヲ附スヘシ

第九條 貯金者及受取人ハ印鑑ヲ差出シ置クコトヲ要ス

第十條 貯金通帳ヲ紛失シ又ハ盜難ニ罹リタル時ハ速ニ當組合ニ届出ツ可シ組合ハ相當ノ期間ヲ經テ代

リ通帳ヲ渡スヘシ此ノ場合ニハ手數料金拾錢ヲ申受クルモノトス

積立率表

契約金高	毎月掛	半年掛	一年掛
五ヶ年	七拾貳圓	四圓貳拾錢	八圓參拾七錢
五ヶ年	壹圓四拾四錢	八圓四拾四錢	拾六圓七拾四錢
十ヶ年	參拾壹錢	壹圓八拾參錢	參圓五拾八錢
十ヶ年	六拾貳錢	參圓六拾錢	七圓拾六錢
十五ヶ年	壹圓貳拾四錢	七圓貳拾錢	拾四圓參拾貳錢
十五ヶ年	參拾五錢	貳圓〇七錢	四圓〇六錢
十五ヶ年	六拾九錢	四圓拾四錢	八圓拾貳錢
二十ヶ年	壹圓七拾參錢	拾圓參拾五錢	貳拾圓貳拾八錢
二十ヶ年	貳拾貳錢	壹圓參拾錢	貳圓五拾七錢
二十ヶ年	四拾四錢	貳圓六拾錢	五圓拾參錢
二十ヶ年	六拾六錢	參圓八拾九錢	七圓七拾錢
二十ヶ年	壹圓拾錢	六圓四拾九錢	拾貳圓八拾參錢

備考 申込有之時ハ集金ハ毎月末迄に集金す

各年度末狀況

各年度末狀況	組合員數	出資金	準備金	借入金	貯金	貸付金	剩餘金
明治三十九年	五六	八〇八	一	三七七	七八六	三七	三七
同 四〇年	六一	一二六二	三八	一〇八	一〇九八	二三四四	一〇〇
同 四一年	一〇五	二三四八	二五一	四三〇	二七三九	五八一	二八一
同 四二年	一四	三一九二	五六一	四三〇	三六二八	七八一五	四五二
同 四三年	二二	三八五二	一一一五	九三〇	四四〇一	一〇、五八七	五七二
同 四四年	二五	四三三六	一五〇〇	三、〇〇〇	五、九三七	一四、二八〇	五四七
大正元年	二九	四、五三二	六、六三〇	二、八〇〇	七、〇〇七	一四、九九五	七〇二

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方	借方
拂込濟出資金	九八、〇〇〇
貸付金	一四、〇五八、〇〇〇
準備金	四、六三〇、〇〇〇
準備金	二、〇〇〇、〇〇〇

低利貸付金	九三七・五一〇	特別積立金	九二〇・八五
聯合會出資	五二・五〇〇	貯金	七〇〇七・〇〇五
聯合會持分	三・六七五	借入金	二八〇〇・〇〇〇
預ケ金	一二九六・一六〇	假受金	一〇二・〇〇〇
證券	五五八・五〇〇	利息	七〇二・三〇〇
備品	一三一・〇〇〇		
山林	六五・〇〇〇		
現金	一三三・〇四五		
合計	一七,三三三・三九〇	合計	一七,三三三・三九〇
損益計算 (大正元年度)			
利益		損失	
貸付金利息	一,四六三・四七一	貯金利息	四〇〇・四七〇
預金利息	四八・七五〇	借入金利息	二三一・三七〇
證券利息	一五〇	給料及旅費	八七・六〇〇
聯合會配當金	六・一七五	通信費	一・八二〇

四八

雑収入	三・七七〇	業務費	四一・六〇〇
		諸經費	一五・五五六
		慰災費	二一・六〇〇
		中央會支會	二〇・〇〇〇
		基金寄附	八二〇・〇一六
合計	一,五三二・三二六	合計	八二〇・〇一六

差引剩餘金七百二圓三十錢

▲組合の効果 本組合の區域は既説の如く山間の一寒村たり而かも組合設立以來僅かに六星霜を経たるに過ぎずと雖も、拂込濟出資四千三百餘圓、準備金及積立金二千二百餘圓、貯金五千九百餘圓を示し、且其貯金は全組合員相競ふて之が實行に勉めつゝあるが如き、組合員一般の富力が如何に増進せしかを察するに足るべし。

斯くして資金は漸次潤澤を告げ利子低く借入容易にして各種の事業を振興するに足る、比年地方養蠶製絲の業甚だ振はざるに關せず、同村のみは着々發展の機運に向ひ、更に機業の振興となり、一箇年の産額四萬圓以上に達するに至れり、産牛馬事業の如き亦新に興起せんとし、將來に期待する所大なり。殊に普通農事の如き着々改良を遂げ、斯る山間の農村に於て近時購入肥料の施用漸次増加の趨勢を示せるが如き、稻作、蠶桑業の面目一新したるが如き、組合の効果亦顯著なりと云ふべし。

本組合は斯の如き數字上の成績のみに満足するものにあらず、勉めて組合員の道德の涵養、地方徳風の振興に重きを置き、苟くも組合員にして投機的射倖の事業に關係せし者若くは貸借上取引上に關し、徳義を缺くの行爲ありし者、或は租税を滞納せし者其他家業に勤勉ならず惡風に感染する者等あるときは、一々組合長の宅に招きて懇切に訓戒を加へ、又信用函なるものを組合事務所其他二ヶ所に掲げ置き、組合員の徳義上の事は勿論、平素の行動に關し隨意に投書せしめ、毎月末に理事、監事又は信用評定委員の内一人の立會を求め開函することゝなせり、之が爲めに組合員互に相戒しめ、平素の行狀を注意するに至り、且信用程度の査定上の参考に資するところ頗る大なり。又組合員の門標を特製し、一定の組合章を付し之を各門口に掲げしめ、信用の標示と共に資格の存するところを自覺自重せしめんことを期待しつゝあり、是を以て矯風勸善の效果着々實現するに至れり。

試に一二の事例を示さんか、組合一ヶ年の資金の運轉約二萬圓に達するに拘はらず、其貸付は未だ一の擔保を取りたること無く、又時として無證書の貸付金さへあるに拘はらず、一度も元利の延滞を生じたること無く、何等の錯誤を生じたること無し、是れ全く組合長に其人を得たるの結果に外ならずと雖も、亦組合員の道德向上の實現に外ならず。更に進みて組合員の災厄に罹りたる時、其他一家の興廢に關する非常の場合に之を救済する爲め、又は教育産業其他公益事業を資くるが爲めに、公益積立金の必要を感じ之が基金蓄積に心懸け居りしが適、戊申詔書の煥發あるや、聖旨奉體の實を擧げ、併せて素

懷を展ぶべき好機至りたれば組合長は自己の所有地四畝十四歩を二十年間無償にて組合に貸付し之に桐樹を植付け、組合員の共同勞作に依り其保護を爲し、満期に至らば其賣却代金全部を組合に提供して、之を以て公益積立金に充つること、し年來の宿望漸く實現せり。又組合員の規約貯金を以て共同植林を爲し數十年の後之を賣却して其代金を戊申詔書奉戴紀念貯金と稱し、惡作凶作の場合に其利子を拂戻すの外は永久に拂戻さるることを約し、着々實行中なり。其効果を永年の後に期し共同一致相約して公益の爲めに勞作を厭はざる組合員の精神や誠に感ずるに餘りあり。本村内に於ては已に蠶絲の共同販賣組合設立の計畫あり是れ又共同自助の精神の發揮に外ならざるなり。

▲組合の母 最後により一の記述せざるべからざるものあり、蓋し組合が斯の如き良好の成績を收めたるもの、畢竟小野塚組合長の献身的に其經營の任務を盡したる結果なること勿論なりと雖も、更に老翁七十餘の岳父九郎次氏及夫人晴子の共に協力して、殆んど小野塚一家の事業と爲し、組合の爲めに毫も勞費を厭はず、懇切周到其事務を援助せるの力與りて多きに居る、殊に夫人晴子は良人不在の時勿論、平素組合書記の任務を執り、貯金の如きは自ら獎勵に努め、村内子女の間に貯蓄心を普及せしむる等一意組合の爲めに力を盡したる其功勞頗る多とすべきものありなり。惜哉天壽を斯人に假さず同夫人は一昨々年晩秋終に不歸の客となる、痛惜措く能はざる所なり、然るに其後更に迎へたる新夫人は、前夫人と同じく組合の名譽書記となり、組合の母となり、誠實組合の爲めに勞務を辭せざるは大に喜ぶべきことなり。

有限責任平村信用組合

埼玉縣比企郡平村大字西平六七九

明治三十九年十月二十日設立

▲組合設立事情 本組合區域は比企郡の西南端に位し西は秩父郡大柵村に接し、南僅に入間郡梅園村に連り、四面群山連亘し中間僅かの耕地を有し、戸數三百人口約二千を有する一小部落なり、曾て組合設立以前は地形上交通機關の不完備なりし爲め、諸般の事業遅々として進まず、殊に産業上缺くべからざる金融機關なかりしかば其の不便甚だしく、銀行へは數里を距つる小川町、松山町等に行かざるべからず、貯金は二里餘を距つる玉川郵便局に依るを最上の便とせし程にて情けなき土地柄と云ふの外なし、然れども本區内は山村の事とて林産物多く、故に其の事業に附帶する商工業少なからず、相當資金の需要あり、隨て其の供給を何れにか仰がざるを得ず、されども産業資金は皆少數資産家に懇請して、不廉の利率と面倒なる手數とを忍び漸く其の要求を満したる有様なりき。當時利率は一割五分乃至二割を通例とし夫れ以下は稀有なりき、而して又二三十圓の端金さへ、二里餘を距つる登記所の門を通過しての後に授受を了する有様にて、實に容易の事にあらざりしなり。尤も或る一部には月掛の無盡講なるものありて、簡便に資金を得たりしも、其便宜あるものは少數に止まり、全般に通ずる金融の途は容易に望む能

はず、故に起し得べき事業も起らず、一般の産業界の傾向並に中産以下の内情は、多々益々憂慮に堪へざるものあり。故に心ある者慨然として切に前途の革新を要望せり、斯くて偶、日露の戦役に際し、村内の青年擧つて、征露紀念林（現帝國在郷軍人會平村分會基本財産林の前身）なるものを設け、更に之に干與せしもの、團結を鞏固ならしむる爲め別に青年團を組織し、其の集會の劈頭に於て信用組合設立の問題を提議せり、當時隣村大河、玉川、大附等に於ては既に組合を設立して着々運用しつゝあるを聞き及び、且つ豫て青年間にも勤儉貯蓄會を起し月々蓄積し來れる團體ありて、其の目的の一部を實行しつゝあるもあり、旁々土地の形勢前陳の如くなれば、信用組合の設立は最も焦眉の急務なるを認め、滿場擧つて之に賛したり。依て更に先輩に圖り其賛同を得以て設立許可の申請をなすに至り、三十九年十月二十日許可を得事業着手の準備を爲せり。

▲組合設立後の経過 斯くて明治三十九年には第一回の出資拂込をなさしめ登記を了し、諸般の準備を整へ、翌四十年一月二十九日第一回通常總會を開き、夫れより事業を開始したり。最初は執務を三、八の日と定め組合の外理事交代に出勤し執務したりしが、翌年は二、六、九に變更し常任書記一名を置き、又其翌年よりは日曜大祭以外毎日執務し爾來今日に及べり。今設立初年より大正元年度に至る各年度末の状況を見るときは左の如し。

組合員數	明治三九年	一九五	出拂込濟	五四七	特別積立金	三五	貯金	一八八八	貸付金	五五〇七	剩餘金	四六
	同 四〇年	二六二		二五六〇		三五		一八八八		五五〇七		七一
	同 四一年	二六二		四三九八		一〇五		五、六四二		一〇、五五二		五七一
	同 四二年	二六二		六四〇一		五一〇		七、〇二九		一五、一八六		九三四
	同 四三年	二六二		七、五三〇		二、二二〇		七、三七七		一九、二二〇		一、〇〇六
	同 四四年	三三二		一〇、一〇〇		二、七二六		一三、五三九		三三、四六一		一、四一〇
	大正元年	三三二		一〇、二〇〇		三、八一九		一三、二五〇		四一、六九五		二、〇五七

貸借對照表 (大正元年度末)

貸付金	六、六九五、七七〇	出資金	一〇、一〇〇、〇〇〇
預金	三六二、七二〇	貯金	一三、二〇四、四二五
證券	二八八、五七〇	借入金	一三、二五〇、〇〇〇
什器並書籍	一一五、四六〇	準備金	二、八三九、七二〇

現金

二〇〇、九八八

特別積立金

九七九、五八八

未拂利子

一三三、一七八

剩餘金

二、〇五七、五九七

合計

四二、六六三、五〇八

合計

四二、六六三、五〇八

利益

損失

貸付金利息	四、〇三八、一七	貯金利息	七〇〇、〇六七
預金利息	二〇〇、五一〇	借入金利息	八一三、〇二〇
國債證券利子	一五、八三三	諸給料	二六三、一五〇
雜收入	五、五〇〇	旅費	二、三五〇〇
未拂利子	一一一、一〇〇	通信費	八〇五

總會費	二〇、三五〇
役員報酬	一四〇、〇〇〇
寄附費	一四、〇〇〇
諸會費	三五、九七〇

家賃	八・〇〇〇
雑費	一七二・四三三
未拂利息	一三三・二七八
合計	四三八一・〇五九

差引剩餘金二千五十七圓五十九錢七厘

▲組合經營の方法

組合經營の方法に付從來執り來りし大要を示せば

- (一) 出費拂込の方法 最初第一回の拂込は出資金額の十分の一にして、以後は毎月二十八日に一口金二十錢宛の義務貯金を爲さしめ、毎年六月十二月の兩度に投資拂込に振替へ、去る四十二年六月にて全部拂込を終了せり。斯くて以後の加入者は豫約貯金を續行して投資に振替ふるものと。全額即金拂込との二つの方法を探りつゝあり。
- (二) 準備金特別積立金蓄積の方法 準備金は加入金の外毎年剩餘金の半額を之に充て、残半額の内出資一口に付金三十錢宛の配當をなし、殘餘金を特別積立金に充つる方法を探りつゝあり。
- (三) 貸付金取扱の方法 本組合區域を十四區に分ち、各區に一名宛信用評定委員を置き、該委員は信用程度調査の任に當ると共に一面區内に於ける組合員の監督及指導の位置に立ち、貸付要求の場合には適當

の請求なるや否やを査定の上、承認券を與へ組合へ要求せしむるの手續きをなし。組合は之に依て更に審査の上適當の貸付を爲す。貸付の種類は普通特別の二種に分ち、普通貸付は大抵信用貸しにして、期限は一箇年以内なるも、まゝ不動産擔保貸付三箇年以内の貸付をも許せり。特別貸付は毎月百分の三宛の約束貯金をなすもの及び特殊の事情あるものに限り三ヶ年以内の期限にて貸付く、利率は普通日歩百圓に付三錢、特別年一割とせり。

(四) 貯金取扱の方法 貯金の種類を左の三種に分つ。

- イ、普通貯金 一錢以上、出納を隨意とし月歩にて利子計算をなす。
- ロ、當座貯金 一回五圓以上の預け入制限を置き、其出納を隨意とし日歩を以て利子計算をなす。
- ハ、定期貯金 一回金十圓以上にて、一箇年据置きの制限を置き利子は年利計算とす。
- 尙貸付金償還の便宜の爲め左の二種の貯金を取扱ひ居れり
- ニ、約束貯金 元利償却に充つる爲め、毎月貸付元金百分ノ三つ、拂込むべき契約を以て、固く履行せしむ。

ホ、月納義務貯金 前記の約束貯金に加はらざる者にして特別の事情あるもの、外、總て利子支拂準備として元金百分の一づゝ毎月義務的に拂込むもの。

前記各貯金の利子は普通年五分四厘、當座百圓に付日歩一錢、定期年六分、約束は年八分なり。

月納義務貯金に就ては、各區信用評定委員に於て取り集め、毎月二十八日迄に取纏めて組合へ回送しつゝあり。

(五)資金運用の方法 組合は常に一般中産以下の者の産業奨励に留意し、努めて利率を低下し各用途に適應の供給を圖りたり。是に因りて創業當時金一千圓を某銀行より借入れ、養蠶資金の供給に應じ夙に組合の効用を認めしむるを得たり。且組合は創業以降銀行と當座勘定の途を開き、金融の緩急に應じ即ち遊金多ければ從て預け需用多くして金融逼迫なれば從て借越の生ずる次第なり。此の出納に由て資金の運用圓滿なり。更に一昨四十二年に於ける空前の大水害は、甚大の打撃となり其結果多大の復舊費を要するに及び、組合は爲めに低利資金の供給を仰ぎ爾來一層組合の効用を組合員に認識せしむることを得たると同時に組合事業の發展を見るに至れり。

(六)職員使用人等の執務の状況 設立當時は前組合長は平村長なりしを以て役場内にて創業の準備をなせしり、翌四十年一月第一回通常總會に於て現組合長以下役員の改選せらるゝこととなり、便宜の場所に一定の事務所を設け、最初の一年は理事交代に出勤して執務せしが、翌四十一年以來常任書記一名を置き、平生は組合長監督の下に諸般の事務を扱はしむ、但し年末決算及び臨時多忙の場合は他の理事出勤し又は臨時使用人を雇入るゝことあり。

▲組合員の組合利用状況 組合事業の發展は、組合員が組合をよく利用するに在りとの理

を辨へたる組合役員は常に各組合員の産業状態に適合すべき便宜の方法を實行せんことに努めつゝあるを以て、漸次組合員は組合の効用を認識し、直接間接幾多の方面に組合を利用しつゝあり、今其中著しきもの、二三を擧ぐれば次の如きものあり。

一、一般農村の信用組合に於けると差違あるにはあらざれども、植林、桑園、蠶室、乾燥場等の設備、肥料の購入等に就きて遺憾なく組合を利用しつゝあり。

二、山林立木の買入、製糸製絹原料繭の買入等一時に多額の資金を要する場合には尤も多大の利便を受けつゝあり、尙すべての商業資金に於て夫々相當の利用をなしつゝあり、更に工業的方面に於ては製材工場の設置及び經營に對し多大の便宜を得つゝあるは勿論、一般小商工業者は其營業資金の全部を組合に仰ぎつゝあり。

三、本組合區域内は小字十四區に分れ、其内の二區(第五第六)は去る四十三年三月より毎月數回組合員なる區長其の代表預け人となり、納税貯金を組合へ預け入れ納期を誤らざる方法を執りしが之を端緒として、漸く之に倣ふ者續出し、現今準備中の三區を除き、他の十一區に於ては已に實行しつゝあり。其他組合の利用に就ては直接間接各種の方面に亘り金融に關することは大となく小となく、一として組合に關せざる事無きの狀況なり、就中組合員の共同事業に就ては最も著しき事實の存するを見るなり。

▲効果 本組合は創立日猶淺きを以て、産業、經濟、又は教育地方自治、地方風俗等に及ぼしたる影響に就ては、未だ特に擧ぐべき程の顯著なる事實なしと雖も、設立以前に比較すれば多少の効果の認むべきものあり、今産業上に及ぼせる効果の二三の點を列擧すれば、

(一)養蠶業の發達 組合より資金の供給を爲せる結果四十年四十一年度の如きは新開墾地にして桑苗を植付けたるもの數十萬本なり。其結果組合設立以前は毎年他町村より千駄内外の桑葉の供給を仰ぎしに、昨今にては優に自給に餘りあるに至りしと共に、養蠶業大に隆盛に赴き、設立以前は年收三千貫に過ぎざりしも今日に於ては優に五千貫以上の收繭あるに至れり。又養蠶に附帶する設備に付ても、組合設立當時は極めて不完全なる乾燥場一ヶ所ありしのみにて不便一方ならざりしが、組合より資金供給の結果最新式のもの七ヶ所を有し、養蠶家の收繭に對し普く乾燥上の不便なきに至れり。又蠶室の改造せられたるものも多く以て一般蠶業の益々盛に趣くを見る。

(二)製材工場の經營 既設工場は累年水害の爲めに復舊費大に嵩み、四十一年度の如きは爲に廢滅に陥らんとせしを組合より資金供給の結果、復活し四十三年度の大水害に對する應急修理を爲し、組合と相俟つて盛に發展しつゝあり。

(三)土地兼併の阻止 組合設立以前は多數中産以下の者が借金に若められ遂に土地を賣放ちて少數資産家に併合せらるゝもの年々激増しつゝありしに、組合設立以來此の傾向阻止せられ、不動産所有權の異

動するもの極めて稀なるに至れり。

以上は著しき現象として擧げたるものなるが、尙細かに組合員の産業經濟の状態に就きて觀察するときは組合設立以來植林面積の増大せしこと。

肥料購入其他資金供給の便益を得たる結果、一般農事改良發達の事實を認め得ること。

金融上多大の便益を有する結果一般商業漸次活氣を呈し大に面目を改むるに至りたること。組合員一般多少とも富力の増進しつゝあること等之皆組合より來りたる好影響として認めらるゝものなりとす。

次に教育、地方自治、風俗等に就ても、間接に多少の効果を齎したり、今其の二三を擧ぐれば、

(一)勤儉貯蓄の慣習を順致せしこと 組合設立以來貯金の便宜を得たる組合員は、一方報徳主義の鼓吹と相俟つて、奢侈濫費の惡弊大に矯正せられ、勤儉貯蓄の美風に導かれつゝあり。

(二)納税の納期を嚴守すること 前陳の納税貯金實行の結果、納期には貯金を振替へて完納せしむるを以て自然納期を嚴守するに至れり。

(三)共同相助の美風を喚起せしこと 組合設立以前は兎角感情一致せず、共同の歩調をとること容易の業にあらざりしが組合設立以來漸次共同の利益を認識するに至れると共に自然感情融和して、和衷交讓の精神を高め、總ての方面に於て圓滿なる團結を見るに至れり。

要するに組合は切に組合員の共同一致の精神を鼓舞し、組合趣旨を普及し一面經濟の基礎を鞏固ならしむると共に、産業發展の企圖に力むるを以て、前途組合事業の進むと共に其影響の及ぶ處益々大なるべきを疑はざるなり。

無限責任中里信用購買販賣組合

茨城縣久慈郡中里村大字中深萩三十一番地

明治三十五年十月二十八日設立

▲中里村の地勢及經濟狀態 本村は久慈郡の東北隅に位し、太田停車場を北に去ること四里餘にして交通不便の地なり。舊時四ヶ村を合併して一村を成したるものにして、中深萩、入四間の二大字は棚倉街道を東北に距ること一里乃至二里、加ふるに小山脈連亘せる溪谷の間に點々五戸十戸、多くも二十戸と云ふ小部落なれば殊に交通最も不便なるのみならず他大字とは土質を異にし生産物に優劣等差あり。而して下深萩、東河内二大字は縣道を利用し稍便あり。全村戸數五百十六、耕地面積は四百四町歩、山林原野八百五十五町歩、人口三千五十九人あり。物産は米、麥、煙草、蒟蒻、其他生齒なれども、

煙草作を以て主要産物とし、米麥は飯米用に供するの外餘剰少なし。

由來當村は農家主要なる肥料購入の如きは、附近の商店より代金後拂にて購入する常習なり、故に中産以下の者において自然充分なる施肥を爲すこと能はず、收穫少くして土地は逐年瘠薄に赴くの傾向を呈したり。其他の産業資金にありても、地方の金貸業者に不廉なる資金貸付を受くる外途なく、借入に際しては意外なる費用を要し、爲めに利子と費用とを合すれば驚くべき高利に嵩む、故に事業は中絶し進まんとするも進む能はず、斯の如き有様なるにより、生産力の増進せざるは勿論、貯蓄の如きも得て望むべからず。又中産以上の者と雖も貯蓄機關の缺如せる爲め、貯蓄思想發達せず、年末多少の餘剰を生ずれば不急の事に費消し、將來の計を爲す者極めて少なき狀況なりき。

▲組合設立 明治三十二年葉煙草專賣法實施せられ、三箇年目にして山間の部落なる中深萩、入四間の二大字は、主要なる此煙草耕作を官命を以て突如停止せられたり。是れ畢竟不便の地にして、他の二大字より土質劣等なるが故なるべしと雖も、青天の霹靂、當業者の狼狽名狀すべからず、乍併官命止むなく住民は煙草に代るべき作物を選び補填するより外なしとして、大部式藏、會澤謙三郎、生田目龜藏、大部市太郎、會澤郁造、會澤辰松、梶山庄左衛門、石井關太郎、大部謙之助、生田目初太郎氏等相議りし結果、蒟蒻を栽培するより外途あるまじと、大に之を奨励したり。蒟蒻は數十年前より少々ながら耕作し來り相當收益あり、反て他の作物より以上の収入あることは確實なりと雖も、栽培に付ては多額の資金を要

し、一反歩の栽培に付ても五六十圓乃至百圓の元入れを要し、小農にては到底實行し得ざる處なり。然れども、是非共此方面に生業を求むるの外途なく、隨て資金融通の方法を講せざるべからざる機會となりたり。この時に當り、産業組合は村民の輿望に適ひたる方法なることを認めれば、早速組合設立のことに決し二十七名の賛成者を得て、明治三十五年十月二十八日設立許可を得たり。

●●●●●
事業状況

本組合は設立以來八箇年間は信用組合の事業のみなりしが、區域内産業の發達するに伴ひ、購買販賣組合の必要を生じ、明治四十二年六月以來之を兼營し、事業の分量は年々増加の趨勢に向ひ、十年後の今日にありては組合員數二百三十名の多きに達し、設立當時の員數の殆んど六倍強となれり。

(一)貸付及貯金 前述の如き産業状態なれば、産業資金貸付は、多く肥料、種苗、農具、土地購入資金及造林、製炭、蠶業、開墾、商業資金等に向つて貸出し、凡て無擔保にして利率は最高年利一割二分、最低同一割を以てし、貯金は年利七分八厘の高利を以て預り、一般組合員の零碎なる貯金を吸収するに努め、一面組合員をして勤勉力行し進んで貯蓄心を喚起せしむることに力めたる結果、貯金額は年々歳々増加し、大正元年度末に於て一萬三千餘圓となり信用組合の經營をして安全確實ならしめたり。尙販賣事業の效果をして一層大ならしめんが爲め、販賣高に應じ歩合を以て貯金せしむるの制をとりたるに其成績良好なり。

(二)購買 購買事業は、四十二年度より開始し購買品は肥料食鹽及生計用品なり。其取扱に對し當

初の事務所は物品の受渡に不便なるより、大字東河内に出張所を置き、理事の一人をして擔當せしめ、區域内を數區に分ち、一小區毎に世話係一人宛を置き各受持區を定め、組合員の入用品數量を豫定し、又は注文を取りて購買をなすこととせり。

(三)販賣 販賣事業も購買事業と同時に兼營し、販賣品は蒟蒻のみを取扱ふ。此の蒟蒻は生玉又は荒蒻に製造したるものを組合に於て委託を受け、粉蒻蒻に精製し賣却の上其代金を支拂ふこととせり。四十四年度の生産高は千七十四貫にして、此代金二千三百五十四圓なり。

左に最近六箇年間の各年度末の状況を貸借對照表面より摘出して列記すれば左の如し。

組合員數	拂込資金	準備金	貯金	貸付金	預金	剩餘金
明治四〇年	七九	三、二八三	八三〇	一、九五八	四、三八七	一、四一七
同 四一年	一〇五	三、九八〇	一、一八七	四、一六四	五、六七二	三、六五〇
同 四二年	一四一	四、九二二	一、五七四	五、〇二八	七、五二七	二、五五〇
同 四三年	一八五	六、一八八	二、三七六	五、一五三	一、二五三	一、八三一
同 四四年	二〇八	七、三二二	三、二七九	八、五二七	一、四八六	四、〇二〇
大正 元年	二四七	八、五六四	四、五五八	一三、〇一七	一、六二七八	一、四六二〇
						一、四七五

尙四十二年以來の購買販賣の事業に就き其年度内取扱の金額のみを示すときは、

明治四十二年	同四三年	同四四年	大正元年
販賣額 一,四八三 ^四	二,〇二七 ^四	二,三五四 ^四	一,六八三 ^四
購買額 三三二	四八七	七四九	三,三七七

大正元年度末貸借對照表及損益計算左の如し
 貸借對照表 (大正元年度末)

貸方	借方
拂込未済出資金 五七六・〇〇〇	出資金 九,一四〇・〇〇〇
貸付金 一六,二七八・〇〇〇	貯金 一三,〇一七・四七〇
預金 一四,六二〇・〇〇〇	借入金 五,〇〇〇・〇〇〇
什器 八〇・〇〇〇	準備金 四,一七二・八〇七
證券 一一四・六六〇	特別積立金 三八五・三八四
販賣假渡金 九一八・八四〇	貯金利息未拂 七六八・七二七
預金利息未收入 五二・五〇〇	借入金利息未拂 一四五・〇〇〇
現金 一,五四四・五八八	寄付金 八〇・〇〇〇
	剩餘金 一,四七五・二〇〇

合 計 三四,一八四・五八八
 損益計算 (大正元年度)
 合 計 三四,一八四・五八八

利益	損失
貸付金利息 二,〇六六・七〇一	貯金利息 七六八・七二七
預金利息 四九七・八二八	借入金利息 二,三九五・五四〇
物品代延納利息 一〇〇・七二三	諸給料 一〇九・二五〇
歩合金 一四・七二〇	旅費 七九・二六〇
假渡金利息 九一・三四〇	通信費 三・九三〇
購買品利益 一〇九・九八〇	役員報酬 二,三〇〇
預金未收利息 五二・五〇〇	消耗品費 三八・六二〇
	總會費 二〇・一九〇
	表彰披露式費 五四・六六五
	實費辨償 六七・五五〇
	雜費 五三・八五〇
合 計 二,九三・三七八二	合 計 一,四五八・五八二

差引剩餘金千四百七十五圓二十錢

六八

▲組合の效果 本組合の區域は如上の通り交通不便なる山間僻陬の地たるを以て、金融機關の不備にして資金を得るの途なく、生産物は殆んど四里を距つる太田町に運搬し行き、且産業上必要なる物資も亦此處より求めざるべからずして、村内は年々衰頹し行き、經濟上頗る不利の地位にありしが、組合設立せらるゝや、資金に窮乏せる中産以下の者は、進んで組合に加入し資金の供給を受け、着々事業の改善進歩を見るに至れり。殊に四十二年購買販賣事業を兼營するに伴ひ、組合員の經濟思想を誘起し、村内大に活氣を呈するに至れり。

組合設立以前は村民孤立獨行の状態にして、更に一致の行動を認むる能はざりしも、組合設立後は共同の利益あることを自覺し、一村内の事漸く一致の行動をとる機運に向ひたり。

縣下の北部に位し、加ふるに山間谿谷の間に點在中里村は、社會の事情に通ずること甚だ遅々たり、隨て新智識に乏しく、教育振はず産業興らず、風紀良からざりしが、組合設立以來經濟思想の發達と共に、屢々講話會を開きて組合員の向上に資すると共に、徳義の上進を圖りしたため爾來一般の風習漸次改まりつゝあり。

本組合に於ては組合長大部式藏氏献身的に組合事務を處理し、事務所は自家の離れ家を以て之に充て、組合經費は必要缺くべからざるものに限り極めて節約主義を以て、可及的多くの剩餘金を生せしめ

て組合員の持分を増加せしむる方針をとり、組合員を愛すること深く、組合員は組合長を敬ふこと赤子の慈母に於けるが如くにして、間柄極めて圓滿なり。されば、貯金吸收等に好影響を及ぼしたる跡顯然たるものあり。曾て教育振はず、風紀頹廢し、疲弊慘憺たりし本村も、今や産業組合を中心として活潑に業を勵み儉を行ひ、經濟道德二方面に其功績を顯はすことを得たるは、一に組合長大部氏の至誠善導に依ること明かなりと雖も、組合員亦よく産業組合の精神を了得し、自助自疆の本旨を發揮したるに依るものといふべし。

附 記

無限責任中里信用購買販賣組合救濟方法

- 一 組合員間ノ交誼ヲ惇フセンガ爲メ隣保相助クル方針トシテ特別救濟方法ヲ設クルコト左ノ如シ
- 一 組合員ニシテ若シ不慮ノ遭難アル場合ハ一戸ニ付金五圓以下ヲ贈與スルモノトス但理事ノ合議ヲ經テ其額ヲ定ム

- 一 組合員死亡シタル場合ハ一人金壹圓ノ香華料ヲ贈リ猶組合員一名ヲシテ會葬セシムルモノトス
- 一 組合員ノ相續人成長ノ後組合ノ性質ヲ詳知シ且ツ貯金ノ興味ヲ深クセシメンカ爲メ其出生當時ニ際シ左ノ貯金券ヲ贈ルモノトス

貯金券ノ額面金二十錢トス但出生後百日以上ヲ經過シタルトキ贈ルモノナリ

以上兩件共之ニ對スル金額ハ當時ノ利益金ノ内ヨリ臨時支出スルモノトス

七〇

特別救済規約

- 一 本組合ノ貧困者救済策トシテ無利息年賦償還貸付ノ方法ヲ設ケ左ノ如ク定ム
- 二 組合員若シ不慮ノ災害ニ罹リ衣食住ノ三要素ヲ失ヒ區域内ニ居住シ能ハサル場合ニ立至リタルモノ
- 三 無資産ニシテ組合員トナリ區域内ニ居住シ専ラ産業ニ志スト雖モ所有セル土地家屋ナク産業ニ從事シ能ハサル者但貸付金額ハ百圓以下トシ其額高ハ當人ノ信用程度ニ依リ理事ノ會議ヲ以テ之ヲ定ム其年限ハ七ケ年トス若此年限カ組合存立期限ヲ超ユルコトアルトキハ存立期限迄トス

有限責任豊地信用販賣購買組合

三重縣一志郡豊地村大字下之庄五ノ一

明治三十九年十二月二十七日設立

▲組合設立の事情

豊地村は三重縣一志郡の東南に位し松坂町を距ること二里餘、純然たる農村にして、從來本郡中比較的富裕と稱せられしも、尙村民は常に産業上又は舊債償還の爲めに資金を要すること少なからず、而も地方金融機關欲如し、村内の富者は又貸金を擇ばざるの風ありしを以て、資金を要

する者は已むなく出で、村外に高利の資金を仰がざるべからず、是れ本村經濟上最大の缺陷にして、之が爲め産業の發達を沮止し經濟の緩和を妨げられしこと幾何なるを知らず。

村内有力者宮村勇三郎氏等之を憂へ、一の金融機關を設けんが爲めに、銀行支店若くは代理店の開設を圖りたれども、遂に其目的を達せざりき。明治三十四年宮村氏村長に就任するや、村勢の發展せざるを憾み、且當時村内平均一戸の財産額二千圓に過ぎざるを見て、感慨更に止む能はず、偶々産業組合の農村に欠くべからざる制度なることに思を及ぼし、之に依て産業經濟の調和發達を圖り、本村繁榮を成さんとし即ち信用組合創設の志を起し、徐々に所要の調査に着手し、其成案を得るに及びて、旨を二三の有志者に告げ快く賛同を得たり。然るに明治三十五年以來村農會が肥料の共同購入を斡旋し、毎次有利なる結果を見れば夫れが爲めに地方商人の恐慌を來たし、農會が幾多周圍の迫害を受けたる苦き經驗に鑑み、今日産業組合を設立せんとせば、須く其規模を大にし資力を充實し、以て周圍の壓迫に充分對抗し得る迄に其勢力を大ならしむる必要ありとなし、依て更に反覆審案中、時恰も日露の國交破れ干戈相見ゆるに至り、宮村氏亦征露の軍に赴きたるを以て、組合設立も一時立消となりしが、越えて三十九年同氏の歸郷するや、有志と共に再び前志を進め、同年末所謂戰後經營事業として、全村戸數三百五十の内組合員二百七十二名、出資口數一千四十八を以て有限責任豊地信用販賣購買組合を設立するに至りたり。

▲設立後の経過 設立以來組合長以下理事及事務員の熱心なる經營と、親切なる指導と、組合員の覺醒とは、互に相俟て組合の活動を促し、設立以來六箇年度を経過して曾て一回の紛議を生じたことなく、又組合經營上に大なる蹉跌を爲したることなく、着々として順潮なる發達を遂げ、基礎鞏固となり現今組合員數三百六十七名、前途益々多望となれるは單に本組合の幸福なるのみならず、斯業の効果を世上に紹介して其の範を示すに足るべし。

事務所は組合區域の中央交通最も便利なる地をトして之を設け、設立當時は借家を以て充てたるも、第二年度に於て借地に新に事務所一棟、倉庫二棟、精米場一棟、物置一棟を建築し、精米機三臺、石油發動機一臺を設備し、組合長外理事二名、書記一名若しくは二名常務に當り、精米從業者一名、使丁一名を使用し、別に組合區域を九區に分ち、各分區に一名の世話人を置き補助機關とし、以て事業の進捗を圖れり。從來執務は奇數日を以て取扱日となしたりしが、事務の分量増加したる結果第六年度に入りてよりは毎日執務を爲すことに改めたり。

(一)貸付金 普通定期貸付の外特別貸付を爲し、特別借金證書を提供せしめて、一定の期限内に於て資金入用の場合には逐次貸付を行ひ組合員の都合によりて資金不要の分を生じたときは随時に返還を爲さしめ、組合員の産業上一層有利ならしむる手段を執れり。参考の爲め本組合の用ゆる特別借金證書を左に示すべし

特別借金證書

保 擔	借 用	期 限	大 正	日 期 間	貳	ケ	年
	最 高		年		月		
保 擔	限 度	用 途	業 資 金				利 率
	一 金	百圓ニ付日歩金	錢 厘				
		但今後改定セラル、トキハ其改定利率ニ依ルモノトス					

今般右營業資金トシテ前記金額ノ範圍ニ於テ期限内資金ノ所要ヲ生スル都度逐次借出シ使用シ反之資金ノ不要ヲ生シタルトキ又ハ營業上ノ收入ヲ得タルトキハ隨時ニ借出金ノ全部又ハ一部ヲ返却シ即借出シト返金トヲ反覆シ得ヘキ方法ニ依リ借用方御契約ヲ得候ニ付テハ借出シヲ要スル毎ニ本證附綴ノ用紙ヘ其金額及年月日ヲ記入シ拙者之ニ證印ノ上借受ケ又返金ヲナス場合ニハ相當ノ證書御交付相成度利息ハ毎年六月、十二月ノ兩度ニ於テ御計算ノ上御通知相成候時ハ速ニ仕拂可申候若シ以上ノ契約ニ違反シ資金ヲ他ニ利用シ又ハ利息ノ仕拂ヲ怠リ或ハ一ケ年ヲ通シテ一回ノ借出シ若クハ返金ヲモナサ、ル等ノ場合ハ契約ヲ破棄セラレ候トモ異議無之尙滿期ニ至リ候ヘハ無滯元利共完済可致假令如何様ノ事情ヲ生スルトモ終始確實ニ義務ヲ履行シ聊御損害相掛不申候依テ證書如件

大正 年 月 日

三重縣一志郡豐地村大字

七四

借主

同縣同郡同村大字

某

番

責任連帶
保證人

某

有限責任豐地信用販賣購買組合長理事某殿

特別借金借出證書

年月日	借出金額	借主印章	年月日	借出金額	借主印章

(二)貯金 小口貯金及當座貯金に對しては通帳を用ひ、定期貯金には證書を交付し、組合員の便宜を計りて定期貯金の外は預入拂戻を任意にしたるに、初年度に於て已に受入四萬餘圓、拂戻し三萬餘圓、第五年度に於ては受入六萬五千餘圓、拂戻六萬三千圓に上るの盛況を呈せり。

(三)販賣 米、繭を主とし、米は組合員各自が組合に搬出し來るものを本縣米穀検査規定に依り検査を受くる外、尙組合所定の検査を爲し組合に買取り、若くは委託に依り、精米となし又は玄米の儘販賣し、繭は生繭にて指定の時々に収集し之を競賣に附す。

販賣部に屬する精米工場は、米穀の販賣に際し他の精米場に搗精を委託することの最も不利益にして且管理の頗る困難なるを感じ、自ら經營するの必要を認めたれども、曩に事務所及倉庫を築造して多額の資金を固定せしめたる後にして、之が建設に躊躇したりし折柄、幸ひ村内有力者の一團體なる同志會の設備したる工場機械器具の一切を組合に貸與せられたれば、組合は早速工場敷地八十二坪を借入れ、搗精機及動力機の据付をなし運轉を始めたなり。功程甚良好にして四十四年七月に至り工場設備全部を悉く組合に買收せり。

精米所創設當時の建設費を示せば左の如し。

一金七十三圓三十八錢五厘
 一金三百七十三圓五錢

敷地諸費
 建築費

一金五百二十二圓五十五錢	原動機
一金三百二十四圓三十七錢	精米機
一金百二十七圓五十六錢	基礎工費
一金五圓三十六錢	資金利子及雜費
計金千四百二十六圓二十七錢五厘	

内譯

原動機	四百八十圓	石油發動機(四馬力)
搗精機	二百六十五圓	附屬品代
基礎工費	八十五圓十七錢五厘	精米機二臺
	四十二圓三十八錢五厘	附屬品代
		基礎及摺付
		運搬費及雜費

精米機は當初二臺を設備したるに、一日の工程約十石にして其成績良好なりしを以て更に一臺を増設し、現今三臺を以て間断なく使用しつゝあり。

原動機は廣瀬式二重ピアリノグ無點火石油發動機を購入し使用せるに、之亦故障なく頗る好調なり。
 (四)購買 購買の事業は肥料購入を主とし、其他主要なる物品に止め、概ね組合長の意見を以て隨時買付をなし、組合員の來り求むるに任せ配達の手數を省けり。

各年度末狀況

組合員數	拂込資金	準備金	借入金	貯金	貸付金	剩餘金
明治四〇年	二七二	二二、〇四〇	八〇	三、三二四	一〇、六五五	一四、八三六
同 四一年	二七六	二二、三三〇	四三七	一三、九四七	一四、四五一	八八三
同 四二年	二七七	二二、二八〇	八五七	一七、四六八	一九、〇〇五	一、四二四
同 四三年	二八〇	二二、三三〇	一、六一一	二二、三〇二	一九、七二八	二、九三五
同 四四年	三六六	二四、〇二〇	四、三二六	二五、〇一一	二二、五七四	五、〇三一
大正元年	三三七	二四、〇八〇	八、一七一	二八、三二〇	三二、四八九	三、五八五

各年度内事業狀況

貸付金	同上償還	貯金	同上拂戻	購買額	販賣額
明治四〇年	四七、〇〇三	三二、二六六	四、九〇四	三二、二四八	五、〇七二
同 四一年	五三、五五一	五三、九三六	三、七八六	二八、四九四	四、〇七〇
同 四二年	五六、七五七	五二、二〇三	六、二五三	五九、〇一五	五、四二一
同 四三年	五三、三二五	五二、六〇二	六、二九〇	五七、〇六八	三、九二四
同 四四年	六六、二一六	六二、三六〇	六、五二九	六三、五八七	四、四一九
大正元年	八八、一五五	七三、二四一	七、五三三	六八、二三五	五、五五〇

貸付金及貯金利率は、組合設立當初に於ては貸付年八分四厘乃至一割二分、貯金小口年六分、當座日歩一錢一厘、定期年六分五厘乃至七分を以てしたるが、現今は少しく低下して貸付は年利七分八厘、貯金小口五分四厘、當座日歩九厘、定期年四歩五厘乃至五分二厘を以てせり。尙大正元年度末貸借對照表損益計算を掲げて最近の狀況を示すべし。

七八

貸借對照表 (大正元年度末)

貸借對照表 (大正元年度末)	
貸付金	三、八四九・一八〇
預金	一、一〇〇・〇〇〇
有價證券	五、四八一・五〇〇
建物	一、七六〇・〇〇〇
機械	五〇〇・〇〇〇
什器	二二〇・〇〇〇
現在品	一五、六八四・六六五
聯合會出資金	二〇〇・〇〇〇
假拂金	一五〇・〇〇〇
借方	二四、〇八〇・〇〇〇
出資金	二八、三二〇・二六五
貯金	六、三五三・八〇〇
準備金	一、七一八・四〇〇
特別積立金	二五九・五九〇
未支拂利息	三、五八五・四三〇
本年度剩餘金	

未收入代金	一七・六五〇
未收入利息	四九七・五七〇
現金	二〇六・九二〇
合計	六四、三〇七・四八五

損益計算 (大正元年度)

損益計算 (大正元年度)	
貸付金利息	三、一九〇・二二五
販賣部利息	一、二〇〇・〇〇〇
預金利息	一三二・四〇〇
有價證券利息	一四一・八五〇
販賣部利益金	六六六・一三〇
購買部利益金	五〇九・九七〇
雜收入金	二二・四七〇
未收入利息	四九七・五七〇
合計	六四、三〇七・四八五
貯金利息	一、〇五七・〇三〇
借入金利息	二〇六・八一〇
手當給料報酬	四六七・〇〇〇
旅費	三七・七〇〇
慰勞金	二六・〇五〇
會議費	四六・〇〇〇
通信費	一九〇〇
帳簿及印刷費	一〇三・九八〇
消耗品費	三五・七四五
合計	六四、三〇七・四八五

七九

借地料	三二・九〇〇
慰弔金	二〇・五〇〇
登記料	七〇〇
獎勵費	一一・七五〇
娛樂會費	二六・三六〇
寄附金	五・〇〇〇
中央會費	三・九〇〇
建物修繕費	一七・四二五
雜費	三三・三〇五
有價證券評價損	二三・二五〇
減建損物	一三〇・〇〇〇
減機損械	一〇〇・〇〇〇
減什損器	二七・二九〇
未支拂利息	二五九・五九〇
合計	二七七三・一八五

六三五八・六一五

差引剩餘金三千五百八十五圓四十三錢

本組合は初めより其大なるを望み事業を一時に擴張したる關係あるを以て、組合員中には事業の前途を私かに危ぶみ、疑心をさしはさみながらも、勸誘の好意に對して餘儀なく加入したる向も少なからざりしが、其成績の實現するに至るや、曾て金融の疎通を欠き産業經濟上に不如意を嘆ち居たりし多數の組合員は喜んで組合を利用し、盛に貸付を請求し來り、應分の貸付を受けて産業に投入し或は舊債の整理に努め三箇年間は組合の借入金高二萬六千圓に上りたり。然れども第三年度以後は年々貯金受入高六萬圓を超ゆるに至り、信用部に於ける事業は一層適順となり、隨て購買販賣の事業も着々進行し、購買品は主として組合のものを使い、販賣物品は之亦悉く組合へ提出することとなり、組合員の組合利用の状況は頗るよろしきを見る。

▲効果 由來勤儉に富める組合員は、組合によりて金融の便を得、組合の貸付は低利なるが上に簡易なれば、組合員は多年の病苦一時に癒えたるが如く活氣勃勃として起り、農舎の新築、改築をなすものあり、牛馬を購入するものあり、新しき農具を、しかも遠隔の地に求むるものあり、作地面積を擴げ養蠶掃立枚數を増すあり、植林を爲すあり、開墾を爲すあり、或は自己所有の田畑の地質を研究して集約農法に専ら力を注ぐあり、或は他町村に出で、田地山林を購入するものあり、各員競争的に産業の開發を急ぎ、懶惰を戒め孜孜勉勵一日の苟媮を願はざる所、組合員の經濟は自然圓滿ならざるを得ざるなり。

かくして購買の事業も販賣の事業も其實益を確實に收むることを得たり。組合の効果は此數行を以て其主意を盡し、敢て布疋するを要せざれども尙組合設立以來五箇年間の事實に徴するときは組合員間に住宅二十五棟、土藏四棟、納屋二十九棟以上總建坪千四十坪の新築を見たるが如き、他町村より田地を購入したるもの、田畑六町餘歩、山林五十八町歩に及びたるが如きあり。

近年一般に組合員の經濟に餘裕を生じたるものならん「支拂振のよろしきこと地方村落中一異彩なり」とは地方の世評なれども、世評なるもの又正鴻を失はざるなり。村内遊藝遊興の魔界なく、飲食を樂しむ會合なし、實に當組合の幸福なり、乍併組合は農民の生活を無趣味偏跛ならしめず、毎年一回若くは二回組合員及其家族を一堂に集めて共同の娛樂を催し、演劇浪花節の興行を爲し、時としては酒食をも饗することあり。

組合創立以來最も献身的に事に當り、今日の成績を擧ぐるに至りたるは、宮村組合長、東畑吉之助、前田善平、三浦清之丞、矢野茂三郎其他數氏の功勞にあること勿論なれども、組合員亦能く共同一致して各自産業に精勵せる結果に外ならざるなり。

有限責任小針信用購買生産販賣組合

愛知縣西春日井郡北里村大字小針六四

明治四十年一月九日設立

▲設立事情 本組合の所在地たる愛知縣西春日井郡北里村大字小針は、其昔天正十二年三月豊臣、徳川の兩雄決戦の歴史をこゝむる小牧山の南方十丁餘の所に在り。純然たる農業部落にして戸數五十五戸、人口三百五十餘人、耕地反別五十二町歩餘を有し、物産には米、麥、蕁苔、繭、蔬菜等あり近來桑苗の産出又漸く盛となれり、然るに時勢は日に月に駿々乎として進み、公私各般の施設益々繁きを加ふること共に各自の負擔は年毎に増加し、殊に諸物價の騰貴は中産以下の農民をして愈々生活難を訴へしめければ、地方産業の改良収入増加の途を講ずる切なるものあり、されども固陋の農民間に於ては改良も進歩も容易に實行せられず、經濟思想の幼稚なる間農産の豊饒を見れば直に浪費し、他日の計を爲す者甚少なく、偶々事業資金を要するも低利なる資金借入の途絶えてなく、隨て新規の事業起らず、加ふるに日常産業上必要な肥料及日用品の購入には頗る不便不利を感じ居れり、されば果然農民の負債は年毎に積り、終には祖先傳來の田畑宅地をも放棄する者あるに至れり。明治二十三年頃より、小針部落民の所有田地は頻々他町村へ流出し、其勢を以て進まば、遠からずして部落内の土地は悉く他町村人の所有となり、

村民は擧て農業労働者となり、家計を支へ得ざる細民の多くは他に出稼せざるを得ず、一家離散の悲境を見るべきは明かなり、然らば農村民の耻辱之より大なるはなけん、當部落の前途實に寒心に堪へざりき。此情勢を自覺したる五十五戸の部落民は、只管村勢を挽回すべく寄々協議を凝すこと一再ならず、茲に有力者大野松藏外數氏は、一日村民を集め之に謀りて曰く、「村勢挽回の術策たる素より農事改良に在りと雖も、之を普く實行しよく其効果を現實に收めんには、只從來の如く漠然たる獎勵のみを以て目的を達すべきものにあらず、官廳及び農會等と提携して、自ら活動する所の經濟上の機關なかるべからず、而して此機關たるや本村の現状に照しては、先づ信用組合を設立して金融を疏通し、購買組合を兼營して需要品を有利に購買するに如くはなし、蓋し組合の活動は農蠶業を進め、農家經濟を根本的に改善向上せしむる必須の機關なればなり」と、超えて明治三十九年に至り、組合設立の議漸く熟し、四十年一月九日を以て設立許可を得るに至り、同年十月販賣生産の事業をも兼營し、追々事業遂行の機運に向ひたり。

「凡利用厚生は信義を重じ時勢の進運に隨ひ百年の大計を樹立するに在り」村の繁榮を圖らば宜しく共同一致の精神を喚起し、小を積んで大を求め衆多の腦中に、克く組合の精神を注入するに如くはなし。之か爲めには先づ勤儉貯蓄を奨め、積んで産業資金を造成し、又必要の物品を購買して之を組合員に分ち、或は業務に必要な器具を貸與し、或は生産物共同販賣の事を行ひ、小産業者をして殖産興業に向

はしめざるべからず、是れ産業組合の起る所以にして本組合の目的亦是に外ならざるなり。

▲設立後の状況 大字全體五十五戸の内組合員四十六名、出資口數百五十八口(一口金十圓)を以て組合は成立したるが、四十二年八月に至りて八名の加入者ありて五十四名の組合員、出資總口數百六十六口となり、設立後二箇年にして全村總て組合員となれり、而して出資拂込の状況は極めて良好なるを以て全部拂込の後はお出資一口十圓を二十圓に、二十圓より三十圓に、終に五十圓に至りて出資總額八千三百圓と爲す計畫なり。

本組合の經營は精神的方面に重きを置き、道德の鼓吹と教育風教とを以て自然に徳化せんとする方針なるを以て組合の經營は漸進主義を採り、左の事項を實行せり。

- 一 一月一日には組合員一同會合し、年内に取る可き方針及び各組合員の希望を述べ、彼我意志の疏通を計り、年酒を出し愉快に新年を迎ふ。
- 二 戊申詔書紀念日には青年會と合同し、捧讀式を行ひ、學校教員及僧侶の講演を請ふ。
- 三 教育勅語の捧讀式も前と同様奉行す。
- 四 毎年一月の通常總會に於て前年度内組合員の總ての行動を調査し、成績佳良の組合員に賞與を與へ、當日は組合員中七十歳以上の老人を招待し、紀念の爲め組合員一同來賓と共に撮影し、酒食の饗應をなし福引を行ひ、最も愉快に一日を送る。

- 五 毎年七月、盆には組合半期の状況を報告し、名士に揮毫を乞ひ扇子又は團扇等の類を頒つ。
- 六 組合員中に死亡者あるときは香華を贈り組合員一同會葬す。
- 七 毎年一回組合内死亡者の追弔會を行ふ。
- 八 組合員一同毎年一回農事試験場を參觀す。
- 九 時間の勵行を期する爲め、組合の總會は勿論其他の組合には、左記の如き着札を早着順に依り渡す。

(表面)

(金)	(時)
第參拾七着	
名姓	月 日
(也)	(者)

(面裏)

一、此着札は組合の總會、字會等總ての會合出役に先着の人より順次に請取り姓名を記入し豫て渡しある袋に保存し一ケ年間取纏め毎年十二月末日迄に組合へ差出すべし

一、此着札は組合員若くは戸主又は相當代人たるの資格を有するものにして請取りたるとき自ら姓名を記入したるものにあざれば効力なし

一、組合に於ては之を取纏め早着者數名に賞與を與へ尙信用程度の参考となすべし

有限責任小針信用購買生産販賣組合

十 組合には左の如き投書函を設く。

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">投書函</p> <p style="font-size: small;">組合の方針役員の行動及組合員のやりかた其他何んでも組合の爲めにならぬと思はれた事柄は遠慮なく列記し此函に投入せられたし</p> <p style="font-size: x-small;">有限責任小針信用購買生産販賣組合</p>

- 十一 毎月一回總會を開き、組合の状況其他産業上に付研究を爲し、次で僧侶を招聘し青年會と共に安心立命の講話を聞く。
 - 十二 毎年春蠶、秋蠶期に一回宛蠶業講習所より講師を聘し、實地指導を受く。
 - 十三 理髪を爲さんには一里を隔つる小牧町に出でざるべからず、而も五錢乃至十錢を拂ひ甚だ不經濟なり、尙床屋へ青年等の集合するは風俗を亂す基となるを慮り、如斯場所に入出せざらん様、理髪器具を備へ月に六回青年會員の重なる者を選び理髪せしむ、一箇年の理髪回数凡一千以上に達す。
 - 十四 組合時事報なるものを以て(三尺に六尺の黒板の如きもの)事務所の門前に掲げ、組合の状況及報告公告其他組合員の心得べき事柄を時々掲載し總ての事情を知るに便ならしむ。
- 本組合が前記の規約行事に依りて常に精神的方面の改善を行ひつゝ、あるが、その結果は産業上經濟

上にも亦良好なる影響を及ぼし、組合事業年々発展の状況に在り。左に累年の成績概要を述べべし。

(一)貸付 従来農工銀行の年賦貸出ありと雖も、最も資金に缺乏せる中産以下の多數農業者が、同行の資金を利用することは甚難く、常に高利の借債に苦められ居りし折柄、組合が貸出したる資金は大旱の驟雨の如く、大に組合員を潤したり。而も信用程度を嚴重に調査して、其信用程度は之を公表し、貸付に擔保を徴せず保證人をも立てしめずして、全く對人信用に依り貸付せり。

以上は普通産業資金の貸付の場合なるが、別に特別貸付の途を開きて、農家危急の場合の救済に力を盡せり。

本村農家の土地資本は、年々他地方へ流出するの狀態にありしこと、已に述べたる處の如くなりしを以て、地主と小作との關係も亦日々に疎隔に傾き、農業の完全なる發達を期待すること能はず、依て土地の流出を防ぎ、尙且次第に土地を買収せしめんが爲めに、六分乃至八分の低利を以て六箇年以内の年賦償還貸付を行ひ、又一面組合員中舊債嵩み、土地を賣却せざれば倒産の已むなきに至りたる者ありたるときは、組合が一切の資産負債を引受け、可成土地其他の資産を賣却せしめずして整理せしめ、苟くも方法の存する以上は、祖先傳來の土地を人手に渡さざる様、資金融通の途を講じつゝあり。

(二)貯金 普通貯金、永貯金の二種とし、永貯金は組合存立中据置き満期に至りて元利合計十萬圓を爲す計畫を立て、組合員は少くとも永貯金毎月三錢以上の預け入を爲すべきものとし、之を義務貯金とせり。

又一方各戸に貯金箱を配付し置き、零碎なる金錢を投入貯金せしめ、或は養蠶又は秋收豊なる年には特に其幾分を貯金せしめ、慶事、凶事等の場合の費用を節約貯金せしめ、或は副業の獎勵方法を設けて收得を増さしめ、其一部分を貯金せしむる等、貯金の資源を各方面に求めて、苦しめずして貯金を爲さしむることに注意せり。

(三)購買 購買物品は役員に於て組合員の需要を調査し、取纏め購入して之を組合員に分配す。其取扱物品は肥料、種苗、農具、家畜、蠶種、味噌、溜、鹽、油、日用雜品等にして、賣却代金は月末精算として收納せり。

(四)生産 生産事業開始前より大豆粕粉砕器及蠶病消毒用噴霧器を備へ共同使用せしが、進んで蠶具、穀類苗木の消毒を爲す見込を以て、瓦斯消毒庫を建設し、組合員の使用に供し、尙改良農具を組合に備へん計畫なり。

(五)販賣 繭の販賣は組合創立以來引續き實行し來りたる結果、販賣に手数を省き、又價格の點に於ても大に利する所ありたるに依り、一般に其効果を認められ、更に米、麥、苗木等をも取扱ふこととせり。各年末の狀況左の如し。

明治四〇年	組合員數	拂込濟	準備金	貯金	貸付金	預金	剩餘金
四六	八	五二二	特別積立金	二八五三	一	二四三九	八三

貸付利率は年五分五厘乃至七分五厘にして普通年七分、貯金利率は年二分九厘二毛乃至五分二厘八毛にして普通年四分五厘なり。

貸借対照表 (大正元年度末)	貸借対照表		貸借対照表	
	貸借	対照	貸借	対照
明治四〇年	二四三六	五三八六	八二八六	六五六四
同 四一年	六三三二	四二五八	一五九〇	九一七八
同 四二年	五九九六	四五三五	一四九五	六五二二
大正元年	五七	二四三一	一四三六	一〇七〇
明治四三年	二四二八	五三六六	八一八六	六五六四
同 四四年	二四二八	五三六六	一五九〇	九一七八
大正元年	五七	二四三一	一四三六	一〇七〇

什器	二二四・二〇〇	特別積立金	二七二・三九五
債券	一〇九四・一二二	善積金	一一・〇〇〇
土地	二三一・六〇〇	當座貯金	二四五二・七一〇
建物	六〇〇・〇〇〇	永貯金	一一、九一七・一六〇
郵便貯金	二・八〇〇	聯合會出資金	九〇〇・〇〇〇
聯合會出資金	一〇〇〇・〇〇〇	未出資金	二二二・九八五
貸付金	一〇、七〇一・八四〇	剩餘金	二二二・九八五
假勘定	三〇〇・〇〇〇		
現在品	一、三九五・四九七		
現金	五六九・四一一		
合計	二〇、九二〇・六八〇	合計	二〇、九二〇・六八〇

什器	二二四・二〇〇	特別積立金	二七二・三九五
債券	一〇九四・一二二	善積金	一一・〇〇〇
土地	二三一・六〇〇	當座貯金	二四五二・七一〇
建物	六〇〇・〇〇〇	永貯金	一一、九一七・一六〇
郵便貯金	二・八〇〇	聯合會出資金	九〇〇・〇〇〇
聯合會出資金	一〇〇〇・〇〇〇	未出資金	二二二・九八五
貸付金	一〇、七〇一・八四〇	剩餘金	二二二・九八五
假勘定	三〇〇・〇〇〇		
現在品	一、三九五・四九七		
現金	五六九・四一一		
合計	二〇、九二〇・六八〇	合計	二〇、九二〇・六八〇

貸付金利息	六三三・七二〇	報酬及旅費	二七・〇〇〇
證券利息	五〇〇・〇〇〇	什器修繕費	三〇・〇〇〇
損益計算	(大正元年度)	損失	

九一

預金利息	一八五・六四〇	建物什器見積減損	五三・四四〇
土地收入	一三・三〇〇	有價證券見積減損	一〇〇・〇〇〇
購買部利益	二二四・九七五	諸 税	一・四八五
販賣部利益	二二・四六六	通信運搬費	二四五・〇〇〇
雜 收 入	五七・四三三	消 耗 品 費	二八・四六四
土地見積價格益	一〇〇・〇〇〇	品 評 會 費	三〇・〇〇〇
		賞 與 費	三九・一〇〇
		總 會 費	六三・五五〇
		佛教青年部補助	五・〇〇〇
		暴風見舞金	二〇・〇〇〇
		貯 金 利 子	六三二・〇一〇
合 計	一一二八七・五三四	合 計	一〇五四・五四九

▲組合の効果

肥料は組合設立の前には、其の購入方法等も甚だ拙なるものにして、此間に奸商の乗ずるものあり、種々の失敗談もありて常に村民に不安の感を抱かしめたり。既往數十年間の事實

に見るときは、肥料の價格は毎年秋冬期に下落し、春より夏にかけて上騰するを例とす、されば下落せる冬期に於て購入し、粉碎を要するものは冬の農閑の時期に粉碎し置くときは、經濟上亦勞力の分配上利便少なからざることを知ると雖も、資金涸渴せる小農が、到底之を實行すべくもあらず、春季桑園青色を呈するに至りて、已むなく少量の肥料を施し、或は夏期稻作繁茂の時期に入りて、他人の青田の間に目立て見ゆる疲稻の耻しさに、高さも安さも考ふるに遑なく、農繁の時期を費して肥料商に走り需むる状況なりしが、組合設立後は組合に於て適當の時期を計らひ、格安なる肥料あるときは試験場に其分析を依頼し、成分の優劣を以て購入し、相當價格を以て組合員に賣却し、現金支拂の困難なる者に對しては低利を以て其代金の貸付を爲すが故に、如何に小農と雖も何時にても品質良好、價格低廉なる肥料を使用し、而も粉碎等には適當の時に於て間に合せ、施肥の時期をあやまらざるなり。又組合は堆肥の製造に力を盡し、之を奨励したりしが、新規の事として充分の成績を挙げ得ざりしを以て、組合役員は之が範を示さんとして、一里餘を隔つる小牧町より牛廐を取り寄せ、堆肥に積込み良好なる成績を挙げたるを以て、進んで三里を距る名古屋師團より廐肥を買取り堆肥原料とし其効果を示したれば、其後堆肥の製造漸く見るべきものあるに至れり。

共同苗代は稻作改良上に至大の利益あるが故に常に官の奨励を受くると雖も、完全に之を實行する者少なく、單に形式に流るゝの嫌ありしが、組合員は模範的に共同の實を挙げざるべからずとの信念を以

て、卒先して整地、種子、肥料、播種、管理、跡作等一切の作業を共同にし、周到なる注意を拂ひし爲め近年其の成績頗る良好にして本郡共同苗代品評會に於て連年優等賞を受領せり。是れ全く組合設立の効果なりとす。

養蠶は農家の主要なる副業として古くより爲し來りたる所なれども、從來桑園に注意を拂はざりし爲め、收穫思はしからざりしが、先年一時絲價の高騰せる結果養蠶業は次第に專業に傾き、農家經濟の基礎を動搖せしめん情勢なりしかば、組合役員は大に注意して健實なる産業状態に導き、共同催青、稚蠶共同飼育を奨励し、種類を統一し、蠶病豫防に力を盡し、組合員に桑葉及勞力の經濟を教へて生産費の節約を圖り、養蠶家の投機心を戒めて斯業の利益を保護したれば、最近に於て各地方に見る如き、蠶業遂に其家を亡ぼすが如き悲境に陥りたる者なきのみならず、大に健實なる發達を遂げ、今日組合員中一人も養蠶を爲さざる者なきに至れり。

近來農家は大に副業に注意し遺利あらば悉く之を拾集せんとする氣風に導かれ、養鶏の如きも各家屋敷の廣狹に應じ其飼養羽數を増し、糞は肥料となし、卵の販賣代金は日常の小使錢となし、組合の貯金となすべく小農の經濟は之をも重要視せざるを得ざる有様となれり。今其収入額に見るに四十二年に於ては、自家消費を除きて鶏卵賣上代金約千三百圓に上れり。

當地は小牧米の産地として古來有名なりしも、乾燥不充分的の爲めに保存に適せず、米質粗惡にして常

に不利益を伴ひしが、近年肥料を改良し、共同苗代を始め、各方面に改良を斷行し、又宅地内の雜木伐採を奨めて乾燥に便ならしめ、品質の改良を促せり。四十一年以來年々産米品評會を開催したるに、意想外の好果を得たり。又一面に於て組合員各個の貯藏穀類の害蟲驅除に就きては、二硫化炭素の燻蒸を行ふ等、組合設立以來産米改良上に大に見るべきものあり。右の外教育衛生上に及ぼしたる組合の効果は、本組合の主義方針として精神的方面の改善に重きを置ける結果、逐年善美に向ひつゝあり、本組合の事績の概要を記して、組合長大野松藏氏の苦心尋常にあらざるを思ふ。

無限責任仁科報徳信用組合

静岡縣加茂郡仁科村中一八

明治三十九年八月二十四日設立

▲組合設立の事情 組合區域たる仁科村は伊豆半島の西部にありて地形南北に長く内に戸數七百餘戸あり、住民は主として農業漁業に従事す。本村に既設組合三あり、即ち無限責任仁科信用組合、有限責任仁科販賣購買組合及本組合なり。而して此等の組合は各地方産業發展の爲めに、互に相提携して長短相補ひ各其目的に向つて努力しつゝあり。之より前明治三十三年十月仁科村中青年有志者は矯風會なる

一社團を組織し、貯蓄思想を高め勤勞の美風を起し、日進月歩の時勢に後れざらんことを期し、毎月一回宛例會を開き大に研究する所あり、其實行として、試作地を設けて米、麥作の研究に供し、原野を拓き杉、檜の苗木を仕立て、植林思想の普及に資し、又明治三十七八年戰役に際しては、出征軍人の送迎をなして厚く其家族を慰め、或は年々九月より翌年三月迄農閑の時期に夜學會を開き、至誠勤勞分度推讓の美風を涵養し、併せて青年の弊風矯正に盡力せる等大に盡す所ありしが、仁科報徳信用組合は此等青年者の團體たる、矯風會の資金を基礎とし、有力者須田兵衛門氏（現組合長）勸誘斡旋して明治三十九年八月設立せられたるものなり。夫れ以來須田氏は同氏住宅の一隅に於て自ら組合事務に當ること二箇年に及びしが、事業益、發展したるを以て、事務所を現在の位置に移せり。

設立當時は組合員僅かに二百九十八人なりしが、漸次増加して現今農業者二百六十二人、商業者十六人、雜業者九人、合計三百八十七人の組合となり、尙益増加せん勢なり。

▲事業經營 本組合は報徳主義を以て立ち其經營振に至りても、常に報徳主義の實行に力を注げり。

(一)貸付 借入申込を爲す者は其大字に於ける理事に證明書を請ひ組合事務所に出づるときは、専務理事一々之を調査して貸出を行ふ。從來貸倒の事なけれども、若組合員に於て義務を怠りたるものあるときは、先づ以て其部落の組合員協議會を開き成るべく穩當の處置をとり、而も尙處理し難き場合に於て始めて理事會を開き處分方法を講ずることとし、組合員間相互和親し相誠めしむる實を擧げんことを期せり。

せり。

貸付は總て無擔保にして、利率は一割三分乃至一割五分なり、用途は山林開墾、桑園の仕立て、畜牛、薪炭材料の購入等にして、大正元年度貸付總額七萬二千三百九十二圓、償還五萬九千七十五圓に達せり。

(二)貯金 貯金箱を配布し置き、随意に蓄積せしむる外、役員自ら巡回して集金する等大に便宜を與へて勸奨せり。普通貯金以外に特別の目的を有する貯金として、左記の如き特別貯金を扱ふ。

牛馬保險貯金、蠶具貯金、瓦講貯金、出産婚姻紀念貯金、

參宮貯金、博覽會貯金、勞働貯金、表彰紀念貯金

大正元年度内貯金受入額は二萬七千九百一圓にして、年度末現在六萬五千六百六十五圓、貯金人員三百八十七人、組合員の全部に亘る。此外加入豫約者百十二人此貯金額四百七十三圓あり。

左に累年比較及び大正元年度末貸借對照表、損益計算を示さん

最近六箇年間各年度末累年比較表

	組合員數	出資金	拂込金	準備金	特別積立金	借入金	貯金	貸付金	預金	剩餘金
明治四〇年	三三八	二五二〇	一一六	二七二五	九三三三	一四三七四	二四一	二五四		
同 四一年	三四一	三八九二	三八六	三八〇〇	二二三七三	三〇、一四八	五四一	七八〇		
同 四二年	三五三	五、三二六	一、二〇三	三、八〇〇	三、三二六〇	四、二〇五三	一、一七	一、三〇〇		

同 四三年	三三三	六,九四三	二,六五一	二,六〇〇	四,八七三	六〇,〇八三	一,三九三	二,〇二〇
同 四四年	三八四	八,五八四	四,八五七	七,三〇〇	五,七二七	二,七七四	一,八〇九	二,七七六
大正元年	三八七	一〇,〇九〇	七,六八二	六,〇〇〇	六,五二六	五,九〇七	四,七八	一,一〇三
								三,三〇〇

貸借対照表

(大正元年度末)

未拂込出資金	一一,五三二 ^円 ・〇〇〇	出資金	二一,六二二 ^円 ・五〇〇
貸付金	九〇,七四八・一九四	貯金	六五,二六五・七一
預金	一一,〇三・五八〇	豫約者貯金	四七三・四七四
什器	三八七・二六一	借入金	六,〇〇〇・〇〇〇
証券	四四一・〇〇〇	組合表彰	三七五・五〇〇
未収入利息	一八六・三七五	紀念貯金	一三・〇〇〇
貯金箱	三・〇〇〇	慈善事業基金	七,六八一・一五〇
現金	二二〇・九五五	準備金	七,六八一・一五〇
合計	一〇四,六三二・三三五	剰餘金	三,三〇〇・〇〇〇
		合計	一〇四,六三二・三三五

損益計算 (大正元年度)

利益	損失
貸付金利息	貯金利息
九四八・七四九	四,八九六 ^円 ・三七〇
預金利息	豫約者貯金利息
三八・六九〇	二〇・五八〇
証券利息	雑費
二六・二五〇	二七三・六三五
	實費辨償
	三七三・五〇〇
	使丁賃
	九・五四五
	借入金利息
	五五五・八〇〇
	報酬
	八〇・〇〇〇
	什器損傷填補
	三七・二五九
合計	合計
九,五四六・六八九	六,二四六・六八九

組合計

九,五四六・六八九

組合計

六,二四六・六八九

▲組合の行事 本組合が實行し來りたる事項の重なるものは、

一 組合の歌を配布し、組合員並に一般青年をして知らず識らずの間に組合の精神を會得せしめ、且慰安の一端に供せり。

二 組合と組合員との往復贈答等總て本組合の便箋を用ひ、組合の主旨の説明に資す。

三 四十三年度より貸越規定を設け、組合員の便宜を圖れり。

- 四 死亡者家族には香料と弔詞とを贈り、生前の功績著しき者に對しては、弔詞中に本人の功績を列記し以て旌表することとせり。
- 五 組合總會に際しては、寓意ある物品を配布し、又は名士を聘して講話を請ひ以て斯業の啓發に努む。
- 六 戊申詔書に對する奉答の爲め、各種の良好なる施設方法を集めたる印刷物を配布し、組合員各自に必ず一の紀念事業を起すべきことを誓はしめたり。
- 七 産業奨励上の施設として、
- (イ)蠶業技術と桑園の改良とは、年一年に進歩の傾向あれども、未だ蠶種貯藏庫の設備完全せざりしを以て、完全なる倉庫を設計し四十四年完成せり。
- (ロ)畜牛は本村の主要産物なるを以て、之に對する資本は特に低利を以て貸付け、又は組合員各自に保險制度を設けしめ其業を奨励せり。
- 八 農業改良組規約を作り、地主小作人の融和、備荒貯蓄、農事改良、肥料共同購入等の事を實行せり。今其主要なる點を擧ぐれば、
- (イ)小作人は小作米を納付するに當り、地主に損害を被らしめざること。
- (ロ)地主は小作人惣代と協議の上、精農者にあらざれば小作せしめざること。
- (ハ)地主小作人雙方より役員を選定し、年六回田畑を巡回して作付の品評をなし、劣等者には注意を

與ふること。

- (ニ)毎年稻作坪刈を行ひ品評すること。
- (ホ)小作人地主共、小作米一俵に付米三升宛の代金を貯金し、凶作の豫備となす、此貯金は役員會の承諾を経ざれば引出しを許さざること。
- (ヘ)肥料は共同購入をなし、代金は本組合より融通し、收穫時期に返済すること。
- 九 本組合は本村民の地租納額人員數を毎年末に調製し、村民の納額異動の趨勢を調査し、前年度との比較をなし、且土地所有權別調を毎年末に調製し、本村民所有地積の異動を調査し、前年度との富力比較をなし、組合員に周知せしむ。
- 十 本組合は報徳主義を重するが故に、組合より若干の補助を與へ組合員の壯丁者を選び、組合役員之を率ゐて在小田原の二宮神社へ參拜し、傍ら優良組合並に優良町村の視察を爲す。
- 十一 通俗圖書館を建設すべき準備として巡回文庫の制を設け、之を各區の青年會へ送り、青年會長之を管理し青年者の書籍閲覽に便せり。
- 十二 表彰を受けたる紀念の爲め慈善事業費の項目を置きて別途の積立金をなし、専ら慈善事業に支出を爲す、
- 大正元年度に於て剩餘金中より三百三十圓を慈善事業基金へ積立を爲すべく總會の承認を経たり。

以上の外、敬老會を設けて老年者を慰籍し、優良組合員を表彰して組合員を指導獎勵する等組合の活動頗る多方面にして、各良好なる成績を挙げつゝあり。
各大字に大鈴一箇宛を備へ置きて毎早朝順次に振廻り、早起を勧め産業上に意を用ゐしめ、只管組合員の經濟の上進を促し、時々講演會を開きて智識の普及に努む、かくして組合今後の實績は大に刮目して見るべきものあらん。

仁科報徳信用組合の歌

- (一) 信用組合其基礎は
遠き昔にきざしけり
- (三) ライフアイゼンとシユルツェ氏
ラ氏は農家に成功し
- (五) 法律家なるシ氏の學
長と短とを補ひて
- (七) 等しく出てし日の本の
聖は誰ぞそも誰ぞ
- (九) 教の道のごふとしや

- (二) 西曆一千八百年
獨乙の國に偉人あり
- (四) シ氏は都會に旗を擧ぐ
宗教家なるラ氏の説
- (六) 茲に大成せしめてし
ハース氏の功欽ふべし
- (八) 尊徳翁と知りねかし
我等が仰ぐ報徳の
- (十) 分度推讓用となし

至誠勤勞體となし

- (十二) 財を譲りて善の種
蒔くこそ道の本意なれ
- (十三) 共同相助の心もて
地方改良の實を擧げ
- (十五) 徳を基礎とし世を渡り
自營によりて家を濟し
- (十七) 利己に傾く事々は
經濟なりと云ひ難し
- (十九) 世の幸福を祈る身は
日毎の事にこゝろせよ
- (廿一) 百年經なば壹萬餘
子孫の爲めに身の爲に
- (廿三) 天地の眞理頼むべし
玲瓏高き天城山

勞を厭はず分外の

- (十二) 我組合の大綱は
其御教を旨となし
- (十四) 信用自助を楫として
社會の海に進むべし
- (十六) 君が御民に耻ぢぬこそ
我組合の本旨なれ
- (十八) 經濟ならぬ行は
勞して功もなしと知れ
- (二十) 塵も積れば山とかや
壹圓の金少なれど
- (廿二) 貯蓄の事な怠りそ
原因ありて其果ある
- (廿四) 渺茫ひろき伊豆の海
千秋の綠影清く

して今日の事務所を設け、四十三年度よりは販賣部の事業をも開始するに至れり。組合設立の事情は、大
 様前項に述べたる如くなりしを以て、当初にありては經營上頗る苦心し、且執務者が其事務取扱に熟達
 せざりし等の關係もあり、往々組合員の誤解を招き、一時は専務理事として其任に當る者なく、加ふるに
 商人の奸手段に逢ひ其煽動に依りて蜚語を放つ者あり。遂には組合員の一部に脱退を申出づる者さへ現
 はれ、其局に當る者の苦心經營は實に言語に絶せり。然れども、其事業の確實なること一般の認むる所
 となり、且組合員各自が漸く組合の効果を了解せるに依りて漸次發展し大正元年度末に於て組合員數二
 百六十六人、貯金額二万五千九百六十四圓、貸付額二万四千七百四十九圓、又同年度購買高一万一千五
 百八十七圓、販賣高千六百餘圓の組合となれり。最近五ヶ年間各年度末の狀況を示せば左の如し。

年次	組合員數	出資拂込濟額	準備金	積立金	貯金	借入金	貸付金	販賣高	購買高	剩餘金
明治四〇年	二六	二九二六	—	六三	二七二	一〇〇〇	—	四、九五	—	五、二一
同 四一年	二七	三、四八七	—	—	四、七六	六、〇〇	—	—	—	八、八九〇
同 四二年	三〇	四、一六〇	—	—	—	八、八〇九	—	—	—	一三、三三七
同 四三年	三三	四、八四〇	—	—	—	一、四二	—	—	—	一、七六七
同 四四年	三五	四、八四〇	—	—	—	—	—	—	—	一、八四三
大正元年	二六	四、八四〇	—	—	—	—	—	—	—	一、八四三

貸付利率は年利九分六厘にして貯金利率は年利六分六厘なり

▲經營 組合經營に付きては理事一人専ら其衝に當り、書記をして簡易事務の處理を爲さしむ、經費
 は事務の整理に支障を來さざる限り成るべく節約の方針を採れり。

(イ)貸付 普通貸付は最長期を二箇年として、利子は六月十二月の兩度及び完済期に拂込ましむ、組合
 員の便宜を圖りて償還期限内何時にても隨意に内入金を許し、又永年間に亘る繼續事業の資金には物件
 擔保を以て長期の貸付を爲し、利率は期限の長短、金額の多寡に關せず、一定の歩合を以てし、組合員
 をして低利に且安固なる資金を得せしむ、而して貸付金の回収は從來頗る好結果にして、未だ貸倒れ等
 の缺損を見たることなし、貸付金の用途は肥料購入最も多く、山林植栽、開墾、農具買入等は其主なる
 ものとなす、又十箇年以内の年賦償還貸付の途を開き、左の資金に貸出を行ふ。

- 一、山林植栽資金
- 一、耕地整理資金
- 一、溜池新設資金
- 一、開墾資金

(ロ)貯金 貯金は一錢以上とし、凡て貯金通帳を用ひ、利子は毎年十二月に元金に繰入れ、据置貯金は
 十箇年以上の据置とし、利子は毎年六月十二月の兩度に元金に繰入ることとせり、貯金奨励の爲めに
 印刷物を作り一同に配布し、其他會集ある毎に理事者は大に貯金の必要を説きて勸誘に力めたる結果、
 年々貯金額の増大せること前の表に示せる如くなり。

(ハ)購買 購買部に於て取扱ふ主なるものは肥料、農具、食鹽、醬油、酒等にして他の購買組合と共同し、又は單獨にて信用堅き商人より見本を提供せしめて理事會に諮り買付を爲し、各區の理事をして分配の衝に當らしむ。

(ニ)販賣 販賣事業は四十二年度の兼營に係り、以來米の販賣を爲したるのみにして未だ事業甚幼稚なりと雖も、將來木炭の販賣を兼ね其生産高の増嵩を促すべく銳意畫策中に在り。最近の貸借對照表及損益計算を示さん。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸借對照表 (大正元年度末)	
貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
一六、〇〇〇	四、八六〇・〇〇〇
貸付金	貯金
一八、一八五・五〇〇	二五、九六四・九一七
年賦償還貸付金	準備金
六、五六三・九三〇	四五六・七八〇
當座預金	特別積立金
一、五〇八・〇一〇	二、三三三・三三四
聯合會預金	掛買代金
五〇〇・〇〇〇	一、八九五・五七五
建物	借入金
二〇六・七九五	三、五〇〇・〇〇〇
什器	剩餘金
三二六・二六九	三、二七三・三三八

購買殘留品	二六〇三・〇〇二
販賣殘留品	一七五・八五五
掛賣代金	一五二・三五〇
仕拂延期物品代金	五、三九九・〇三四
未收入利息	一一八・三〇三
聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇
假渡金	一〇七・四八〇
現金	一一、二五五・三〇六
合計	三七、二一七・八三四
損益計算 (大正元年度)	合計
利益	三七、二一七・八三四
損失	

貸付金利息	二、〇二六・八七三	貯金利息	一、五五七・九四三
貸付金未收入金	一一八・三〇三	借入金利息	二九三・一一〇
預金利息	一三一・九八〇	諸給料	三七四・三四八
購買部益金	八〇四・九六八	旅費	五五・一三〇

販賣部益金
雑収入

五二・五七五
一九・三八三

通信費收入印紙

一一・六七〇

登記料

六〇〇

事務所地料

六・六八〇

表彰式雜費

四二・六〇〇

運搬費

二四二・九〇九

雜費

二六一・八五四

合計

三、一六四・〇八二

合計

二、八四六・八四四

差引剩餘金三百十七圓二十三錢八厘

▲組合の効果 山内村は其土質造林に適し、特に杉檜の成育良好にして、古來より良材を出すこと多かりしも、十數年來濫伐の結果漸次山林の荒廢を來し、村民の經濟上大問題なりしが、組合を設立して資金調達を圓滿ならしめ、銳意造林を奨励したりしかば、近年新に植付けられしもの頻々相踵ぎ、將來有望なる萌芽は組合の力に依りて再び發生せり。

近時村民の納税に、滞納者の多きを見て有志は之を慨き、納税完納組合を組織せんとするや、信用組合は進んで完納組合員の預入金取扱ひをなし、納税期日に於て便宜引出さしめしかば、以來滞納者の數著しく減少し、村治上大に好結果を來せり。

小學校兒童出席奨励の一助として貧家の兒童に學用品を支給せんことの企てあるや組合亦其事業を助け、物品購入は組合之を引受け、販賣は學校職員に於て授業の餘暇を以て取扱ひ、購入品は僅少の手續料及び運送實費を除くの外更に利益を取らず、販賣に依りて得たる手数料を以て貧窮兒童に學用品支給の資に充つることゝなしたれば、爲めに一般兒童の廉價なる學用品を得て喜べる外、尙學事奨励の功績著しきを以て、一般の褒賞を受けつゝあり。

曾て恒産なく浮萍の如き境遇にありて素行甚だ宜しからざりし一部の者も組合の力によりて多少の資産を得隨て一般の風儀漸く改まり過去に於ける山内村とは全く一變せるを見る。

有限責任加子母信用購買組合

岐阜縣惠那郡加子母村四一〇四

明治三十九年九月五日設立

▲加子母村 加子母村は、東濃惠那郡の北端白川の上流に位し、四方山を以て圍繞されたる山間の農村にして、岐阜市を距る東北方二十里東南は同郡付知町及び加茂郡東白川村に接し、西は加茂郡佐見村、益田郡上原村に境し、東北は竹原村及び長野縣西筑摩郡王瀧村に接し東西二里南北四里廣袤約七方里あり

り。東北に飯盛山、井手の小路、三國山等遠く木曾の群山に連り、西北一帯向山の山脈圍繞し、而して加子母川は其源を北境に發し、此間を縫て南に流れ、加茂郡に入りて白川となる。地勢北に高く、南に低く人家は川の兩岸に沿ふて散在し、南北街道亦加子母川に沿ふて村の中央を貫通し、左右に開ける三百十一町歩の耕地は本村七百三十戸の村民の農園にして、地味良好と云ふにはあらざれども、南面せり埴土には作物能く成熟す、然れども村内に産する米麥は村内の需要を充すに足らず、加ふるに時々晩霜、早霜ありて、農作物を害することあり、年豊なるも尙少なからざる米麥の、輸入を見るの状況にあれば、一朝秋穫らざることあらんか、忽ち食に苦まざるを得ず、副業として養蠶業あり、之亦時々晩霜の害を被り、收穫意の如くならざることあり、村民の經濟は常に不安の状態より脱すること能はざるなり。

▲組合設立事情 古來人情素朴なりし加子母村も、近來急激なる文明の進歩に際して村の財政は俄かに膨脹し、諸税の負擔苛重に、村民の經濟收支償はずして生活難倍々加はり、細民の多くは出稼を以て其不足を補ふ状態となり、加之永く村内に金融機關なく産業に要する資金と雖も總て他町人に仰ぐの外に途なく、細民の困難一方ならず、借金の利子を支拂ふに借金を以てすること連年、居ながら負債は愈増大して償却の計畫なく、如何に勤勞を積むとも此現狀に在る間は、中小農は永く負債の爲めに苦まざるを得ざる状態なりき。されば村内に一の金融機關を設立して、金融の便を圖り、勤儉貯蓄を奨励し、村民の經濟を根本的に改良せざるべからざる時に際會し生活難より發したる村民の聲は、期せずして金融と貯

金併せて經濟の改善を叫ぶにありき。

明治十八年九月村民の協議を以て己人貯蓄申合規約を制定し、爾來郵便貯金を奨励しつゝありしも、其成績擧らず、口に「貯金すべし」と唱へて貯金帳尻は依然として其額を増さず、郵便貯金の奨励遂に不成功に終りしかば、村長内木又六氏及有志者十數名相謀り、無限責任加子母信用購買組合を設立したり、之明治三十九年九月のことなりき。

▲設立後の狀況 當時組合員數三百四十六人、出資口數六百五十口（一口十圓）ありしが、從來金融の途杜塞し細民困憊の折柄なれば、組合の事業の大歡迎を受けたるは故なきにあらず、事務所は村役場の一隅を借受け、常務理事能澤敬爾氏（村助役）公務の餘暇に熱心執務し、第三年度よりは事務繁劇となりしを以て、時としては日曜日或は夜間に亘りて執務し、組合員の便宜を圖れり。四十三年組織を有限責任に変更し、四十四年度より書記一名を常置したり。

（一）貸付 組合員の借入申込は口頭を以て理事に申告せしめ、理事は信用程度表及資金需要の用途を調査し貸付額を決定す、一般に無擔保貸付にして凡て二名以上の保證人を立てしむ、期限は普通六箇月とし、用途の如何に依りては、一箇年迄の定期貸を許し、利率は年一割三分二厘なり。

（二）貯金 貯金は組合事業資金の源泉なるを以て、最も意を用ひて奨励しつゝある所にして、種類を當座、定期並に紀念の三種とし、利率は當座は年七分、定期三箇月以上年七分五厘、同じく一箇年以上及

紀念貯金は年八分なり。

紀念貯金は明治四十三年一月より開始せるものにして左の八種あり。

出生紀念	入學紀念	結婚紀念
嫁入貯金	婿入貯金	徴兵貯金
屋根替貯金	毎月定期貯金	

明治四十一年戊申詔書の御趣旨に基き、「貯金のすゝめ」なる印刷物を配布し、詔書の御趣旨を奉體し貯蓄心の涵養に努めたり。

(三)購買 購買部に於ける事業は四十年より開始し肥料、種苗、農蠶具の外食鹽、綿絲類、傘、鯉節、蠟燭、石油等を取扱ひ、期日を定めて組合員の注文を取纏め、注成品に限り購入し、見込購入を爲さず。購買品中、食鹽、肥料等入用時期の一定せるものは、村内を十區に分ち各區に分配所を定め、物品到着後直に分配して現金を取立て貸賣を爲さず、整理極めて宜し。

三十九年設立當時より各年度末の數字に依り、累年の狀況を見れば左の如し。

年次	組合員數	拂込資金	準備金 特別積立金	貯金	貸付金	購買額 (總額)	剩餘金 (損失)
明治三十九年	三四六	一九五	—	三三一	一、三七五	—	二三
同 四〇年	三四六	三三五	—	一三九	二、二五七	三、七七九	六五〇
							三〇一

同 四一年	三四六	四七二	四四〇	三八〇五	八、三七七	七四六	六六八
同 四二年	三四六	六、五〇〇	五七九	五、九九三	一三、〇九七	一、二八八	一、〇七八
同 四三年	四六八	九、〇六〇	一、八四五	一、四三五	二〇、四五七	一、五四四	一、六〇一
同 四四年	五五五	一〇、三六〇	三四四	一、四九〇〇	二七、三九九	一、五五九	二、四七五
大正元年	六一八	一二、四一〇	六二二	一、六七五〇	三五、七三四	一、五〇二	三、二五〇

前表を見るときは、資金の全部を運用して餘す所なく、偶、資金不足を生じて借入金を爲すことあるも、一箇年度間の不足を補ふに過ぎず、主ら内部資金に依りて經營を安全ならしめたり。左に大正元年度貸借對照表及損益計算を示さん。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸借對照表	
貸方	借方
貸付金	出資金
預金	當座貯金
什器	定期貯金
現金	借入金
	準備金
三五七四三・七五〇	一二四一〇・〇〇〇
二、九五七・五〇〇	八、六六八・一八〇
三、〇八〇	八、〇八二・一三〇
三九・二二〇	一一〇、〇〇〇
	六、〇二〇・六八七

合 計	三、八七四・四五〇
損 益 計 算	(大正元年度)
利 益	
貸付金利息	四、六〇二・九三五
預金利息	一〇九・八三〇
購買物品利益	五八・七四三

特別積立金	一九一・五二五
剰 餘 金	三、二五〇・九二八
合 計	三、八七四・四五〇
損 失	
中央會支會	四・九〇〇
惠那郡部會費	一、二一八・五七〇
貯 金	一〇六・三四〇
借入金利息	一一〇・四〇〇
諸 給 料	四七・七五〇
旅 費	二・四六〇
通 信 費	四八・六一〇
消 耗 品 費	一三・二三〇
雜 費	一三・三二〇
總 會 費	四五・〇〇〇
慰勞及手當金	

合 計 四七七一・五〇八 合 計 一、五二〇・五八〇

差引剩餘金三千二百五十圓九十二錢八厘

▲經濟上及道德上に現れたる組合の効果

(イ) 組合設立前にありては金融機關なく、殊に中産以下の者には資金の融通甚困難にして、相當なる抵當を差入るゝも尙借入容易ならず、利率は頗る高率にして、多くは他町村の銀行或は個人より借入を爲すを普通とせしが、組合設立以來は全く組合に依り、漸次舊債の整理をも行ひ、組合員の經濟大に改良せられたり。又組合員の貯蓄心漸次増進し、貯金一万六千七百餘圓に達し、今後一兩年を経過せば當村に於ける産業資金は組合に依りて全く獨立し得べく、組合員の富力増進して其の經濟稍安固となり獨立自助の精神其間に涵養せらるゝを見る。

(ロ) 理事は常に組合員の徳義心涵養に細心の注意を拂ひ、協同一致を以て組合の實績を擧ぐる爲め、四十三年一月總會に於て組合員の心得左記の五項を協定し、大に厲行して各、其分限を守り、禮讓次第に向上しつゝあり。

協 定 書

組合員ハ戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉體シ共同一致組合法ノ實ヲ舉クルタメ左ノ各項ヲ確守厲行スルコト
 一、組合員ハ至誠勤勉ヲ旨トシ組合本來ノ計畫ニ基キ奢侈ヲ戒メ風紀ヲ矯メ家業ニ精勵シ冗費ヲ節シ貯

- 二、組合員ハ相互ノ交誼ヲ厚クシ信義ヲ重シシ地方自治ノ發達ヲ期シ衆ニ先シシ弊害ヲ矯正スルコト
- 三、組合員ハ各自其分限ヲ守リ冠婚葬祭其他宴會等ハ村是各規定ニ依リ可及的節約ヲ爲スコト
- 四、組合員ハ各其責任ヲ重シシ約束ヲ守リ公會其他各種ノ會合ニハ時間ヲ厲行シ出席退場等ノ規律ヲ正シクスルコト
- 五、組合員ノ事業ハ自己ノ事業ナリトノ觀念ヲ深ク保持シ苟クモ定款其他ノ規約ニ違背セサルコト

有限責任大出信用購買組合

長野縣上伊那郡中箕輪村二一三九イ

明治三十八年三月二十七日設立

▲組合設立の動機 本組合所在地たる中箕輪村は中央線辰野驛を距る南方二里戸數千四百餘郡内第三位の大村なり。而して組合區域たる大出區は僅々九十二戸の小部落にして主ら農業を以て生計を營めり。明治二十七八年戰役後地方の金融緩漫となるや、村民一般奢侈に流れ人情輕薄に趨り、加之明治三十二年以來市況の不景氣に伴ひ、銀行會社の破産するもの續出し、特に區内製絲業者三箇所の失敗破産に

より大なる悪影響を被り、其關係區全體に及ぼし、區民の負債中部落外の銀行會社のみに係るもの十四會社、其額一萬三四千の巨額に達し、附近村落中最も疲弊せる部落なりとの惡評を蒙むるに至れり。此機會に乗じ一の高利貸は甘言以て農民を欺瞞し、膏血を絞り私腹を肥すに腐心し、爲めに多くは其毒牙に罹り、益貧窮に陥り道義紊れ信用地を掃ふに至れり。故に肥料其他産業に必要な物品を得んとするも貸賣をなすものなく、止むを得ず奸商の粗惡品を甘受して只僅かに一時を補ふに過ぎざるの狀況となり。斯る有様なるを以て農民は益遊惰放逸となり、田圃は荒廢し農村の衰頹實に見るに忍びざるに至れり。此秋に當り有志相謀り産業組合によりて之れが救済の途を講し、以て地方自治の基礎を固め民心の改善を圖らんと欲し、奮然起て組合設立の計畫を樹てたり。

▲組合設立の狀況 明治三十七年一月丸山友彌(現組合長)大槻倉太郎(現理事)丸山音藏(現理事)氏等之が救済方法に關し熟議を重ねたること三回にして一の購買組合を設立するに決し、有志者を勧誘し同意者漸く十二人を得たり。因て定款議定の爲め總會を招集したるに一旦加入を承諾したるも未だ組合の何物たるを了得せず、加ふるに銀行會社の破産に因りて多大の損害を受けたる區民は内心之を疑ひ、一種の射倖的行爲なりと信じ、或は他出又は病氣などの事故を申立て會するもの僅かに主唱者の外一人のみに過ぎざりき、連日連夜熱誠努力して部民を勧誘し而も遂に何等の反響を呈するなく空しく失敗に歸したり。因て主唱者三名は更に協議を重ね、各一名づゝの同志を勧誘することゝして辛うじて總員七

人を得、同年五月五日購買組合を設立し、翌三十八年三月三日設立許可の申請をなし、同年三月二十七日許可の指令を得茲に漸く本組合の設立を見るに至れり、而して明治四十一年一月更に信用組合を兼營し、將來の發展を企圖せり。

▲事業經營上遭遇せし困難 區民間に組合思想の幼稚なりしを以て、如何にして組合を經營すべきかは役員之最も苦心したる所なり。而して其運用拙劣にして失敗を招きしこと一再にあらず、又一面奸商等の言を巧にして組合員の懐柔策を講じ、或は惡辣手段を施して組合を解散せしめんと欲し、實に二年有餘の間に於ける組合狀況は恰も孤城落日の觀ありき。然れども役員等は固く執りて動かさず、或は他の優良組合を視察して其範を採り、或は其筋の指導により、又は組合員を招集して産業組合の精神を鼓吹する等徐々に之を導きしかば、著々として其効を奏し、漸くにして多數組合員の結合統一を見るに至れり。

▲事業狀況 設立以來各年度事業の狀況左の如し。

組合員數	拂込済出資金	準備金	貯金	貸付金	購買額	剩餘金
明治三八年	七	二〇〇	—	—	四七	—
同 三九年	二三	七九二	—	—	一四三三	—
同 四〇年	三四	一、二三八	—	—	二、二六三	八四

同 四一年	五五	一、八三五	一一一	四九四	一、八一〇	三、六二三	一五八
同 四二年	六三	二、四二四	二三四	一、四七六	三、二〇九	一、六一二	三三四
同 四三年	六七	二、九三五	四六四	二、〇六〇	四、〇七四	三、六五九	四三二
同 四四年	七二	三、二〇三	六九七	三、一九七	八、九四七	二、二二七	三八〇
大正元年	七九	三、五〇一	八六八	四、四四八	一〇、六三九	二、五四六	三三二

購買額は年度内購買額を示す。

購買物品は肥料、種苗、其他食鹽、石油等を主とす。

貸付利率は普通年一割八厘、貯金八分四厘なり。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	三三八・一九二	出資金	三、八四〇・〇〇
貸付金	五四九六・〇〇	準備金	五二一・九三八
預金	一六八・〇〇	特別積立金	三四七・〇二一
什器	二九・〇〇五	借入金	二、二〇〇・三四〇
特別貸付金	一、四三二・二〇七	貯金	四、〇二九・四二四
			一一一

低利貸付金	二二一・〇四六	相續稅貯金	三三五・八四五
定期預金	一五〇・〇〇〇	利差貯金	八三・六四八
現金	五四・九四三	剩餘金	三三一・一八七
合計	一一、六七九・三九三	合計	一一、六八九・三九三
損益計算 (大正元年度)			
利益		損失	
貸付金利息	九四四・七〇六	借入金利息	一九四・九〇〇
預金利息	五三・八一〇	貯金利息	三〇三・七一八
購買益金	一一二・二九八	旅費及實費辨償	一一二・五一一〇
購買品賣却代	五〇・九〇四	消耗品費	一九・九三七
金延期利息		通信費及印刷費	四二・九六〇
雑収入	四八〇	登記諸費	二・一〇〇
		中央會及	九・三九〇
		郡部會費	一一・〇八五
		表彰披露會費	一一・六〇〇
		事務所費	

一三三

宅地改良費	六・一六〇
家族男子婦人會費	一七・三六〇
講習講話會費	三〇・一九九
雜費	六八・〇九二
合計	一二二・六一一

差引剩餘金三百三十一圓十八錢七厘

▲事業經營 設立當時は組合員數僅に七人のみなりしを以て、事務閑散にして理事の中一人事務の全部を擔當したりしが、翌三十九年より理事三名共同執務せり。四十一年信用組合兼營後は逐年組合員増加し、益事務繁多となりたるを以て、左の如く事務の分擔を爲せり。

(一)購買部 主任理事一人、補助員三人、係員十一人之に當り、係員は組合より物品購入の通知を受けたるときは、受持区域内の各組合員の所要數量を調査し、主任理事に報告し、物品分配及代金徴收には主任理事及補助員出張執務せり。

(二)貸付部 主任理事(組合長)一名之に當り、組合員の貸付請求に對し其費途を調査し貸付を爲す、而して組合長は組合事業全部を統一整理し、別に貸付部専任の事務員を置かず。

(三)貯金部 主任理事一名、補助員二名、係員十一名之に當る、係員は毎月規定の期日迄に受持区域内

一三三

の貯金を取纏め事務所に持参し、主任理事及補助員に渡し、交互集金の役目を爲す。

組合設立以來理事の交代なく何れも献身的熱誠を以て組合の改善發達に努力しつゝあり。

▲組合及組合員の活動 組合員の事業進歩し産業の地方的改善漸く行はれ、著々として各種の方面に活動しつゝあり、今其概況を示せば左の如し。

(一)共同苗代に於ける成績 數年來本村農會の施設に係る共同苗代品評會に於ける成績は、村内百五十餘箇所の内組合區域内に拾四箇所の設置ありて能く縣令の趣旨を體し、毎回一等賞を受くるもの三箇所を下らず、隨て賞を受くる者の割合も他に比して著しく多く、特に明治四十三年の施設に對しては、那内模範苗代五箇所の内三箇所は本組合員の設置に係るものなりき。

(二)本田に於ける成績 組合區域内に於ける作付反別は三十町一反餘にして、綠肥の栽培、馬耕、施肥、正條植、灌溉排水、除草等の成績附近村落に比し一頭地を抜き居れり。

(三)桑園及蠶業に於ける成績 蠶業に就ても改善を圖り桑園の手入並に蠶兒の飼育、器具消毒の方法完備し、其收益既往に比し數倍の多額に達し人々皆其業を樂しむの風あり。

(四)利差貯金 組合員の舊債償還に對しては特に七箇年賦償還の低利貸付(年利九分六厘以下)の方法を定め普通産業資金貸附利率(年利一割二分以下)に對し其利子の差額を貯金せしむるものにして四十三年より實行しつゝあり。

(五)相續税貯金 出資の拂込を了したる組合員の配當金は之を交付せず直ちに貯金せしめ相續税納付の時の外拂戻をなすことを得ざるものとなし明治四十四年より實行しつゝあり。

(六)組合員の舊債調査及年賦償還貸付 組合員の舊債調査をなし其種類により七箇年以内の年賦償還を以て年利九分六厘以下に於て貸付をなすの規程を定め、是れ亦明治四十三年より實行しつゝあり。

(七)現行無盡の利害得失調査 現行無盡に關しては、偶暴利を貪りて私腹を肥すに止まるの事實あるを以て、組合に於ては其利害得失の調査をなし、損益計算を明にし之を組合員に示したるを以て、花糶金の如きも大に減額し、明治四十四年に至りては更に發起を見ざるに至れり。

(八)組合員經濟調査 組合員各自をして一家經濟の收入支出の途を明にし、經濟の基礎を鞏固にすること最も必要なるを認め、明治四十五年一月家計簿記講習會を開催し、數年繼續の方針を以て出納日記簿を各自に交付し、之に詳細記載せしめ別に定むる所の收支一覽表に記入對照し、各自分度を立てしむるの方法を採れり。

(九)組合員の富力増進 前述したる如く三十五年頃は農村の衰頹其極に達し、製絲業者の破産其他により生じたる巨額の負債も組合設立以來順次償還の方法を講ずると共に、需要の物品は品質優良なるものを比較的廉價に供給することを得るに至りたること及從來普通商人より購入したるものに對比し掛買金利の低廉なること等により、組合員が受くる利益多大にして、區民は實に旱天に雨を得たるが如く喜で

舊債を償還し尙多額の貯金を爲すに至れり、今組合設立當時と現今との貸借利率の趨勢を比較すれば左の如し。

一、組合設立當時

組合貸付年利一割四分四厘

組合外同上最高年二割四分最低一割五分普通一割八分

一、現

今

組合貸付普通年一割八厘最低七分

組合外同上最高一割八分最低一割二分普通一割五分

尙組合利率の低廉なる爲め、組合外も亦間接に好影響を受け、漸次利率低下の趨勢を示し、組合利率は地方金利の標準となれり。

明治四十一年一月より信用組合兼營に依りて蓄積したる貯金は各種を通じて、現在總組合員七十九人、通帳三百冊金額四千四百四十八圓にして年々通帳數及金額増加し、脱退者一人及住宅建築の爲一人の拂戻をなしたるもの、外拂戻しを爲したることなし。

(十) 徳義心の向上 貸付金に付ては元利共返済期限を怠るものなく、物品取引にありては指定時間に授受を了すると共に代金(延期の場合をも含む)及手数料に至る迄、殆んど期限を經過したるものなく、經營極めて圓滑に行はるゝに至れり。従て組合其他の集會等に於ても時間を厲行し、組合員一般に信義を

重んじ推讓の徳を守り自治自助の精神漸く發揚せり。

(十一) 組合員の家族男子會及婦女會 組合員の家族男子會及婦女會を春秋各二回開設し教育勸語、戊申詔書の趣旨及組合法の精神、定款其他の規定を會得せしめ、組合經營上事務の進捗を計ると共に徳義心の向上を計るを目的とし、明治四十五年より實行せり。

(十二) 共同施設事項

イ、青年報徳社の設立 組合が中心となり第二の組合員養成の目的を以て、明治四十二年二月区内青年を以て報徳社四社を設立し、互に聯絡を保つ爲め四社聯合會を組織し組合長之が會長となり、青年の徳風の涵養に勉めつゝあり、又四十四年度より試作桑園及水稻試作等をなし、爾來繼續して農蠶業の改良を講しつゝあり。

ロ、宅地整理改良 組合区域内の各宅地を見るに只徒に竹木のみ繁茂して、其成長と共に隣地又は道路を蔽遮し、他人に其害を及ぼすものあり、故に本組合員たるものは左記により勉めて改良を計ることとし、明治四十四年より之が實行に着手せり。

一、宅地内にある樹木中果樹以外のものは之を伐採すること、但庭園の設備をなし特に風致を保つ爲め構成したるものは此限にあらず

一、宅地附近にありて隣地に害を及ぼすものは其樹種の何たるを問はず伐採すること

- 一、甲乙兩地境界に樹木あり、相互に害あるものは兩者協議し全部伐採すること
 - 一、道路附近にありて其枝葉、道路又は隣地に蔓延するもの及青籬にして道路及隣地に害あるものは、樹木にありては伐採、青籬にありては伐採又は改良を施すこと
 - 一、宅地内の不毛土地には可成果樹類を植栽し利用方法を講ずること
 - 一、庭園内は成るべく果樹園となすの方法を講じ、娛樂と經濟と相俟て趣味多き様經營すること
- 右整理改良の第一着手として明治四十四年三月郡農會技術員の派遣を乞ひ地質調査をなし、其適當なる果樹を撰擇し苹果洋桃苗木三本づゝ各組合員に無料配附せり。尙所期の目的を達する迄數年繼續無償配附を爲すこととせり。

(十三)有限責任大出信用購買組合附屬共濟會設立 明治四十四年十二月二十四日臨時總會に於て決議し著々實行せり、今其要點を擧ぐれば左の如し。

本會の目的 本會は教育勅語成申詔書の趣旨を奉體して精神訓育を奨め能く分度を守り推讓をなし共同一致公私の事に當り立德致富の實を擧げ相互に救濟をなすを目的とす

事業の概要

- 一、善行良風を勸奨し且業務に精勵する者又は善行者を表彰すること
- 二、道德經濟の要義民風の作興等に關し講演會を開き又は調査をなすこと

三、長老を尊敬し公益の爲めに盡力して他の模範となるべき者を優遇すること

四、天災地變疾病其他不慮の災害に罹りたる者、又は陸海軍現役或は事變等の爲め服役したる者に對し救濟又は慰藉をなすこと

右第四項を詳記すれば左の如し。

天災地變疾病其他不慮の災害に罹りたる者には左の區別により金員を贈呈慰問す。

- 火 災 金五圓以内
- 水 災 金參圓以内
- 長期の重患 金貳圓以内
- 會員の死亡 金壹圓
- 家族の死亡(滿六歲以上) 金貳拾錢

其他不慮の災害に罹りたる者贈與すべき金額は役員會に於て之を決す。

會員又は其家族にして陸海軍現役又は事變の爲め服務したるものには左の區別により贈呈慰安を與ふるものとす。

- 入營、除隊、出征、歸郷 金五拾錢
- 服務每一箇年 金壹圓以内

疾病傷痍 金五圓以内
戦病死者 金拾圓以内

組織並に基金

會員は本組合員を以て組織し基本金として各員金二圓以上の寄附をなすものと定め尙會の出費に對しては組合特別積立金より補助の方法を立てたり。

明治四十五年一月末現在會員及基本金は左の如し

會 員 七十九人
基 本 金 金三百六十六圓五十錢

内會員篤志者三人寄附金七圓五十錢

(十四)青年夜學會設立 明治四十五年二月より青年夜學會を設立し、区内青年を收容し、小學校教員の出張教授を受け兼て新聞雜誌等を縦覽せしめ、報徳社員之を監督し本組合より會費の補助をなす方法を講せり。

▲比隣に及ぼせる感化力 本組合設立當時は郡下に於て二三組合の設立ありたるに過ぎざりしが、其後本組合に則り設立するもの漸く其數を増加し、近村に於て數箇の組合設立を見るに至れり、又本組合の信用を認め進んで他部落より加入の申込みをなす者多數あるに至りたるは喜ぶべき現象なり。然れども

組合は慎重なる調査を遂げ容易に加入せしめざる方針を採りつゝあり。

農蠶業經營に就ても亦本組合員の實跡に範を取り本村一般に改良進歩の實を擧げ其の事績の見るべきものあるに至れり。

無限責任福田信用組合

福島縣相馬郡福田村大字福田字中里三〇

明治三十九年一月二十九日設立

▲設立前地方狀況及設立事情

本組合の區域たる福田村は郡の北端に位し、中村を距ること三里半の所に在り、西及北は宮城縣に界し東は太平洋に面し、田二百六十二町、畑百六十三町、山林原野四百七十三町、宅地八萬六千三百七十七坪、地價總額八萬二千七百九十九圓、戸數二百八十にして人口二千を有し、住民は一般に農蠶を專業とせり。而して田は瘠地多しと雖も米の收穫は村内の食料に供して仍ほ平年二千石の輸出あり、畑は最も桑園に適せるを以て繭の産額亦尠ならず、住民は概して質朴醇良にして隣保相和し、絶えて爭端を開くが如き事なく、富の程度も亦多分の軒輊なく村内住民の約七割は自作農にして蓋し好個の農村たらざるべからず。然るに十數年來一般に貯蓄の觀念薄らぎ加ふるに時勢の推移は

生活の向上を促し知らず／＼の間に賭博の流行となり頼母子講の濫設となり、破産者を生ずるに至れり。試に土地の移動に就きて見るに、明治十五年頃より全三十年迄の間に於て、本村内の田地にして他町村人の所有に歸せしもの實に三十町歩以上に達し、加ふるに三十五年の不作に因り一層の困難に陥りたり。此時に至り地方民は聊か自覺せる所あるもの、如く、銳意恢復に努めたりしも更に三十七八年の戦役及三十八年の大凶作に遭遇し、負債は一時に膨脹し土地の移動は更に甚だしく、數年の間に田八町歩餘他町村人の有に歸し、田地面積約五分の一を失ふに至り、加ふるに負債に支拂ふ利子は驚くべき巨額に達し、村内諸支出額中の第一位を占め、中産以下の者は日に悲境に陥り、産業は萎微し人情は浮薄に流れ、此儘に放任せんか本村の前途實に斗り知るべからざるに至れり。

此時に當り佐藤丙八（當時本村助役）荒義一、荒善治、荒慶吉氏等大に之を憂慮し、救済の方法に就き日夜焦心講究の結果、産業組合を起して救済するに如くものなしとの意見を定め、先づ荒慶吉をして郡内の先進なる眞野信用組合の状況を視察せしめ大に得る所あり、直に同志の糾合に努めたりしが、幸ひ本村には明治三十年より米作試験として田一反歩を試作し、其收益を積立て居る團體ありしに依り之と協商して早速設立準備に着手し三十九年一月二十九日設立の許可を得たり。

▲事業の経過　本組合の役員は始め理事三名、監事二名を置く、理事長荒義一氏は温厚篤實の士にして深く村民の重望を負ひ、信用厚く且つ事に當りて熱誠、又他の役員及び組合員に對しては極めて懇切に、

監事佐藤丙八氏は現村長にして中産以下の保護を以て村治發展の一大要義とし、特に組合事業に對しては一日も思を休むることなく、理事に對し直接に間接に多大の援助を與へ、尙理事荒善治氏は始め出納の事務を分擔したりしが、氏は本村小學校訓導の職に在るを以て、組合事務の繁多に赴くに從ひ其職に在るを許さず、在職一年半にして辭任せるも、猶公務の餘暇を以て組合事業に貢獻しつゝあり。理事荒慶吉氏は荒善治氏辭任後専務理事として諸般の事務を取扱へり。而して四十三年度に至り組合員の増加に伴ひて理事二名監事一名を増加したりしが何れも村内に於ける資産あり徳望ある者のみなれば常に熱心組合事業に盡力し、諸事圓滿に敏活に進行しつゝあり。

事務所は初め役場内の一部を借受け執務したりしが、事業の發達に伴ひ不便を感せるを以て、四十二年十一月有限責任福田購買組合と共同して事務所を新築し、爾來多大の便宜を得るに至れり。

▲事業經營の状況　貸付金は書面又は口頭を以て申込ましめ成べく手数を省き即時貸付の方針を取り償還期限は定期は二箇年、年賦は五箇年以内とせり。然れども期限前と雖も全部又は一部の償還を許し、又不時の災難等の爲め期限に返済し能はざる者に對して、強ひて組合の整理を名とし他より無理なる金をなさしむる等の事をなさず、證書の書き替を許し借延の手續をなさしむ。

信用程度表は極めて簡單にして、組合員の性格と資産とを標準として十五等に區別せり、然れども本村には従來各種の取引圓滿に行はれ、金錢の貸借の如きは概して對人信用にして擔保を提供するもの極

めて少く、従て訴訟關係を生ずる如き事殆んど稀なるが故に、組合に對しても身分不相應の借入請求を爲し、又は用途以外に使用するが如きものなきを以て、借入請求に對し殆んど信用程度表を調ぶるの必要を認めざる程にて、年賦償還貸付と雖も擔保を提供せしめたることなし、利率は最高年一割二分、最低日歩金二錢なり。

貯金は定期、貯蓄、別口當座の三種に區別し、之が普及に就きては本組合の最も苦心したる所なり、即ち初めより一時に多額の金員を預け入れしむることは至難なるを以て、先づ零碎なる資金を吸収するの方針を取れり、然れども些少の金額を一々組合直接の取扱となすことは其煩に堪へず、従て永續の見込なく、寧ろ各部落に一の貯金組合を組織せしめ代表者を以て預入れしむる方便なるを認め、先づ専務理事荒慶吉氏等の本組合設立以前より經營せる貯金組合の積立金を全部預け入るゝこととし、爾來専務理事を各部落に派し、極力貯金組合の設立を勧誘したる結果、今や漸く其効果の現らるゝに至り、該組合の數十、人員三百名に達し村内毎月必ず月掛貯金を實行するに至れり、而して各組合の經營方法は毎月金十錢以上を積立つるの外、田地を小作し（作業は多く農家休日を利用し）其收益を積立て、又は生産物を持寄り共同販賣して一時に多額の積立をなしつゝあり、而して本組合員は零碎なる金員は貯金組合に依り、大口の金員及び別口當座貯金は組合直接に預け入れ居れり。預金通帳は極めて簡單なるものを交附し置くも、何れも深く組合を信用し聊かも不安の念を抱く者なく、又全く通帳を要求せざる

者もあり、或は通帳を交付せらるゝも事務所に其儘預け置く者さへあり。

組合員の増加に就きては専務理事毎戸を訪問し、又は各部落に於て集會の機を利用し極力勧誘に努めたる結果、今や組合員數は村内戸數の半數以上に達し、本年度に至りては更に勧誘をなさるゝも加入申込者續出するに至れり。

組合員の精神上の訓育に就きては毎年通常總會に於て戊申詔書捧讀式を行ひ諸名士を聘して講話を聴き、貯金組合をして年一回以上必ず集會を催さしめ、學校職員役場吏員と協力して精神修養上の講話會を開催せり。

▲事業狀況 各年度末の狀況を左に示すべし。

明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年
組合員數	四七	七九	一〇〇	一一五	一四八
拂込資金	六三六	一一一〇	一七三六	二三五四	三〇七二
準備金	一	二九	二二二	四五六	一二六五
貯金	四五	五九五	一一二四	一九〇六	七四四八
貸付金	六七九	二〇四六	四三三三	五四三九	一四二二〇
剩餘金	一七	二二二	四五六	七七三	一八二三

大正元年 一六三 三三四八 一、八三六 一〇、五二〇 一九〇三六 六四五

貸借對照表 (大正元年度末)	貸方	借方
拂込未済出資金	五〇二・〇〇〇 ^円	出資金
貸付金	一九〇三六・六〇〇	三、八五〇・〇〇〇 ^円
預金	一〇、二七・九一〇	貯金
建物	三六・〇〇〇	一〇、五二〇・九三三
什器	三七・九〇〇	一、八三六・六四〇
現金	三四七・八七六	四、一三六・五七〇
合計	二〇、九八八・二八六	六四五・二四三
損益計算 (大正元年度)		合計
利益		二〇、九八八・二八六
貸付金利息	一、六七四・九三五 ^円	借入金利息
預金利息	六二・二四〇	二五七・〇〇〇 ^円
		五二七・一九七
		二〇〇・〇〇〇
		損失
		報

總會費	一四・七一〇	總會費	一、〇九二・〇三二
役員會費	六・五〇〇	雜費	二九・一二五
負擔金	八・四〇〇	慰勞金	一三・〇〇〇
旅費	一七・九五〇	貯蓄獎勵費	六・二七〇
印刷費	五・三〇〇	通信費	一・一〇〇
消耗品費	一五・四八〇	合計	一、〇九二・〇三二
合計	一、七三七・一七五		

差引剩餘金六百四十五圓十四錢三厘

▲組合の效果 組合の效果に就きては、一々具體的に表示し能はずと雖も、其要を示せば産業に在りては桑園の新設二十町歩以上に達し、繭の産額は著しく増加し、溜池を新設して灌漑に便にし、刈桑機及馬耕機を購入して勞力を省き、肥料資金の貸出に依り收穫を増加し、其他殖林の經營十七町歩餘、蠶室

蠶具の新調、堆肥小屋、生繭乾燥場等の新設あり各種の産業は著しき發達を見るに至れり。

經濟的方面にありては組合員擧つて勤儉貯蓄に精勵し、組合資金潤澤となりたれば隨て金融を圓滑ならしめ、金利低下し、本組合設立當時に於ては二割以上のものも今や一割二分内外となり、他町村人よりの舊債は着々償還するに至り、其他田地買戻及買受けたる面積を合すれば四町歩以上に達し、土地價格の如き一時田一反歩七八十圓に下落したるものも、今や二百圓を唱ふる有様となり、組合員縣稅賦課等差の如きは年々上位に赴くもの多きを見るに至れり。

右の外組合員は漸次組合事業の趣味を解するに従ひ、各種の共同事業は最も圓滿に行はれ、四十二年には、有限責任福田購買組合の設置を見、德義は上進して地方風俗は大に改善せられ、訴訟事件跡を絶ち、且近年は區域内に一名の犯罪者も出さざるは幸なり。四十三年度以來通常總會に際し、村民一般の出席を促し、組合員同様の待遇をなしたるに依り、村民の交情和合して恰も一大家族の觀を爲すに至れり。

無限責任湯本信用購買販賣組合

岩手縣稗貫郡湯本村大字湯本七三

明治三十六年八月二日設立

▲組合設立前地方の状況

往時に於ける湯本村の状態を回想すれば、茲に數言を費さるべからざるものあり。金融機關としては見るべきものなく、臨時金圓の必要あるに當りては、或は土地建物を抵當とし、或は連帶借借證書を以て個人より資金の貸付を仰ぎ得たるのみにして、金圓の融通極めて悪しく、尤も村内には從來無盡講なるものありて、之に依つて多少融通を資けたりしも是れ固より小數者の共同に成りたる一時の救濟策に過ぎず、未だ一般村民の經濟を潤すに足らず、且農家が肥料の購入に當りては現金買を爲すもの極めて稀にして、多くは高歩の利子を支拂ふて、掛買に出でざるべからず、隨て其價高くして、豊穰なる秋收も其利益は大部分肥料商に分配せざるを得ず。かくして農家は唯勞苦のみ多く、自然其業を樂まざること甚だし。尙一切の生計用品購買に就きても、遠く之を花巻に求むる等村民の受くる不利益は實に莫大なりしなり。之のみならず農産物の販賣状況を見るときは、農家は隱然仲買商人に隷屬したるかの如く、更に獨立の經濟を立つる能はず、此の不完全なる經濟組織より受くる不利益は、小産者にありて殊に甚だしかりき。

▲組合設立の事情

組合設立以前の状況此の如くなりしを以て、貯金を爲さんとするも其機關なく、借入金を爲さんとするも其途塞り、偶々必要迫りたる場合には手数料又は抵當物件を要求せられ、尙紹介者の選擇に思慮を費す等、徒らに時間と勞力を費し、産業は益、頽廢し、貧者は愈、貧に陥り、困難を嘆つ小産者は年一年に其數を増すこと、當時の事情として蓋し已むを得ざりしなり。此時に際して本

組合は明治三十六年湯本購買組合なる名稱の下に設立せしも、其規模甚だ小にして未だ右の不便不利益を除くに足らざりしを以て、組合の規模を擴張して、明治四十一年一月定款を變更し、無限責任湯本信用購買販賣組合と改稱し、出資金を増加し以て其目的を達せんとせり。

▲**經營狀況並に事業上の困難** 村内の産業經濟に就きては從來失敗を繰返したる歴史のみ多く、生計難久しく續きて敦厚の風消磨し、交情薄く他人の善言を聞かんとするの思慮乏しくして、組合設立當時に當り之が加入を勸むれば、又々失敗と缺損とを以て人に強ゆるかとの反問さへあり、加ふるに附近市邑の奸商等の中傷に依りて容易に之に應ずるものなかりき。此間に處して設立者は諄々説きて組合の本旨を了解せしめ、漸く組合の設立を見たり。而して組合事業に依りて得意を失ひたる商人は、又々奸策を弄し、曾て組合が原産地より肥料の直買を爲さんとするや、商人は一致して相場を引下げ、以て組合と競争を試みたりしが、其品質劣等なりし爲め幸組合は却て之が爲めに一層名聲を揚げ、其信用を繋ぐことを得たり。然るに其翌年に至りては、組合の購買品と全く同一の品を組合より遙かに低價に販賣せしを以て、組合員の間にも又々狐疑の念を生じたり。是に於て組合理事は或組合員に託して、肥料二俵を商店より購入して其品質を檢せしめたるに、品質に於ては組合のものと同一なれども、其容量は一俵に付き二貫目程の不足ありしを以て、此奸策を發見して組合の信用は辛じて保持せられたり。年々かゝる奸手段の爲めに苦しめられ、甚く迷惑を感じたれば、爾後は原産地より直買するものと、地方商人より

割引購入するものとを以てし、地方奸商の妨害より免るゝを得たり。又販賣に就きては米の販賣を執行せんとしたるに、地方の米穀商人は一致して相場を引下げ、組合に尠からざる損害を被らしめたり、然れども次年度に於ては、花巻停車場倉庫に積込みて貯藏し、組合に於て現金の必要あるときは、在庫品擔保にて花巻銀行より所要の金圓を借入れ融通し、米價の高騰せる時期に於て賣却したるを以て、多くの利益を見るに至れり。此間に於ける組合理事者の苦心經營は實に一方ならざりしが、今や其苦心の効績は着々舉り來り、大正元年度末に於て組合員數二百二十人、購買額七千三百三十七圓、貸付金二千二百六十五圓、貯金四千五百三十六圓となれり。

設立以來各年度末の狀況累年比較を示せば左の如し。

年次	組合員數	拂込資金	準備金	借入金	貸付金	貯金	金剩餘金
明治三六年	四二	六三	—	—	—	—	—
同 三七年	四二	六四	一一三	—	—	—	—
同 三八年	四二	一〇六	四四九	—	—	—	—
同 三九年	四二	一〇九	一三六五	—	—	—	—
同 四〇年	二二〇	一一三	二六二二	—	—	—	—
同 四一年	二二〇	二九五〇	二五三五	—	六八四	—	三三五

合	計	二〇五四・二九一	合	計	一、五五二・四七七
					五二五・八一五
					一、五五二・四七七
					一四四
					購買販賣及事務所費雜費
					差引剩餘金五百一圓八十一錢四厘

有限責任相坂信用組合

青森縣上北郡藤坂村大字相坂
明治四十年四月二日設立

▲組合設立 組合區域なる相坂は青森縣上北郡の南部にありて、源を十和田湖に發する相坂川の北岸に位し、十數丁を隔て、三本木町に隣り、國道に沿へる一部落なり。戸數三百有餘、住民は數戸の商業者を除くの外専ら農を業とせり、當村は從來勤儉の美風ありしが、明治維新後堤防普請等の工事絶ゆる時なきを以て小農者と雖も其の勞銀を得るに易く、從つて浪費の弊風を生じ、貯蓄心を減するに至り、加ふるに隣町三本木は新開地にして、諸國より惰民集合し遊廓、商店軒を接し、奢侈淫靡の惡風甚だしく、當村また其の影響を被りて祖先傳來の家産を失ふ者多く、土地の兼併漸く行はれ他町村人の所有に歸するもの亦次第に多きを加へたり。

又三本木にある軍馬補充部の擴張に従ひ、青年男女の備はるゝもの年々増加し、種々の弊風益侵入し來りたり。

此の時に當り明治三十五年二月竹ヶ原助八、丸井勘七の兩氏は、貯蓄心涵養の目的を以て同志の者を募り、會員五十七名、口數百二十六を得、相坂貯蓄會を設立し、江渡又六氏を推して會長とし、各自無報酬を以て經營の任に當り、奢侈の弊風を矯正せんとせり。然るに舊來の無盡講等の貯蓄積立金にして殆んど終りを全ふしたるものなく、殊に本會は青年等の經營なるを以て加入を申込みたる者も、之に對し疑惑を抱きて拂込みをなさざる者あり、半途に讓渡をなす者あり、或はその危險なるを流言し、またまた失敗に終るべしとの冷評もあり、又は貸金の返済を怠るあり、其の經營甚苦心多かりしが、役員は一意専心其局に當り、一口の拂込金九圓二十錢に對し、金十五圓八十錢を配當するの好果を奏して、豫期の如く滿五箇年を経過し四十年二月解散することを得たれば、之を以て村民また貯蓄會の有益なるを認むるに至れり。

されど明治三十七八年戰役以來奢侈の弊風益々波及し、貯蓄の美風衰ひ、資金を得るに困難にして、利率従つて高く農業の改良行はれず、小農者は益々困難に陥りたれば、識者之を憂へ之が救済の方法に付き大に苦心せり。

時恰も(明治四十年二月一日より)本村に於ける短期農業講習會開設せられ、講師(當時の本縣立農事試験場長)農學士中村鐵太郎氏

より産業組合の性質効益經營の方法等に就き熱誠なる講話あり、其の設立の急務なるを諭示せられしかば聴衆痛く感動し、遂に有志協議の上發起人となり、定款を草し、組合加入を勧誘したるに百十四名の組合員を得、明治四十年三月一日定款を議定し、理事監事を選挙し設立を申請したるに、同年四月二日付を以て許可せられ、直ちに臨時總會を開き發會式を挙げ、第一回の出資拂込を了し同月二十一日登記を終へ、茲に有限責任相坂信用組合の設立を見るに至れり。

▲組合事業累年の狀況 設立以來の各年度末の狀況左の如し。

組合員數	出資金	準備金	貯金	貸付金	剩餘金
明治四〇年	二二六	一、二〇九	六	六九五	一〇〇
同 四一年	一四六	二八三	一三三	八二六	一八〇
同 四二年	一五〇	四四八七	五二九	一、一二二	五六八五
同 四三年	一五二	六、二六〇	一、一九四	一、四一七	八、二五七
同 四四年	一五四	八、〇三三	二、二二七	六、五二五	八、四二六
大正元年	一五九	一〇、三三九	三、五二九	六、〇六〇	一四、五四五

貸付利率は年一割九厘五毛、貯金利率は年七分二厘を普通とす。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	九九〇・五〇〇	出資金	一、一三二・〇〇〇
貸付金	一四、五四五・七〇〇	貯金	六〇六〇・一九九
預金	五、七二三・九六〇	準備金	三、五二九・八八三
什器	七六・二九〇	剩餘金	一、三七五・八八三
現金	九四九・五一五	合計	二二、二八五・九六五
合計	二二、二八五・九六五	合計	二二、二八五・九六五
損益計算 (大正元年度)		損失	
利益		貯金利息	三五九・二三一
貸付金利息	一、五三二・五四五	諸給料	三六・〇〇〇
預金利息	三〇三・九三〇	事務所借入料	一一・〇〇〇
雜收入	九〇・〇〇〇	出張手當	三・〇〇〇
		消耗品費	五・六三〇
		通信費	一・一〇〇

合	雜	慰	獎	總
計	費	勞	勵	會
		金	費	費
一、九二六・四七五				一七・一三〇
				一一・二九〇
				六五・〇〇〇
				三九・二一〇
				五五〇・五九二

差引剩餘金千三百七十五圓八十八錢三厘

▲組合事務 本組合は本郡内に於ける信用組合の嚆矢なりしを以て、役員等の苦心並に執務上の困難少なからざりしが、恰もよし、同年五月農商務省に第二回産業組合講習會開設せらるゝや、丸井理事は私費を以て出席聴講し、又竹ヶ原理事は本縣の講習を受け、丸井理事公務の餘暇執務の任に當り、竹ヶ原理事之を助けしを以て經營執務上不都合なきを得たりき、明治四十一年區域を若干區(現今十九區)に分ち一區毎に世話係一名を設け、新たに書記一名を雇入れ毎日曜日に執務せしめ、又理事は常に組合長私宅を以て充てられたる組合事務所に相會し、協力事業の發展に努力しつゝ、あるを以て、特に理事會を招集するが如き煩なし、毎年其事業年度内の豫算を作り總會の意見を聞きて經營上の指針となせり。

(イ)出資 一口の金額を金十圓とし、第一回拂込は金一圓、以後毎月二十五錢づゝ、拂込み、四十三年三月にて拂込を了したるを以て、出資額を變更し一口の金額を金二十圓に増資し引續き拂込を爲せり。

(ロ)貸付 創業當時は借入申込書を用ひ用途等を嚴重に調査したるも、其後は口頭を以て申込みしめ組合長は信用程度表に對照即決し、證書に連帶保證人(保證人は組合員に限らず)をして連署せしめ、無擔保貸付を爲せり、期限は普通一箇年以内毎年度十二月末の日曜日を限りとし、此の日を以て最終の組合勘定日となし居るにより、豫め注意を爲さざるも辨濟を怠るものなし。信用程度表は毎年一月之を評定し、組合員をして資産に應じて多くの口數を取得せしむる方針として、信用程度標準の基礎を出資口數に置き、資産、勤勉、品行、其他の四項を參考として定め、極めて簡單なる方法をとる。

毎年春季より七八月頃迄は、肥料農具購入、蠶業資金等のため運轉資金に欠乏を來たし、地方の銀行より借入を爲さんとするも利子高く組合の經營として思はしからざるを以て、篤志者より低利にて借入れ漸く需要を充たしたり、然るに爾來組合資産の増加と、貯金獎勵との結果資金潤澤となり、借入金が必要なき現狀となれり。

(ハ)貯金 貯金は組合員の義務として可成出資拂込と同時に毎月金五錢以上を強制的に貯金せしめ、尙貯金は各自の信用を上進するものなることを周知せしめ、豫め一般に通帳を交付し置き大に獎勵したれば、一人として預入れを爲さざるものなきのみならず一名にて二冊以上の通帳を所持し、隨時の収入を貯蓄するもの少からず。貸付利率は地方の金利に對し低利なるも更に之を低下し、組合員をして從來の如き覺悟を有せしめ、其の差額は特別貯金として貸付金返済と同時に預け入るゝの規約(規約参照)を設け

て實行し、又貯金に就き組合員中の模範たる者に賞品を授與する等の方法を實行せり。即ち組合員中、平素稼業に精勵し、勤儉産を治め他衆の模範たるべき者に對し、郡長に申請し總會席上に於て之を表彰し、以て組合員の向上を圖りつゝあり、而して已に表彰せられし者九名あり。

▲組合の效果 組合の設立に依り組合員の産業、經濟、教育、地方の自治風俗等に及ぼしたる影響尠からず。就中産業上にありては低利にして容易に資金を融通し得るを以て、農事の改良漸く行はれ、或は高歩の舊債を償還し、土地を買入るゝ者多く、加ふるに理事は肥料等の共同購入を斡旋せる爲め、組合員は品質良好にして低廉なるものを使用し、産業は年々著しき進歩を見るに至り、隨て勤儉、忠實、信義、隣保相助の美風漸く擧れるを見る。

本組合が設立以來未だ六箇年に過ぎざるに、前記の如き成績を擧げ得たるは、現組合長江渡氏の徳望善く衆心を集めたるに、竹ヶ原、丸井兩理事の献身的盡力と加ふるに組合員一致の宜しきを得たるが故なるべし。

更に本村には二十七年間育英の任に當れる小學校長加藤源三氏あり。風紀の改善産業の發達を爲せる決して徒爾ならざりしを思ふ。

有限責任相坂信用組合特別貯金規約

第一條 本組合員ハ組合定款規定ノ普通貯金ヲ爲スノ外借入金ニ對スル利子支拂ノ都度本組合ニ貯金ス

ルモノトス但シ支拂利子額金二十錢未満ハ此ノ限リニアラス

第二條 特別貯金ハ借入金ノ利子額ニ對スル十分ノ一以上トシ利子支拂ト同時ニ預入ル、モノトス但シ支拂利子五十錢未満ハ金五錢以上トス

第三條 借入金ノ利子支拂ヲ爲ス場合本規約ノ特別貯金ヲ爲サ、ルトキハ組合ハ貸金ヲ拒絶スルコトヲ得

第四條 本規約ニヨリ預入ヲ爲シタル貯金ハ組合ヲ脱退シタル場合ヲ除クノ外左ノ事由アルニ非ラサレハ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 天災地變ニ遭遇シタルトキ
- 二 前號ニ準スヘキ事由アリト理事カ認メタルトキ

第五條 本特別貯金ノ利率其他取扱方法等ハ普通貯金ノ例ニ依ル

附 則

第六條 本規約ハ明治四十年一月十日ヨリ實行シ本組合存在期間繼續スルモノトス

第七條 本規約ノ變更ノ決議ハ定款變更ノ例ニヨル

有限責任水橋賣藥信用組合

富山縣中新川郡西水橋町大字水橋西中町六〇一

明治三十五年十月一日設立

▲組合設立 水橋町は富山市を距る東北三里、北陸線水橋停車場所在地にして戸數五百四十五、人口三千三百餘、生産物は農、漁、賣藥、雜の四業に分れ古來町内の盛衰は一に賣藥業者の盛衰と其の運命を共にせること、當町賣藥業沿革の證する所なり。蓋し當町の賣藥は、其源を温ぬれば、實に二百餘年前に創まり、富山市賣藥に譲らざる歴史を有するものにして、維新前に於ける斯業隆盛の時代は、當所の繁榮其の極に達し、賣藥の水橋か水橋の賣藥かと迄に謳歌せしめたるもの全く斯業の隆否が如何に當町の死活を左右せしかを證するに足るべし。

明治維新の變革は多少斯業に打撃を及ぼせしも、斯は唯一時の現象に過ぎずして、明治十四年迄は敢て大なる變遷もなく順潮に發達したりしも、同十五年に至り始めて賣藥印紙規則の施行せらるゝに當り斯業に對する青天の霹靂、驚愕其の措置を知らず、爲めに法令に觸れて資産を蕩盡せし者あり、或は父祖傳來の斯業懸場を棄賣にする者あり、或は懸場を賣却せんとするも時勢此の如くなれば、之を購ふものなく、遂に抛擲の止むなきに至りし者もあり、祖先が其の子孫の爲めに最も美なる遺産とし、最も安全

なる遺産となし來れる賣藥業も茲に至りて不安危険なる事業と變ずるの状態となり、其困憊悲慘今尙當時の有様を回想すれば轉た戰慄の感に堪へざるなり。

物窮すれば變ずるの譬に洩れず、斯の如き状態も斯業者の苦心と經驗とにより、次第に其の措置を考慮し、數年にして漸く順調に歩の進むを見るに到れり、即ち從來の營業方法を一變し、各個人營業者は漸く合同經營に移り、又在來富山市賣藥同業者と合同經營をなし來りし者は漸次分離し、茲に當町同業者のみを以て保壽堂なる一團體を作り、協心戮力大に斯業の發展を企圖したり之實に明治二十年頃のことにして、爾來十年間即ち明治三十年頃迄は大なる變調を見ざりき。

由來越中賣藥は所謂配置賣藥にして、行商人を各地に派遣して戸毎に配置し、少くも半箇年或は一箇年の後に於て其消費高に對して代價を請求し、更に顧客の望に應じて新に賣藥品を配置し、後日復た之を廻り返すの慣習なれば、彼の店頭賣藥とは其趣を異にす、是れ越中賣藥の特長にして全國花客に信用を得たる所以なり。

然れども世運の進歩は年を逐ふて將み、斯業も亦漸く生存競争場裡に立つべく準備を爲すの必要あり。即ち益々製劑を吟味し、販路を擴張し、大に顧客に酬ゆるの急務を認むるに至れり、是に於て先づ斯業者相互の資本供給を饒にすべき途を講ずると同時に、勤儉貯蓄し互に信用を高めんとすの趣旨を以て、明治三十一年九月初めて保壽講を設け、一口に付毎月二十錢宛の積金を爲さしめ、其額總て六百圓に上れるを

以て之を數口に分ち公入札を以て貸附をなすこととせしに、資本需用者は熾んに公入札を爲して利子を糴り上げ、遂に一圓に對し月利二錢の高率に及び、斯る高率の資本を以て到底斯業の發展を期する能はず、之が發展を期せんには可成低利の資金を供給すべき必要あり依て斷然保壽講を解散して蓄積金を口數に應じて分配し、同時に信用組合設立の計畫を立て保壽講の分配金を以て直に第一回の出資拂込に充てしめんとせり。

▲組合經營の方法　かくて出資額一口金二十五圓、第一回拂込を金五圓となし同業者に組合加入勸誘を試みたるが、其當時は組合法の發布後日猶淺く、未だこれが眞味を解せず、動もすれば從來の頼母子講と其利害を同視し、同業者互に睨み合ひの態度をとり、進んで加入を快諾するもの甚だ少なく、當初の苦心は實に豫想外なりき。是に於て理事長押田喜訓氏は先づ自家の行商人等を諭し、高壓的手段を以て各一口以上の出資を有せしめ、他の同志者と共に極力勸誘に力めたる結果、漸くにして豫想口數の應募を見たるを以て、明治三十五年九月組合設立を出願し、同年十月其許可を得て曩の保壽講の配當金を以て拂込を了し所期の目的を達したり。

設立當時の情況右の如くなれば組合員中には猶狐疑の裡に加入しつゝある者も少なからざりしかば、先づ組合員をして本組合の事業が賣藥業者の自衛上且つ將來の擴張を圖る上に於て極めて有利にして信賴すべきものなることを自覺せしむるに力め、之と同時に組合の基礎を確實ならしむる方針をとり、爾

來此針路を誤らずして經營に任じつゝ今日に及びたるが、設立以來數年間に於ける苦心は實に想像外にして、種々の考案をめぐらして組合の主旨の普及に力めたり、又組合員をして本組合加入の有利なるを速に自覺せしめん爲め、比較的低利を以て資金の貸出しを行ひたりしが故に設立當初は其貸出しは普通銀行利率に準じ、而して預金は却て銀行より二厘高に預りたるを以て、從來高率の利息を拂ひ資金の供給を得つゝあるものは、恰も蟻の甘みに集るが如く翕然として集り來り、相競ふて組合につき資金の供給を仰がんとせり然れども組合に於ては漸く第一回の拂込を了りたる創業時代のことなれば、逆も全然其要求に應ずる能はざるは勿論なるを以て、先づ其要求の半額づゝの貸付を行ふと同時に、比較的利率の高きを餌として貯金を勵獎し、猶一面必要の場合には取引銀行より低利に借り入れ組合員の要求は力めて之を充たし爾來順調に其の經營を進めつゝある間に出資額全部の拂込を完了し、且つ逐次貯金額を増すに従ひ漸く資金の潤澤を來し、今や幸にして組合員の信用程度内に於ては遺憾なく資金の供給をなすことを得るに至れり。

貸付金は其用途を賣藥製劑の資金に限り、賣藥懸場又は有價證券を擔保となし、信用評定委員の調査評定したる信用程度表に照し貸付金限度（最高貸付限度金一千圓）の範圍内に於て貸付け、其期限は普通一箇年にして特別の場合には三箇年とす。貸付の利率は金融界の變動により時々高低あり其創設當時は最高日歩四錢五厘なりしも現今は最高三錢二厘最低二錢八厘にして毎年五月十一月の二回に利息の精算

をなす。

貯金は普通、定期、約定の三種とし其利率は日歩一錢四厘及年六分六厘とす。別に小口貯金即ち一口十錢以上の貯金を取扱ひ、利息は年六分の率を以て毎年二回づゝ元本に繰込むものあり。

事務執行には常務事務員一名を置き、事務を掌理せしめつゝあるが、現時の事務員は本組合創設以来の勤績者にして、深く其事務に精通し職を執ること極めて忠實にして、帳簿等は一切洋式により井然能く整理し、且つ組合員の利便を圖らんため執務時間の如きも一定の時限に拘はらず、極めて便宜の處理をなすの方針をとりつゝあり。

▲組合設立後の経過 本組合設立以来の状況は略前項中に於て述べたるが如しと雖も、今年年度の事業状況を概括すれば一、二、三月の頃は金融至て緩漫の状態なるも、四月下旬よりは資金必需の期に入るを以て、需要大に加はるを常とす。而して九月に至りては、販賣地より賣上金の回収時期となるを以て金融も亦漸次緩漫となりて常態に復するを例とす。然れども、全国各地の風水災並に凶作被害等は直接間接に斯業に影響を及ぼし、賣懸場先の集金意の如くならず、爲めに仕入資金の缺乏を來し、時々例外の逼迫を呈すること尠しとせず、此の如き現象も三十八年以降出資全部の拂込を了したりし後は、稍、資金潤澤となりて經營漸く適順となりたり。

近時斯業者たる組合員は盛に製劑の改良、販路の擴張に努め資金の運用大に活氣を呈し、賣藥界の隆運年を逐ふて進み、懸場帳の價格隨て昂騰し、前途益、有望なり。

現今組合員數八十一、出資口數二百二十二、出資拂込金五千五百圓、準備積立金三千六百六十四圓あり近時組合の信用大に高まり來れり。

設立以來事業の分量増加の状況次の如し。

年次	出資金	準備金	特別積立金	借入金	貯金	貸付金	剩餘金
明治三五年	1,110	1	1	580	1,506	3,245	17
同 三六年	2,664	1	1	8,197	1,910	6,902	233
同 三七年	4,218	58	68	8,196	2,208	6,884	507
同 三八年	5,550	184	250	3,010	2,464	9,611	735
同 三九年	5,550	438	446	6,220	3,498	10,964	882
同 四〇年	5,550	751	653	2,960	4,468	11,365	861
同 四一年	5,550	1,170	658	1,970	5,389	14,514	959
同 四二年	5,550	1,650	678	2,800	5,408	20,698	1,032
同 四三年	5,550	2,150	722	2,900	7,189	26,788	982

同 四四年	五、五五〇	二、五九〇	七二六	三、五六五	八、八九七	一九六〇九	九一九
大正元年	五、五五〇	二、九四〇	七四	四六〇〇	九、八一	二七、二三六	一、〇四一

備考 借入金及貸付金は年内に於て、借入れ又は貸付(前年末残をも含む)を爲したる全額を示し
貯金及其他にありては年度末の金額を掲げたるものなり。

次に大正元年度末貸借対照表及損益計算を示すべし

貸借対照表 (大正元年度末)	
貸方	借方
貸付金	出資金
一九、三三一・九三〇	五、五五〇・〇〇〇
國債證券	貯金
八二〇・五二五	九、八一・四六五
什器	借入金
一六三・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
未収入利子	準備金
一四二・五四一	二、九四〇・〇〇〇
現金	特別積立金
一九、五三三	七二四・九〇二
合計	剰餘金
二〇、四六七・五二九	一、〇四一・一六二
損益計算 (大正元年度)	合計
	二〇、四六七・五二九

損益	
利益	損失
貸付金利息	貯金利息
一、五六七・三〇〇	三九八・五三八
預金利息	借入金利息
八・三五〇	二二・六〇〇
國債證券利息	諸給料
六〇・一五〇	二二〇・〇〇〇
	旅費
	一、二〇〇
	事務所費
	五一・三〇〇
合計	合計
一、六三三・八〇〇	五九四・六三八

差引剩餘金千四十一圓十六錢二厘

本組合の設立及經營等に關しては、右に陳べたるが如し而も其の此處に到れる所以のものは一は時代の要求の然らしむる所なりと雖も、一は現理事長押田喜訓氏の達識なる夙に之が企劃をなし創立當時の役員亦克く協同一致之を輔佐したるに因り、遂に今日の隆運を見るに至りしこと一般の認むる所なり。

△組合の效果 本組合設立前は資産の豊かならざる同業者は富門に叩頭阿附して贈物を提供し、而かも高率の利子にて資金を借り入れたるを以て、奇利なき斯業にして高率の利子を拂ふことなれば、其利する處多くは高利貸に貢ぐが如き状態にして、其結果藥品の粗製となり販路の縮少となり、甚だしきは望を斯業の將來に絶ちて祖先の遺業を抛擲するの悲運に陥る者あり、然らざるも又富門に叩頭阿附する

の結果は自ら卑屈に陥り自重の精神を失へ向上の氣風絶えて起らざりしこと今より十數年前の狀況として蓋し已むを得ざりき。然れども組合設立後は、低利にて資金の供給を受け、而かも豊富に得らるゝを以て、製劑の改良吟味を爲して、自ら販路の擴張を圖り懸場帳の聲價は昂騰し、同業者の斯業に對する信念を確固ならしめ、益々相競ふて斯業の發展に奮勵努力するの向上的機運に向ひつゝあり、之を組合設立當年の印紙貼用額四千二百圓、逐年其額を増し、現時は其額實に七千四百圓に上りたる事實に徴しても其發展の狀況を窺知するに足るなり。

直接の効果は既に上來述べたる如くなるが、之を間接にしては組合員相互に親睦を厚ふし、勤儉貯蓄の美風を馴致し、殊に「信用は資本なり」との觀念を確實ならしめ、同時に社會の惡徳者流たる高利貸をして爪牙を逞ふる能はざらしめたり。

尙斯業關係外の町民も漸く産業組合なるもの、必要を認め組合設立の計畫ありと聞くは、地方將來の爲め甚だ喜ばしき現象なりとす。これ蓋し本組合の効績に負ふ處多し。

望蜀はこれ向上發展の途なり、信用組合事業の効績著しき見て猶ほ進んで近き將來に於て購買組合を兼營し、一層同業者の利益を資け、以て益々賣藥業の擴張を圖らんとす、これ本組合の將來に於ける計畫なり。

無限責任多根鍋山信用組合

島根縣飯石郡鍋山村大字乙加宮一二六五

明治三十八年六月三十日設立

▲組合設立の事情

鍋山村は飯石郡の北部に位し、村内を廣島道縦貫せるも丘陵起伏し、家屋多くは谿間に點在し、交通不便にして人情質朴、人口は二千四百八十七人、古來農を以て本業となし比較的暮し易き村落なりしが、明治十一二年の頃山林所有權に關し、他町村人と紛争を生じ、爲めに數千圓を消費し、松江、廣島、大阪の各裁判所に於て數回の訴訟をなし、剩へ敗訴に歸したるを以て住民の負擔は一時に増加し、加之敗訴の結果は年々米數十石を借地料として他村に支拂ふこととなり、其負擔の苦しきが上に、尙明治十八年地租調査の令達あるや、之に對して亦數千金を支出したるを以て、村民の負擔は益々増加し、困難實に名狀すべからざるものありき。

多根村は鍋山村と隣接し、地勢人情風俗等鍋山村と相似たり、人口僅かに九百五十二の小村にして、之亦純農村なり、去る年村治上に關して村内二派に別れ紛議を生じ、數度の訴訟事件さへ提起して、鍋山村と同じく村民の負債山をなし、頗る苦境に陥り金利は暴騰し産業衰へ、今に至りて之を救濟せざれば

ば殆んど挽回の見込なき迄に村勢頽廢せり、されば之が救済策は常に有志の苦慮する所なりき。偶々産業組合法の發布ありたるに際會して、事情相似たる多根、鍋山の兩村及中野の一村を加へて、三村聯合して信用組合を設立せんことを主唱し、多根村吾郷玄太郎氏、鍋山村原秀、秦豊市の兩氏、中野村名原徳三郎氏等相集りて、協議を遂げたれども、議遂に調はず各分離して獨立設置することとなりたり。然るに多根村は小村にして、而も多年蟠りたる有力者側の勢力争ひ等の爲めに、組合設立の如き一致の行動を取る能はざる事情あり、假りに之を設立するも資金の運轉困難にして圓滿の發達を遂ぐるに難かるべし、されば右の不都合を除き組合の機能を完からしめんには宜しく鍋山村と聯合するに如かずとて、愈協議を纏めて二箇村聯合し戸數六百九十四戸の區域を以て、無限責任多根鍋山信用組合を設立し許可を得たるは三十八年六月の事なりき。

▲經營の狀況 然るに産業組合法發布以來日尙淺くして、地方に於ても組合事例に乏しく、更に組合の精神を解せざる者の理も非もなき批難攻撃の聲に迷はされたる農民は、組合加入を躊躇し、又一面に於ては、組合設立に直接利害關係を有する金銭貸付業者の如きは種々の虚言を構へて其成立を阻害するあり、此等の爲めに設立者は非常の苦心を以て、東奔西走百方説きて加入を勧めたりしも、遂に組合地區内總戸數六百九十四に對し、僅かに百三十戸の同意を得たるのみなりき。而も或一大字は擧て加入せざるもあり斯の如き有様の中にありて辛じて組合は成立を遂げたり、而して組合の事業たるや創始の事にし

て範を他に求むるの途なく、理事者と雖も全く無經驗なるを以て、其の成功不成功に就きては、組合設立者を始め大に苦慮しつゝありし程なれば、一般村民の加入容易ならざりしも尤の次第なり、されど、一旦組合設立の曉には、其事業の興廢は村内に於ける金融に重大なる關係を有す、若し一朝敗滅に歸せんか村民の之に對する惡感と不信認とは三十年、五十年を以て拭ふこと能はず、村勢永く疲弊して回復の途なかるべし、されば、信用組合の事業は村の問題として之より大なるはなし、極力盡瘁して事業経過を見るべしとの決心をなしたる役員の意味は大磐石の如くにして動かす、屢會合を催し研究を重ね當初にありては、役員が其私財を投して組合事業を援助したること一再ならざりき。

組合出資一口の金額は十圓にして、第一回拂込一圓、爾後六月、十二月の兩度に五十錢宛の拂込を爲さしめしも、小額の拂込濟出資金を以て多くの組合員の借入希望に應ずる能はず、設立初年度に於て千八百圓の借入金爲し、四千餘圓の貸付を行ひたり、此時代に於ける經營は、實に前途を氣遣はしめしが、一面貯金の奨励に全力を盡したれば、漸く信用組合の常軌の上を進むに至れり。

(一)貯金 貯金は組合設立の目的の殊に主要なるものにして其増加を速かならしめんが爲めに、地方に比類なき年七分二厘(四十四年六月より六分)の高利を與へ、加之月の上半期に預け入れたる者に對しては、其月の半利を與ふること、なして、理事、監事信用評定委員、總掛りにて、一粒萬倍の義を説き廻り、大に貯蓄心を鼓吹し所々に貯金受取所を設け奨励したる結果、創立第一年度而も七月より十二月

の半年間に於て、組合總員百三十人中の七十六人にて、一千餘圓の貯金あり、組合資金運轉上大に利する所ありたり。

かくて明治四十一年五六月頃よりの生糸貿易の不況は地方金融界に大なる變調を來たし、春繭の相場は下落し、延て畜牛の價格、米價等にも大影響を及ぼし、爲めに金融逼迫し附近の某銀行の如きは既に破綻に頻し、其の動搖の爲めに多數の預金者は各損失を被りしが、當組合に於ては大に警戒を爲して動搖を避け、更に損害を生ぜず僅かに貯金の拂戻に多少の影響を受けたるのみ、頗る平靜なりしかば一般村民より受くる組合の信用急に高まり組合員の増加と共に貯金額増大し、別表累年の成績に示せるが如し
(二)貸付 貸付は月一分(四十四年七月より月八厘)にて貸出し、其の用途は嚴重に調査し、事業より生ずる利益の多少等に迄役員の思慮を用ひて、収益の計畫に誤りなからしめんことを期し、又曾て事業上に用ひたる資金に高利のあるときは、成るべく之を返濟せしめ、普通肥料資金の如きは組合に於て肥料の共同購入をなして之を分配し、肥料資金借用證を徴し、物品を以て貸與する方法を取り、又二面田區の改正、耕地整理、畜牛の改良、養蠶の奨励を爲し、組合員各自の力量に應じたる産業の擴張を勸めつゝあり。

本組合經營の方針及資金の關係は前述の如くなるが、尙組合設立以來の各年度末の數字を示せば左の如し

(×は調査漏)

年次	組合員數	出資金	準備金	借入金	貯金	貸付金	預ケ金	剩餘金
明治三八年	一三〇	×	—	一、八〇〇	一、〇一七	二、八七五	×	×
同 三九年	三〇〇	×	四九	五、九〇〇	二、三二〇	六、九八九	×	×
同 四〇年	三三七	一、〇七九	二九四	四、六五〇	四、五六四	九、九八九	五七二	四〇六
同 四一年	三六二	二、五五九	六四七	五、四〇〇	四、〇九三	一一、七三五	六六二	五一四
同 四二年	三六三	三、二七〇	九七七	四、五〇〇	四、七二七	一三、〇一四	五〇八	六四〇
同 四三年	三六四	四、〇〇〇	一、三九三	三、五〇〇	六、九〇四	一四、二三四	一九二	八四〇
同 四四年	三七四	四、七六五	一、九五六	二、四五〇	一〇、五四二	一三、三〇〇	四四八〇	七七五
大正元年	五一九	七、四五〇	三、三六〇	—	一五、〇三〇	一六、四九七	七、二二三	七七七

大正元年度末に於ては、貯金、拂込濟出資金、準備金、特別積立金を合せて二萬五千四圓となり、一萬六千圓の貸付を爲して、尙預金七千二百餘圓を有し、此時迄に借入金を全部償却し終りて、當組合は茲に全く産業資金の獨立を見るに至れり。過去八箇年間の經營中には、屢々遭遇したる困難ありたりしも、今日の如く信用の基礎確立するに於ては、過去の苦心は却て今日の愉快を増すの原因となり、役員衷心の満足は筆紙の能く盡す所にあらざるなり。金利を益、引下げて産業資金を供給せば、恰も槓杆の一端を押して、他端の上向するが如く産業興隆して村民其業に樂しむ。組合の力亦偉大なるを想はずんば

あらざるなり。

當組合の基礎を今日の如く確實ならしめたる原因は、勿論多々あるべしと雖も、原、吾郷、秦理事等の周到なる注意に依りて、組合經營の方針を誤りなく確立せしめたるに依る所尤も多し、嘗て三十九年松岡前農商務大臣が、組合長原秀氏に發せられたる諮問の要領として、次の如きものあり「果して貸付金が目的通り使用せられつゝありや」此言は實に當組合の基礎を築きたる盤石なりしなり、爾來此方面に對する理事の注意は最も嚴重なりき。萬一貸付金が其用途に反して消費せられたりとせば、定期の返済の不可能なるは勿論、其者が組合より受くる信用は急ち斷絶すべし、而も其惡例は組合員間に流布して貸付金は固定し、延て組合自ら組合員の信用を受くること能はず、貯金は拂戻され、資金欠乏して組合の活動は忽ち中絶すること明かなり、されば、當組合の役員は組合事務に付き、單に組合長一人に委任することなく、一致協力互に氣脈を通じ借入申込書に就きては慎重に調査し、其當該部落の信用評定委員をして、内密に、果して借入申込者が其の目的通りに使用するや否を糺し、然して後貸付をなし貸付期間中も時々委員の報告を徴して調査を遂げ、萬一不心得の者あるときは、有ゆる手段を以て組合の方針を説諭し、組合の悪用を防ぎ、只管組合員をして健全なる發達を遂げしめんことに全力を注げる結果幸にして積年疲弊の貧村に於て、本組合の如き成績を擧ぐることを得たるなり。

▲効果 組合事業に依る有形無形の効果は、土地開墾、溜池設置、土地改良、耕地整理、養蠶業、畜産業

等に著しき効果を見たる外、尙造林、椎茸製造等の業を起し、進んで高利の舊債整理に資金を投入したる結果、組合員の經濟をして漸次向上せしめつゝあり。
最近の貸借對照表及損益計算を掲げて参考に資せん。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸借對照表	
貸方	借方
貸付金	出資金
預金	貯金
證券	聯合會未拂込出資
什器	準備金
聯合會出資	特別積立金
現金	脱退者勘定
	本年度剩餘金
合計	合計

損益計算 (大正元年度)

貸付金利息
預金利息
雑収入
證券利息

一、四八七・八一四
三七七・六六〇
六三〇
八・三三〇

借入金利息
貯金利息
収入印紙代
通帳帳簿
印刷費
借入金期限内
返済手数料
書記給料
登記諸費
旅費
通信費
消耗品費
帳簿及印刷費
中央會費
諸雇人給
雑費

一六八
八〇・五六〇
七二七・六八八
二二・九九〇
一一・五三〇
二八・一五
二〇・六四〇
一〇八・〇〇〇
一一・三二〇
四一・二五〇
二二・三五五
七・二六三
一一・三五五
二・四〇〇
一〇・二二四
一三・五四七

合計

一、八七四・四三四

雑損
合計

一、〇八六・五四七

八一〇

差引剩餘金七百八十七圓八十八錢七厘

有限責任宮内信用販賣購買生産組合

廣島縣佐伯郡宮内村二五五四ノ一

明治四十年一月十四日設立

▲組合設立の事情 宮内村は廣島縣佐伯郡沿海部の中央に位し、東部一帯は廣島灣に臨み北西南の三面は山を以て圍み、平良村、原村、玖島村、友原村、三和村、大野村、地御前村の七箇村に隣し、東西二里二十二町、南北一里七町あり、其面積約一方里餘、耕地、宅地併せて其十分の二、他は悉く山野に屬す。舊高二千石と稱し古來より殆んど獨立の形勢にある農村にして、郡内に於ても亦有名の村落なりしなり。然るに明治十二三年の頃より隣村と村境界に就きて訴訟を始め、多年紛糾して解決せず、村稅嵩みて秋收之に伴はず、一村日に疲弊して諸稅の滯納者多く、爲めに村經費の支辨差支を生じたること屢あり。當時の戸長たりし某氏は、村内有數なる資産家なりしを以て私財を投じて村費の繰替拂をなし、

一時を糊塗し一日の苟安を保ちたりしが、之亦能く支へず、前の立替金を訴訟を以て請求に及びたりしかば、彼是混亂數年間に亘り村費増々嵩み、農家の經濟は年を経る毎に萎縮し、租税の滞納者は逐年其の數を加へ、小農は生計難の爲に防長或は九州に出稼し、或は北海道に移住し、米國布哇に渡航するものあり、村内寂莫を感じ其弊の及ぶ所鮮少にあらず、明治十八年以來官選の戸長就任し専ら村の改善に力めたれども、容易に之を改むる能はず、明治二十二年町村制の施行せられしを機として村政の大整理を行はんとせしも、進んで村長の重任に當る者なく、已を得ず前戸長を以て村長に推し整理に着手したりされども、諸税の延滞は年を重ねて倍々濟決し難く、依て専任収入役を置き如上の債務を整理せんが爲め臨時村費の賦課を行ひたるに、村民は痛く其苛重の負擔に苦しみ滞納者一層増加し如何とも爲す能はず、已を得ず二十三年三月強制手段を執り、滞納處分に出てたるに其結果督促令狀を發せるもの二百五十餘件、財産差押の手續を爲せるもの六十七件、欠損處分を爲せるもの十三件、尙國縣税の滞納を報告せしもの九十五件の如き状態にあり、翻て村民各個の經濟を見るときは農業者と雖も單に農事を以て經濟を立つる能はず、其翌二十四年縣道改修を機として荷車輓及馬追ひを始めたもの多く、土地を賣却せんとするもの續出したれども村内に於ては之を買取る資力なく、且村債は村内の土地に賦課するものとの訛傳ありしを以て土地の賣買價格に非常の影響を及ぼし、田一反歩の價格僅かに四十圓内外山林一反歩一圓乃至二圓の賣買値段を以て村外へ賣却せしこと夥しく、今廿三年以來の村内土地所有の狀況を

見るときは、

	村内人の所有	他町村人の所有	合 計
明治二三年	畑 一五二・九七二 田 三六・八三九	畑 七五・二五七 田 七〇・二一八	畑 二二〇・二二九 田 四三・八四〇
同 三二年	畑 一三〇・二三八 田 三三・七三六	畑 七八・二二五 田 九・九五六	畑 二〇八・四六三 田 四二・六九二
同 四一年	畑 一一五・四〇六 田 二七・七五四	畑 九三・二五九 田 一一・七三九	畑 二〇八・六六五 田 三九・四九三

右に示すごとく二十三年より四十一年迄十九箇年間に、他町村に流出したる耕地面積田三十六町歩、畑四町七反三畝十一歩、四十一年の調査に依るときは他町村より入作する者百十四人の多きに達せり。榮ゆる村は其人口の増減に於ても表はる、本村の戸數人口を見るに之又思半に過ぐるものあり、既往百年間に於て人口の増加は僅かに五百二十一人にして、一箇年平均五人二分戸數は却て六戸の減少を見たり、之本村内に出生するもの、數少なきにはあらざれども、村勢の次第に非なるを見て管外に轉出したるに依るものなり。

如斯本村の疲弊は一朝一夕の事にあらず土地は滔々他町村に流出して秋收の三分の一は他村の資産家

に捧げざるを得ざるのみならず、尙其願使によりて翌年の計を立つるの非境に陥り其生活の低度なること言ふに及ばず、茲に至りて尙村民は自覺せざるか、此苦境にありながら尙明治聖代の民として耻づることろなきか、乍併因襲の久しき貧窮に馴れたる本村民は容易に活躍の氣運に進まず、廿九年村内一部に信用組合設立の議ありしも時機未だ至らず空しく中止の止むを得ざりしを如何せん。されども一度信用組合の萌芽を見るや有志者の意嚮次第に集り、明治三十八年一月六日記念すべき旅順陥落の祝意を表せんとして、村民會合を催せる。一日有志相謀りて勤儉貯蓄組合を創設し、規約十箇條を定め専ら貯蓄の勸誘に力めたりしが、其人員僅かに八十五人金額百二十九圓餘を集め得たるのみ。かくて貯蓄組合の事業効果甚だ擧らず。貯蓄のみを以て村内の産業を勸め繁榮を圖るべからざるを覺り、三十九年に至り愈産業組合設立の議熟し、翌四十年一月十四日設立許可を受くるに至れり

▲設立後の状況 本村は明治二十五年頃同愛社と稱する掛金倍戻しの法因講なるものあり、之に關係せる村民の痛く手を焼きたる後なりしかば、組合の設立ありたるも尙村人之と同一視して容易に加入せず、殊に産業組合の惠澤に浴せしむべき生計裕ならざる者多數を占むる有様なれば當事者の苦心は一層なりき。當初出資金の如きも極めて少額なりしかば、専ら借入金を以て融通したりしが、かくては組合を通して利益を他へ散出するのみなるを以て、俄かに貯蓄を勸めんごせしも積年疲弊の後思ふに任せず、茲に一考を案じ貯蓄基金の造成の爲め副業として鹽吹製造を奨励し、製品三萬餘個を組合に藏置中

鹽吹寸法改正あり、全部を擧げて石灰其他の用品として賣却するの止むを得ざる結果となり、二百餘圓を損失したり設立第二年度に於て此大失敗を招きたれども、役員至誠を以て事を行ひたる爲め幸ひ組合の信用を傷ふことなく、大に組合員を激勵して貯金を勧めたる結果三千より七千、七千より一萬の如く増大し、經營漸く順調に進み、現今組合員數三百人餘貸付金二萬七千餘圓、貯金高二萬三千餘圓、積立金千四百餘圓を有する組合となりたり各年度末の状況左の如し

組合員數	拂込 出資金	特別 積立金	貯 金	貸付 金	剩餘 金
明治四〇年	二三五	一、二二四	二二三	一、二五〇	二五九
同 四一年	二七二	二、八二八	一九三	三、五〇三	五、八一六
同 四四年	二七七	五、一八二	四九九	七、二二四	一一、四八三
同 四三年	二七五	六、三七九	七六五	一一、六四五	八、八八
同 四四年	三二〇	七、六三五	一、四二七	二七、一〇九	一、三三四

貸付利率は最低七分四厘より最高一割八厘迄、貯金利率は最低六分四厘より最高七分八厘迄とす。貸付金の用途は耕地宅地山林牛馬肥料荷車家屋等の購入資金、田畑の修理及商業工業資金等なり。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方 借方

拂込未済出資金	一、三七五・九七三	出資金	一〇、六〇五・〇〇〇
貸付金	四四、一〇八・二三〇	貯金	三二、七八・七五八
預金	三三	準備金	二四九三・九九五
什器	八・五六〇	特別積立金	三五一・三八九
貸付利子未収入	一、三四六・三五八	借入金	五六二・〇〇〇
購買品	二五・五五〇	未拂利子	八三五・三五一
購買品代金未收	四八六九二	剰餘金	一、八五一・二三三
購買代金延滞利子未收	三・一八三	合計	四八四一七・六一六
販賣代金未收	一八・九四〇	現金	一、四八二・〇九七
現金	一、四八二・〇九七	合計	四八四一七・六一六
合計	四八四一七・六一六	損益計算 (大正元年度)	
利益		貸付金利息	三、四二五・四三〇
貸付金利息	三、四二五・四三〇	預金利息	一、三八・三三〇
預金利息	一、三八・三三〇	貯金利息	一、四八九・三一九
		借入金利息	三二二・六七五
		損失	

一七四

購買利益	一六六・九九六	諸給料	一三三・九六五
販賣利益	一・六七〇	旅費	一九・五八〇
雑収入	一八・六〇〇	消耗品費	三二・〇五〇
延滞利息	一七三・二一六	通信費	二・二〇〇
合計	三、九二四・一四二	收入印紙	一〇・二〇〇
差引剩餘金千八百五十一圓十二錢三厘		備品償却	・一八〇
		雑費	四〇・八五〇
		賞與	三二・〇〇〇
		合計	二、〇七三・〇一九

購買販賣の事業は未だ發展の域に達せざるも大正元年度の事業に就きて見れば、購買は肥料、食鹽、農具等四千四百餘圓、販賣は石灰菰を取扱ひ販賣高二十四圓なり。

▲事務取扱 組合役員時々集會して重要事項を協定し、現金の出納帳簿の整理、購買品の受拂等は川北組合長が村役場事務の傍之を處理し、一名の書記をして事務を扱はしむ。

「眞面目なる組合を作るには組合員の圓滿なる家庭を作るにあり、其圓滿なる家庭を作るには組合員並

其家族の訓育を爲すにあり、須く導くに加かす」とは川北組合長外役員の主張にして度々集合を催し講話會を開き、之が實行を圖りしも尙及ばざるを遺憾とし、且時間の經濟を考へ、讀易く手短かなる印刷物を組合員に配布し、居ながらにして之を讀ましめ談笑の間に風化せんと企て、四十二年一月より隔月に風俗勤儉に關する印刷物を配布したるに、其効果頗る良好なるを認め、四十四年一月よりは其回數を倍加し、毎月一葉づゝ各戸へ配布したるに、組合員は其配布を受けたる印刷物を以て家族一同に讀み聞かするを以て樂みとし、又米國布哇へ出稼中の家族へ送り、時事報導の一節となすものあり、皆喜んで再讀三讀し各々自ら其行を慎しみ業を勵みつゝあり。

▲効果 組合設立以前は金融極めて窮迫なりしと地方取引上の惡習慣とによりて、肥料の購入の如きは極めて不利益の地位にあり、掛買をなしたる肥料代金は秋收の季節に於て支拂を爲すも其の間月一分五厘乃至二分の利子を附せられ、且品質劣等にして非常の割高となりし爲め、小農は施肥を扣へ收穫は漸減じて農業漸次衰頽に傾きつゝありしに、組合設立後は良質なる肥料を割安に使用し、小農者と雖も容易に施肥の便を得たるに依り、肥料使用高は從來の二倍以上に達し、米麥の收穫増加せるを以て漸次農業を重するに至れり、組合設立以前細民は容易に資金の借入を爲すを得ざりしを以て生業に非常の苦痛を伴ひ動もすれば出稼の有利なるを口にし、人氣常に動搖して安着せざりしが、組合設立以來は村内一般金利低下し、而も容易に借入ることを得べき状態にあるを以て、組合員は各新規なる有利なる事業

を撰び、馬車荷車等を造りて運搬に便し、或は冬期山林の上毛を買入れ薪炭業に従事し、或は繩菰吹等を製作販賣する等、漸次組合員の事業進歩せるを見る。

本村が數十年前より漸々衰頽の境に陥り村民の經濟萎靡振はず、道德地を拂ふに至りたること既に述べたる處の如くなれば、組合設立後僅かに六箇年を経過せる今日俄かに繁榮を來すべき筈はなれども、近來著しく産業上に活氣を帯び來り、四十二年以來は毎年幾分づゝ土地の買戻しを見るに至り、組合役員には其人を得、組合員亦一致して村の改善の爲めに盡力し本村の青年會も亦之に隨つて大に活動しつゝあり。宮内村の過去現在には頗る味ふべきもの少なからず、而して佐伯郡内に於ける産業組合は本組合を以て最も古しと爲す、今や郡内に設立せられたる組合十二を數へ、大方範を本組合に採りたるも亦組合の功績中に洩すべからざる事柄なりとす。

有限責任久友信用購買販賣生産組合

廣島縣豊田郡久友村大字久比

明治三十九年七月九日設立

▲設立事情

廣島縣豊田郡久友村は、戸數五百餘戸、其所有土地反別八百十餘町歩、其内耕地は三百

餘町歩に過ぎず、而も其耕地は山畑にして、收穫乏しく、村民は古來頗る生計困難の状態にあり。然るに近年柑橘類の栽植一時に勃興して山野を開墾し、海濱を埋立て、二百五十餘町歩の新開地へ悉く柑橘樹を植付け、尙邸宅の周圍寸尺の空地に迄植付けをなし、追々收穫高増加したれば、さなきだに奢侈輕薄に流るゝ時に當りて、從來に比し俄かに多額の收入を得たる村民は、次第に惰氣を起して放逸に走り、大に警戒を要する時期となれり。これを見たる村内有志力者は、明治三十九年七月九日、久友信用購買組合を設立して村勢を健實に進めんとせり。

▲設立後の経過 爾來勤儉を勧め、勤勞の尙ぶべきことを知らしめ、村民の投機心を鎮め四十二年に至りて販賣生産の事業を兼營して産業上遺利なきを期せり。設立當初に於ては、組合員僅かに百七十四人にして、區域内戸數五百三十二戸に比して三割二分に過ぎざりしが、四十四年度末に至りては四百五十五人に増加し、區域内戸數の八割五分強に達せり。組合員増加に伴ひ、且又組合の精神漸く組合員間に普及するにつれて、事業の分量漸次増加し、信用部の事業は極めて順調に發達し、左の如き數字を示せり。

貯金受入總高	明治三十九年	同 四〇年	同 四一年	同 四二年	同 四三年	同 四四年	大正元年
	八,四三三	二六,七七五	二二,九六〇	三五,四九三	五〇,九二八	四七,五六五	四〇,六一六
貸付總高	七,六三三	二〇,九二九	一九,四四〇	三〇,〇九八	五二,二二二	六一,四四七	四四,六五五

貸付金返済高	五,二九三	二〇,七二四	一七,一八二	二〇,〇六四	三三,〇七一	四〇,一〇一	三九,一三〇
貯金拂戻高	五,〇三〇	二二,二〇一	一五,四五九	二二,八四四	三三,五九三	二六,四四四	三四,五〇五
貯金現在高	三,四〇二	四五七三	七,四四六	二二,六四九	一八,三三四	二二,二一〇	二七,三三一
貸付現在高	二,三三九	二二五	二,〇五八	一〇,〇三三	一八,一四〇	二二,三四六	二四,六五三
貯金利率	年六分至	全	全	全	全	全	全
貸付利率	年一分二分	全	全	全	全	全	全

前表に於て見るときは、貯金受入總額と貸付受入總額とは各年殆んど相近く、貸付金返済高と貯金拂戻高と亦互に相近き數字を示し、四十四年度に至り貸付高、貯金受入高との權衡を失し、貸付高約一萬四千圓貯金受入高に超過したるに對し、同年度貸付返済高は貯金拂戻高を超過するもの約一万四千圓ありて平衡せり。今更に組合金庫に流入せる貯金受入高及貸付金返済高の合計と、流出せる貸付高及貯金拂戻高との合計を比較するときは、

貯金受入總高	明治三十九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
貸付金返済高	一三,七二七	四七,四八九	四〇,〇八九	五五,五五八	八四,〇〇〇	八七,六六七	七九,七四六
貯金總高	二,二六三	四三,一三〇	三四,七〇〇	五二,九四三	八三,八〇六	八七,八九二	七九,一六〇

の如き成績を見る。組合設立後六箇年の成績として、本組合の如きは、信用組合の運用を誤らざるも